

# 都市政策

季 刊 第 40 号 '85.7

## 特集 自治体とニューメディア

ニューメディア社会の将来像	滑 川 敏 彦
ニューメディアの現状と展望	水 内 清
自治体のニューメディア政策	高 寄 昇 三
港湾と情報化	菅 野 正 秀
CATVのあゆみと神戸市のとりくみ	富 井 昭 博
銀行のニューメディア対応	藤 岡 義 明
神戸製鋼のテレビ会議システムについて	見 市 拓

---

地方自治思想の系譜Ⅵ	神戸市地方自治研究会
都市公共交通事業(バス)はなぜ赤字になるのか	高 橋 信 雄

---

ニューメディアシティへの政策ビジョン	神 戸 市
--------------------	-------

# 都市政策

第39号 主要目次 特集 自治体OAシステム

1985年4月1日発行

OAシステム導入の理論的課題	吉田 寛
自治体におけるOA化構想とその展開	伊達 信昭
OAシステムと費用効果分析	高寄 昇三
自治体のOA化とその処理形態	宮崎 稔
OA化とセキュリティ対策	中前 正憲
OA化とプライバシー保護	辻村 勇
OA化と雇用・健康管理	自治体OAシステム研究会

---

地方自治思想の系譜Ⅴ

神戸市地方自治研究会

---

地方自治体へのOAシステム導入

(財)神戸都市問題研究所

次号予告 第41号 特集 都市と産業振興

1985年10月発行予定

60年代における大都市産業構造	新庄 浩二
ベンチャービジネスの系譜	加護野 忠男
神戸市における中小企業施策の新展開	柚木 資弘
真珠業界と神戸	田崎 俊作
コーヒー産業と神戸	上島 達司
ハイテク企業の経営戦略	吉岡 昭一郎

---

地方自治思想の系譜

神戸市地方自治研究会

---

神戸市ベンチャービジネス研究会報告書

---

## は し が き

ニューメディア時代が来たといわれる。双方向CATV、ビデオテックス、VAN、衛星通信、文字多重放送、ビデオディスクなど様々な新しいメディアが一勢に姿を現わし、互いに競い合っている。これらは、産業活動だけでなく市民生活にも大きな影響をもたらす。

行政は情報化への取り組みが最も遅れていたが、昨年から今年にかけて、テレビピア計画やニューメディアコミュニティ構想、さらにはテレポート構想も加わって、全国的にニューメディアフィーバーが広がった。国の打出す構想に各自自治体はそろって名のりをあげ、ニューメディア・シティのお墨付きを得るための競争をくり広げる。それは、情報化の基盤作りがこれからの地域活性化にとって不可決の条件と考えられたからである。そのニューメディア熱もようやく鎮静化の兆しをみせ始めた。

これからむしろ、冷静にニューメディアのもたらすメリット・デメリットを見定め、その活用方策を検討し、具体的なシステムの構築にとりくむべき時である。一過性のものに終わらせることなく、将来に向けて着実な取り組みが求められる。

確かにニューメディアは、情報力の地域格差をなくす機能をもつといわれるが、ネットワークが形成されたとき、地方がそのネットワークを十分に活用する力をもたなければ、あい変わらず、情報は中央に吸い上げられるばかりで、格差は一層広がるかも知れない。また、幅広い多様な情報の提供は市民生活を豊かにするが、一方で、プライバシーが侵害される危険も広がる。

これまで、ニューメディアはハード面が中心になって開発が進み、それをいかに活用し市民福祉に役立てるかといったソフト面は、なおざりにされてきたきらいがある。供給が新たな需要を生み出すといった面もあるが、やはりソフト面の開発も併行して進めていくべきであろう。

とくに、自治体はこれらのニューメディアを活用して、行政情報システムの確立や、教育・レクリエーション・福祉など様々な分野での住民サービスの向上が期待されており、また地域産業の育成に役立てていくことも重要な課題である。官・民が協力して地域の主体的なニューメディアシステムを構築していくことが、地域活性化の道である。

---

<b>■ 特集</b>		<b>自治体とニューメディア</b>	
ニューメディア社会の将来像	滑川敏彦	3	
ニューメディアの現状と展望	水内清	15	
自治体のニューメディア政策	高寄昇三	27	
港湾と情報化	菅野正秀	38	
CATVのあゆみと神戸市のとりくみ	富井昭博	51	
銀行のニューメディア対応	藤岡義明	66	
神戸製鋼のテレビ会議システムについて	見市拓	78	
<b>■ 特別論文</b>			
地方自治思想の系譜Ⅶ	神戸市地方自治研究会	94	
——田中正造の自治思想3——			
都市公共交通事業(バス)はなぜ赤字になるのか	高橋信雄	121	
<b>■ 潮流</b>			
テレポート構想(134)	すばるプラン(新近畿創造生計画)	(136)	
サラリーマン税金訴訟最高裁判決(139)	神戸アジアセンター	(140)	
<b>■ 行政資料</b>			
ニューメディア・シティへの政策ビジョン	神戸市	143	
<b>■ 新刊紹介</b>			173

# ニューメディア社会の将来像

滑 川 敏 彦

(大阪大学工学部教授)

## 1 情報化社会

将来のニューメディア社会は情報化社会である。ニューメディアのニューがどれて、新しい電気通信サービスも普及したことになる。情報化社会も、化がとればそれなりの成熟社会としての段階に達する。即ち情報社会である。ニューメディアといま叫ばれているメディアも、未来の情報社会では誰もが毎日使っている空気のようなものになるろう。

1975年の正月号として、英国のザ・エコノミスト誌は、太平洋時代特集号を出している。太平洋時代は、大平内閣当時に政府の基本戦略としても取り上げられている。「太平洋時代は日本を中心とした新しい時代であって、いままさに始まろうとしている。これからの百年間は太平洋時代となる。」という説である。

太平洋時代はテレコミュニケーションの発達にその特長があるとエコノミスト誌は指摘している。1775年からの百年間は産業革命による英国の時代で、汽車と汽船というような人と物との輸送機関が地球を征服して行った時代である。続く1875年からの百年間は第2次の産業革命が米国で起こり、自動車、航空機のような高速輸送機関が発達し、工業社会を形成するにいたった。大量生産技術がフォードによって始められた時代であった。

1975年までに我が国は、汽車、汽船についての技術は世界一となっている。小型自動車の生産ならば米国に勝っている。航空機と宇宙産業は敗戦の後遺症で米国に後れを取っている。この日本が人類最後で最大のイノベーションを推

進している。何かというとテレコミュニケーションのシステムと技術であるということが述べられている。エコノミスト誌にである。人類最後で最大のイノベーションとはいささかオーバーな表現のようにも感じられるが、人と物の輸送のシステムは成就し、新しいテレコミュニケーションのシステムが情報を運ぶ、ここに重点が置かれる時代が、これから展開されるということなのである。してみるとこれはまさに情報化社会ということである。英語としては情報化社会という概念は当時なかったのである。

1977年秋に西独政府からの招へいで、首都ボンで開催された、シンポジウムに参加講演したことがある。彼等はどう考えた。日本の高度成長の秘けつは何かと。西独も結構高度経済成長を遂げているが、これを上廻る力を出しているのは不思議である。その理由を西独の東方研究所の結論として、日本でいわれている情報化社会の標語に官民が結集しはじめている。これである。と考えたのである。そこで日独シンポジウムの開催ということであるが、日独同時通訳付きで開催されたこのシンポジウムは日本語名では情報化社会シンポジウム、独語では情報化社会の代わりに、コミュニカティーフェンゲゼルシャフトを使って開催されたのである。独語にも、英語にもない情報化社会である。最近では米語訳されてインフォメーション・ソサイエティという用語が使用され始めた。

日独情報化シンポジウムの内容については省略するが、日本側の4人のスピーカーの一人が、中村元先生であったことだけ付記しておく。御承知のように中村先生は東大教授退官後も東洋哲学の研究所長として活躍されておられる原始仏教などの方面の泰斗である。この中村先生を西独側が加えた理由は、情報化社会の基礎はメタコミュニケーションでその背景として、西欧社会はキリスト教であり、日本社会ではそれは仏教である、という考えからであり、私達日本人の情報化社会論と比べると、如何にもドイツ的な、議論好み、哲学好みの特性が出ているという感を深くした。

情報化社会は昭和45年前位に当時経済企画庁の下河辺氏等によって、ブレンストーミングのなかから概念づくりがなされた。未来工学研究所の林雄二郎

の著書“情報化社会”は西独側でも当時評価されていたようである。情報化社会は、日本人によって作られた、次世紀をリードして行くコンセプトである。

情報化社会では、情報に付加価値が与えられることが重要になってくる。重厚長大から軽薄短小の時代へと、いまよく言われているが、軽薄短小の最たるものが情報そのものであるといえよう。日本人の社会では、昔からそのようであるが、自然発生的に情報化社会というような新語が、市民権を得て、なんとなくコンセンサスが得られる。ドイツ式の厳密な定義などは、はじめから存在しない。これと比較すると、同じ次世代の状況を予測した、ダニエル・ベルの“脱工業化社会”，アービン・トフラーの“第3の波”の場合のほうがすっかりしていると思われる。もっとも、脱工業化社会といっても、まして第3の波といっても、まだあいまいな点が残ることには変わりないという議論が残っている。その議論は一まず置いておいて、ここでは情報化社会を支える新しいメディア、世にいわれるニューメディアについて考えることとする。

## 2 コミュニケーションのメディア

マイクロエレクトロニクスの進歩は集積回路からLSI、さらには超LSIへと、あっという間にハイテク部品を新しく開発してきた。

これにより、コンピュータは、パソコンとか、漢字ワープロにも見られるように、身近かな道具になった。10年前であれば、コンピュータは、企業、大学、研究所の計算機センターの奥深く鎮座ましますという感じのものでしかなかった。いまでは一般のオフィスや、家庭に使われている時代になった。家庭でも10台近くのマイクロコンピュータが、各種装置のなかで使用され、MSXのコンピュータ、テレビゲーム、さらにはパソコン、ワープロが導入され出している。

コンピュータの性能向上に加えて小型化、低コストとなれば、普及する一方である。他方光ファイバーおよび通信衛星とか放送衛星などの宇宙情報通信の技術が急激なたち上がりを見せ、物理的レベルの新しい大容量高速の情報チャンネルの可能性が、テレコミュニケーションの新たなイノベーションを、現実目の前のものとした。新しい電気通信の技術によって新しい電気通信とか、放送

などに新しいシステムによる、新しいサービスが続々と創造されはじめた。これらを一括してニューメディアと我々は呼んでいる。

ここで新しいシステムによる新しいサービスというとなにを指すかということになる。そうなると、コミュニケーション・メディアをもう一度はじめてから見直す必要が生じる。

人間と猿の社会の相違は情報化の格段の差から生じるといっても過言ではない。文化人類学者の説によると、人類の、その生活の場に言語が生まれたのは2～5万年前であるとされている。面と向かっての対話、数人での会談、会議など、現在でも、人間そのものによって行われる情報交換流通はもっとも大切であり重要である。大学、高校、小学校、幼稚園、公民館、映画館、野球場などを加え、特定の空間において、特定の空間がメディアになるという意味において、まずはじめに空間系メディアが挙げられる。人類が最初にコミュニケーションを行った、最初のメディアは空間系メディアであった。

次には産業革命以来発展した輸送機関、交通機関によって運ばれる情報がある。5千年あまり前に中国で文字と紙が発明されたといわれている。文書のような記録媒体、記録メディアは正確に記された内容が時間空間を通して、送付され、保存される。文化といい、文明といいこれらのパッケージメディアによって育ってきたものといえる。

情報を伝達するという切り口から見ると、輸送系メディアなのである。グーテンベルグによる活字印刷の手法の発明以来、プリントメディアは情報伝達における中心的な地位を獲得した。プリントメディアもここでは輸送系メディアである。新聞、雑誌、各種刊行物、単行本からプリント、チラシ広告に至るまで多種多様なプリントメディアが身近に使用されている。

輸送系メディアとしてのパッケージメディアは紙に印刷された印刷メディアから更に電子メディアへと発展し、新しい用途が開拓された。印刷にもスキナー、電子植字、電子製版などの新しい技術が導入された。コピーの技術は輸送機能の代替をする機能として大きく発展を遂げ、リコピー、ゼロックスなどの複写産業は既存の印刷業界に食い込んできた。



耳で音を聞くレコード、カセットは新しい分野のパッケージメディアとしての途を開いた。目で見ると、音も聞くパッケージメディアはビデオテープがまず実用化され、現在レコード形のビデオディスクが普及しはじめたばかりのところである。ハイファイのファンのためにはコンパクトディスクCDがいま店頭に並びはじめた。CDは音楽レコードであるが、録音再生のためにレコードに刻まれているのはデジタル信号である点に特長がある。

デジタル信号という用語を使ったが、デジタル信号はアナログ信号に対比して使用されている。我々の見たり、聞いたりしている音とか画は、その大きさの大小の変化が音をつくり上げている。画とか映像であれば、明るさと色についての大小の変化がその内容をあらわすことになる。大きさの大小の変化をそのままのかたちで記録し再生するときにはこれをアナログ信号の形で記録再生するというのである。電話の送話器はアナログ信号の形で電話線に電気信号を伝送し、受話器はこの伝えられたアナログの電気信号を、音のアナログ信号に変換して耳に伝えている。

アナログ信号は大小の変化を示す信号の形である。大小の大きさを数字で示し、その変化に従って変化する数字の列で順次この信号を表わすとこれはデジタル信号となる。

アナログ信号の持つ大小の変化は、機械にとっても、人間にとっても、あいまいさが残され、外界からの影響も受け易い性質を持っている。

これに対して、デジタル信号は数字である。数字をならべた数列でしかない。その数字の値も、ハード側から見ると1と0だけの2進数で表わされている。このように、ソフト的には数字の列、ハード的には0と1だけのならびで表わされるデジタル信号には、あいまいさが残らない。従って正確な音とか画像などの伝送、記録、再生ができ、更にはその情報の加工、圧縮なども可能になるという性質を持っている。CDはこの性質を応用した製品の1例に過ぎない。輸送系のパッケージメディアの新しい電子メディアのデジタル化の例をいま述べたところであるが、デジタル化は新しいメディアつまりニューメディアの全般的な傾向なのであることに注意したい。

ニューメディア時代のコミュニケーションは、自然言語を使った対面コミュニケーションに比べると、コミュニケーションの機会、範囲、質、量ともに飛躍的に増大する。それはそのようなハードとソフトを作りだしたエレクトロニクスの技術から生じている。エレクトロニクスの技術はコンピュータで代表されるように、デジタル化された信号を発生し処理し、伝送する。

デジタル信号の世界では、アナログ信号を使った対面コミュニケーションの世界に存在した情緒の部分が失われる傾向にある。

いまの40代以上の人間は活字人間であるといわれる。活字人間はそれなりに活字メディアによる情緒の伝達とか表現の努力の期間が続いてきた。40代以降の年齢のコンピュータ世代は如何になるであろうか。並列的に若い世代に読まれているマンガ世代はこれを補うものとも見える。コンピュータ世代はデジタル人間的思考を優先する。マンガ世代は直観的情緒判断を優先する。

次に来るべきニューメディア時代が、電子メディア時代だとすると、得るものも大きい、失うところのものも大きいと考えさせられる。

### 3 電気通信のメディア

現在、ニューメディアと我が国で称されるサービスの大部分はこの電気通信メディアに属する。印刷出版メディアとか郵便に比べれば、最近100年間に発見、工夫された電気通信メディアは、どれを取っても当時最新のニューメディアであったわけである。

電話は、郵便と同じパーソナルメディアの電気通信メディアとして100年間の普及の道を歩んできた。電話が、米国で発明されて一年後に早くも明治政府はこれを輸入した。この時以来、各先進国では、約100年掛って電話サービスが各家庭に普及した。これを思うとき、ニューメディアの実用化からその普及化に要する期間とその過程は、これを研究調査しなければならない段階であって、一部いわれるように、ニューメディア時代が来た、のではなく、ニューメディアといわれる新しいサービスを、どのように活用して、どのようにニューメディア社会を目指して、所要の施策を進めていくかが問題なのである。

現在ではオールドメディアに属するかも知れないが、電気通信メディアとして我が国で普及しているのは、電話、ラジオ、テレビ、データ通信（電信）の各サービスである。

マスメディアとして登場したラジオ放送はパーソナルメディアの電話に対しても、勿論郵便に対してもあまり影響はなかったと考えてよい。

昭和28年登場したテレビジョン放送は、その放送画面を、各家庭に置かれた場合によっては、企業事務所にも置かれたブラウン管に映像として送り込む。

新聞とかダイレクトメール、チラシ広告などはハードコピーである。紙という資源とこれを重ねて置くスペースと、廃棄の手段が必要になる。読んで貰えなかった紙面は、全くの天然資源の浪費になる。

テレビ放送に登場したブラウン管は、ソフトコピーという人類史上、情報を自由に表示し、消去し、必要に応じて記録もできるという、最大の表示装置なのであった。技術的に見ると、ブラウン管は奥行きも長く、かさばる欠点がある。平面形でフラットな薄形表示装置、新形のディスプレイは、長年の技術開発の目標であるが、いまだ、ブラウン管に代わるソフトコピーは登場しそうにない。

ソフトコピーはハードコピーにない利点を持つ。資源節約形である。文書、写真、画像、ナンデモ来いである。印刷メディアと比べると即時性、同時性が優れた点となる。

マスメディアの王者は、テレビか新聞かという争いが始められた。速報性、娯楽性では新聞より有利な条件を持つテレビ放送事業は伸展し、現在では民放の広告収入は新聞各社のそれを上廻ってきている。マスメディアの雄のテレビは電気通信メディアとして、本流の印刷メディアである新聞への挑戦に成功したのであった。

電話線路を通して写真を画点毎に分解して順次、ゆっくりとその明るさを伝送し、受付側で組立てるという写真電送は、各新聞社で開発され、昭和10年頃から実用化されていた。

米国においてファクシミリと名付けられていた写真電送が、漢字民族にとっ

でのニューメディアに変身したのは最近である。

英文字文化の諸国は、テレックス(英字電報のこと)からテレテックス(英文ワープロ通信)へと進んだので、ファクシミリは浮上しなかった。ところが、漢字使用の我が国では、世界にさきがけて、電話に接続した電話ファクシミリの実用化に成功した。まさに必要は発明の母である。最近のマイクロエレクトロニクスの進出による大容量メモリの小形化、低価格化は、漢字ワープロを生み、現在その普及が進みつつあるが、ファクシミリは手書きのままでも伝達できる点に、人間らしいメディアとしての味があり、日本人好みである。

我が国のニューメディア社会未来像は、このファクシミリの普及で、その達成度が計れるものと筆者は考えている。

#### 4 ニューメディアの挑戦

ニューメディアは既成のメディアに対する競争、競合、または融合といった問題を提起している。これを政策的にどのように解決していくかが新しい課題となる。

ファクシミリは郵便物に代替するサービスとして、企業のビジネス利用から一般家庭へと拡がりを見せている。

直接電話線を介したファクシミリサービス以外にも、我が国では郵便配達制度を利用した電子郵便制度が普及しはじめている。郵便局の窓口で引き受けた文書を、郵便局内に設置されたファクシミリを利用して、直接ファクシミリ利用者に送ることもできるし、またファクシミリ端末を持たない宛先には、電子郵便にして最寄りの郵便局から速達便で配達するサービスがある。

既存のテレビ放送に対しては、新しい有線放送テレビとしてCATVが挑戦している。

CATVは我が国では未だ難視聴解消のための施設であるとして、放送TVの再送信を主としたマスターアンテナのCATVである。

米国ではケーブルTVと呼ばれ、既に一兆円産業として発展している。我が国にとってはニューメディアである。

大都市型のケーブルTVとして、米国で最も古くからニューヨーク市のマンハッタンケーブルTVが運営されている。1970年から運営され、現在36チャンネルが同軸ケーブルを通して数万世帯に番組を流している。代表的なチャンネルは、映画案内のHBOチャンネルがある。このようなチャンネルはペイチャンネルといい、コマーシャルなしで24時間映画を繰り返して送っている。お子様専門チャンネルとしてはディズニーの提供するチャンネルもある。このようなペイチャンネルは、加入者は毎月10ドルの別料金を各チャンネル毎に支払って、広告抜きの番組を楽しむことになる。スーパーステーションで有名な、CNNという、24時間ニュース専門局、ESPNというスポーツ番組専門局のチャンネルなどは、広告付きのコマーシャル番組であり、再送信の一般放送チャンネル同様、ベーシックサービスのなかに入れている。ベーシックサービスの各チャンネルは、月10ドル位の基本料金に含まれているサービスである。

ケーブルTVは、電波を外部に発射しないTVチャンネルで、ケーブルを通して送ることができるチャンネル数が多いことが特長である。この数多くのチャンネルの利用の一つに、地域自主番組とローカルアクセス・チャンネルが設けられているのが米国のケーブルTVの特長である。

ニューヨーク市は、フランチャイズをマンハッタンケーブルTVに与えるときの契約として、例えば、パブリックアクセスチャンネルを3チャンネル無料で、提供することを定めているのである。アクセスチャンネルは、市の教育委員会、地域の大学、高校が教育放送に使うエデュケーションナルアクセスのチャンネルと市の行政・広報に利用する専門のガバメントアクセスのチャンネルとパブリックアクセスのチャンネルの3種類がある。パブリックアクセスチャンネルは、市民の手で進められた市民による番組の専門チャンネルである。これらのアクセスチャンネルは、地域のニューメディアとしての大きな意義を持っている。我が国でも、自主番組としてのチャンネル運営は僅かであるが、行われている地域もある。

地域のニューメディアとしてのCATVは我が国では、米国とは異なる制度、文化、生活の差異があり、地域ニューメディアとしてのCATVを如何に

育てて行くかは、これからの重要な課題であると考えられる。

英国で早くから開発されたビデオテックスは、電話線にテレビ受像機とキーボードを取り付けて、情報センターからの画像情報をキーの選択によりブラウン管の上に取り出すニューメディアサービスである。

キャプテンはビデオテックスの日本方式に対して郵政省が付けた名称である。キャラクター・アンド・パターン・テレホン・アクセス・インフォメーション・ネットワークのシステムの頭文字を取りキャプテンと呼称されているが、そのフルネームの通りの内容のサービスをするのでわかりが早い。

昭和54年に東京地区で実験サービスが開始され昨年11月から、東京、京阪神地区を手はじめに、新生した、旧電電公社、いまはNTT社の手で逐次全国に、重点的にサービス地域を拡げている。画面を構成する情報は、情報提供者からキャプテンセンターに送られ、蓄積されている。利用者は端末機を購入して、電線とテレビ受像機に接続すれば、電話料金を、キャプテンサービスを受けることができる。キャプテン画面は無料提供が多いが一部有料で提供されている。

我が国における現在のキャプテン加入者は約8000件となるが一般家庭の加入者は一割程度で少ない。

キャプテンは、地域の情報提供システムとしても有力である。方式に差異はあるが、各方式のビデオテックスが、街頭案内にも進出しはじめている。テレガイド、テレポストなどである。

電気通信メディアのなかで、いわゆる通信の自由化に伴って、にわかに注目されているニューメディアにVAN（付加価値通信）がある。これは、データ通信の延長上のもので自由化に伴い、異業種間のデータ通信などが可能になったわけであるけれども、国際的にも従来からのサービスと考えられており、企業の発展に利用するという面から見ると、これもニューメディアの一つに挙げられている。

国民生活の向上に伴って、新しく期待されているTV放送からのニューメディアがいくつかある。

既存の放送設備の範囲であるけれども、新しいサービスとしては放送大学が

今年度から関東地区の一部でスタートした。将来像としては全国どこでも、衛星放送によって、放送大学に誰でもが入学して学べるよう期待したいものである。

直接放送衛星からのNHK 2チャンネルのニューメディアサービスは、衛星搭載のTV放送用送信機の故障というアクシデントで、その機能を充分に見せてはいないが、将来の宇宙からの、民放、放送大学、CATV番組等を含めた、8チャンネルのフルサービスが期待されている。さらには新しい、大型の通信衛星、放送衛星または複合機能を持った通信放送衛星（カナダのアンク衛星がそうである）など、宇宙からのニューメディアサービスには高品位高品質の新しいTV放送サービスも含めて期待がかけられている。

文字多重放送は、テレテキストが国際名称である。現在のテレビ放送の電波の画像を送るスキ間を利用して、キャプテンのような画像を次々と繰り返し送りつける。テレビの受像機側では、コンバータにより、そのなかから希望の画面を選択して、受像中のチャンネルと同時に画面にも出せる、新しいサービスである。キャプテンと同様なサービスも出来るけれども、提供できる画面数は、数千に限られる。先進国英国では、放送料金以外は無料の新サービスということで、既に数百万台という、ニューメディアの数あるなかでは最大の普及数を誇っているニューメディアが、このテレテキスト（文字多重放送）で、我が国では、独自の技術開発路線で曲折があり、来年位からサービスが、本格化するものと考えられている。キャプテンとの競合になるニューメディアとして注目しておきたい。ただしこれは既存のTV放送のサービスとして付加されるニューメディアである点にその発展に対する制約が存在することに注意しておく。

## 5 まとめ

ニューメディアは一過性のブームであるという発言があった時代は昔である。米英それと日本は、法律、制度を改正して、ニューメディアの普及を図るべく、各国政府なりに対応した、昨年、今年である。

未来像を明確に浮び上がらせることができなかつたのは筆者の浅学非才のい





## ニューメディアの現状と展望

水 内 清

(前電電公社神戸都市管理部長)

著しい技術革新と電気通信の普及は、安定成長下における社会・経済のより効率化・多様化を求める動きと相俟って、新しい情報媒体—ニューメディア—を生み出し、社会のシステムにも大きな影響を与えようとしている。

本年4月1日には、これまで、電電公社（NTT）、KDDの独占であった電気通信分野を自由な競争市場とする新しい法律—電気通信事業法—が成立し、多様な通信システムを使つての情報サービスが可能となり、通信・情報のより多彩な利用方法の出現、新しい情報通信システムの普及が期待されている。

また、NTTにおいては、これからの高度情報社会の基盤となる総合的なシステムをINS（高度情報通信システム）として計画を進めており、その技術的検証や社会的インパクトの調査が武蔵野・三鷹地域や筑波科学博で進められている。

一方、地域社会の発展のために、テレトピアや、ニューメディアコミュニティなどの計画が進められ、自治体においてもニューメディアの研究が活発に進められ、その成果も地域INSの導入などとして行政上の施策に反映され始めている。

このような高度情報化へ向けての激しい動きは、我が国の情報化社会の成熟と企業や個人の情報、通信の多様化に対するニーズに起因しているといえよう。即ち、第1に、企業や社会システムへのコンピュータの導入、情報化が進み、膨大な情報が蓄積され容易に利用できる状態となり、この情報を利用し、

企業運営・行政事務の効率化を図る計画や新しいサービス・新しいビジネスを生み出そうとするニーズが経済成長の安定化によって急激に表面化してきた。

第2に、ラジオ、テレビ、電話そして多くの出版物によって豊かな情報環境となったが、質的な高さや、他と異った個性のあるものを追求する最近の傾向は、このようなマスとしての情報や一方向の与えられる情報では満足できなくなってきた。双方向のメディア、自らに選択権のあるメディアに対するニーズが急速に高まってきた。

第3に、利用の容易さに対するニーズで、文字による情報から、音声や画像あるいはその結合したメディア——ビデオテックスやTV会議のような——指向が強まってきた。ことなどである。

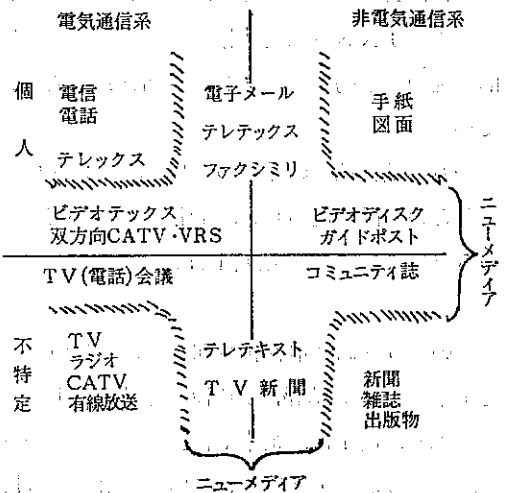
このような高度情報化に向かったの動きの中で焦点となっているニューメディアについて述べてみたい。

### 1. ニューメディアとは何か

ニューメディアについては、最近多くの参考文献が出版されているが、極く簡単に述べておきたいと思う。

ニューメディアの概念は、定説とされているものはないが、情報の伝送媒体としてオールドメディア、即ち、郵便電信、電話、新聞、TV等に対するものであり、エレクトロニクス技術、通信・情報処理技術の進歩により、これまでのメディアの持つ制約から解放され、人間の多様化した、高度な要求にも応えられるようになった結果、これまでの

図一 ニューメディアの概念図



メディア間の境界が不明確になったもの、あるいは、電気通信を用いていないメディアを電気通信を利用して更に高い情報機能を持つようにしたものを指している。(図一)

①非電気通信系メディアと電気通信系メディア

郵便や新聞等非電気系のメディアによる情報を電気通信で伝達するものであり、電子郵便やテレビ放送における文字放送などが代表的なものと言える。

②パーソナル系メディアとマス系メディア

テレビのような単方向の情報伝達を行うメディアに、双方向性を持たせた双方向CATVのようなニューメディアが出現した。これも実験的には古くから考えられていたが、技術革新により、実用的段階に近づいて来たものである。

なお、この他にレコード、テープなどのパッケージ型のメディアについても、技術進歩により、光ディスクのような大容量で、しかも任意の情報が即時に読み出せるものが出現し、ビデオディスクなどに用いられているが、情報システムとして新しい分野を開くものと期待される。

このように、ニューメディアは、多様なものが次々と出現しているが、これ等を組み合わせ、システムとして統合し、より利用し易いシステムとすることも重要である。

## 2 ニューメディアの動向

光ファイバーケーブル幹線の敷設、通信・放送衛星の打ち上げ、デジタル通信網をはじめとする各種の通信網の建設など通信インフラストラクチャーが構築されると共に、利用者の多様なニーズに対応して次々とニューメディアが開発され提供されつつある。(表一参照)

これ等のニューメディアは音声、文字、画像と伝達する情報の形式によって分類されるが、これ等を組み合わせたものも少なくなく、全般的な動向として、マスからパーソナルへ、音声より映像へ、静止画より動画へと開発が進められている。

音声系のニューメディアとしては、電話やラジオをベースとしたものである

表一 主要なニューメディア

ニューメディア	概 要
ボ イ ス メール	音声蓄積装置に音声を記録しておき、伝言サービス、同報通知、音声ファイル等が行える。
A N S E R	電話からの預金残高照会、座席予約等の問い合わせをコンピュータに接続し検索した情報をコンピュータから音声に変換して送り出すシステム。
ビ デ オ テ ッ ク ス (キャプテンシステム)	電話とテレビ受像機を使って、センターのコンピュータと結び、対話形式で文字や画像などの情報を検索したり、予約などを行う。 我が国ではキャプテン、英国ではプレステル、米国では NAPLPS (テリドン) などがこれに当たる。
テ レ テ キ ス ト	テレビ文字多重放送：テレビ放送電波の一部に文字情報を挿入し、受信側ではこのうち必要な情報を任意にテレビ画面上に取り出す情報提供システム。
双 方 向 C A T V	視聴者が手元の端末装置を使って番組に参加したり、コンピュータに蓄積した情報を検索するなど視聴者側からも信号を送ることのできる CATV (有線テレビ)。都市型 CATV の多くはこの型である。
V R S	電話回線を通してセンターを呼び出し、情報検索を行う。情報はテレビと同様の動画情報を得ることができるが、画像を送るのに光ファイバーなど高品質の回線を必要とする。
衛 星 放 送	赤道上3万6千km上空に打ち上げた放送衛星からの電波を直接家庭等で受信して視聴する方式。高品位テレビ、文字多重放送、等が容易にできる。又情報伝達面でも広い地域に対する即時性で優れている。
電 子 メール	①手紙をファクシミリで電送し配達する方式。 手書きの文を迅速に届けることができる。 ②文書をコンピュータに入力し、着信側の端末に印字出力する方式。郵便としてだけでなく、企業内通信にも多用される。
V A N	付加価値通信網(value added network)の略、機種種の異なる多数のコンピュータや端末を相互に接続し容易に情報転送を行わせるシステム。米国では高度通信サービスと言う。

が、電話においては、従来の1対1の通話に対し複数の人が同時に会話し合える“オシャベリ広場”（3者通話）、不在中の通信を録音再生するだけでなく同報通信や音声のままファイルにできる音声メールボックス、問い合わせに対し検索情報や、予約等を音声で行う“ANSER”などのサービス、あるいは、特定企業のコマーシャルを聞くことで通話料金が減免されるサービスなども出現している。

ラジオ系で小出力のミニFM局などが若者の人気を集めているが、ミニコミ時代を反映したニューメディアの一つとして注目してよいであろう。

文字系のものであるとして、これまでのテレックスに代わり、文書処理と文字通信を同時に行うテレテックスがあるが、パーソナルコンピュータやワードプロセッサがこの機能を持つことによりOA化のための重要な手段となる。

画像系については、ニューメディアの中心的なものとして多様なものが開発され、さまざまなニュービジネスが生まれている。

画像系ニューメディアは、静止面によるものとテレビのような動画によるものがある。静止画は動画のメディアに比し経済的であることからビデオテックス（キャプテン等）、静止画会議、ファクシミリを使った電子郵便などがある。

動画は、視覚に直接訴え正確な情報を伝達することからVRS、双方向CATV、テレビ会議など多くのメディアが開発されている。またパッケージタイプのニューメディアとして、光ディスクを用いたガイドポストが動画像による情報案内用機器として登場している。

以下、地域INS等で重要な役割を果たすと考えられるビデオテックスとCATVについて述べてみたい。

(1) ビデオテックス

一般家庭にあるテレビ受像機と加入電話を利用して情報提供などを行うシステムであり、我が国では、キャプテン・システム（Character And Pattern Telephone Access Information Network System）として郵政省、電電公社が中心となって開発し昭和59年11月から本格的なサービス提供をはじめている。海外においてもイギリス、西ドイツ、フランス、カナダにおいて種々のビデオ

テックスサービスが提供されており、またアメリカでは、テリドン方式を基にした NAPLPS 方式が標準方式をとっているが、IBM、ATT が積極的な拡大を計画している。(表-2)

表-2 世界のビデオテックスサービス

国名	名称	サービス開始	記事
日本	キャプテン	'84.11	契約者数 6,250 ('85.5末)
イギリス	プレステル	'79.3	" 11,000
フランス	テレテル	'83.1	" 10,000 ('83.9)
西ドイツ	ビルトシルムテキスト	'83.9	" 15,000 ('83)
アメリカ	ビュートロン	'83.10	デュッセルドルフ, ベルリン 1,200 ('84)

ビデオテックスが提供するサービス内容は、多様であるが、我が国のキャプテンシステムを例にとると次のようになっている。

#### ① 情報検索

情報センターに蓄積された買物案内、旅行案内、催物案内、観光案内などの案内情報や株式市況、不動産案内、ニュース、天気予報など、必要な情報をテレビ画面上に表示させる。情報はキャプテンセンターだけでなく、ビデオテックス通信網に接続されている各種の情報センターの情報も利用できる。

#### ② オーダーエントリーサービス

##### a ホームショッピング

現在カタログ販売やTVショッピング等無店舗販売が急速に伸びているが、これをキャプテンで行うもので、テレビ画面に商品の仕様や概形を表示し、端末機を操作して直接商品の注文を行うものである。代金の決済については、販売会社が銀行やクレジット会社と提携し利用者の口座から引き落とししたり、代金引き換えによるなどの方法がある。

##### b 座席予約サービス

航空会社の座席予約システムが代表的な例である。航空座席の予約、空席照会、発着案内などがある。また、映画、演劇等の座席を予約するチケットサー

ビスも行われている。

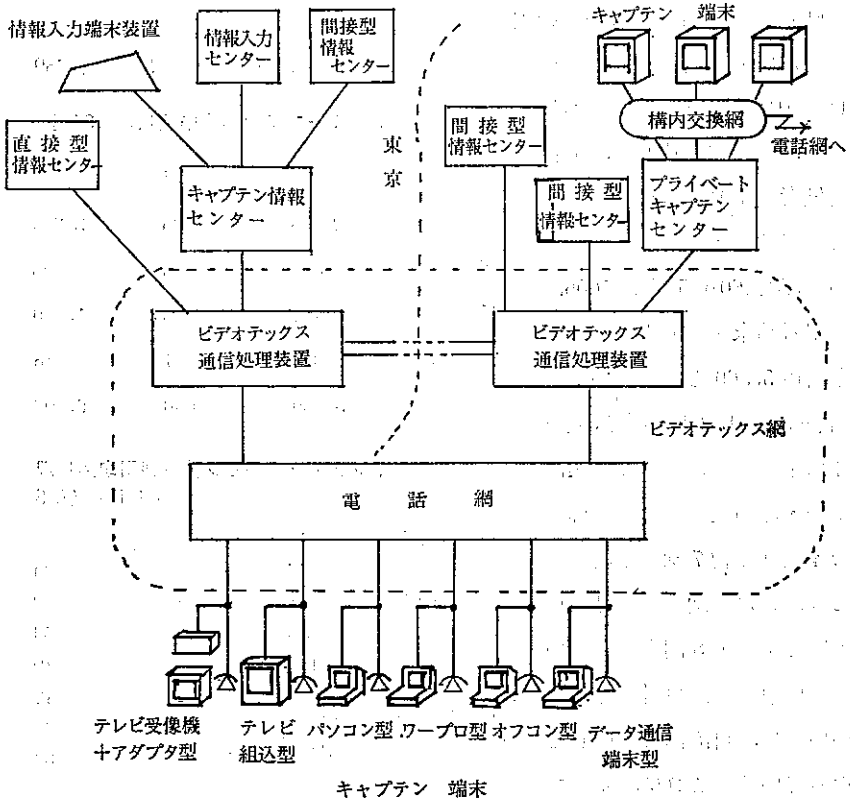
③ 計算加工サービス

センターに準備された、計算用プログラムを利用して、利用者が必要なデータを入力し、計算処理を行うサービスで、ローンの支払いなど金融関係の計算や学習用のプログラムなどがある。

④ 会員制サービス (CUG)

ビジネスユースとして最も有望視されているサービスであり、特定会員に対してのみ、特別の情報 (商品市況、経済分析資料等) を提供するものである。また、このサービスを企業内システムとして、社内連絡用に用いたり、商品カ

図一2 ビデオテックス通信システム (キャプテンシステム) の構成



タログや取り扱いマニュアルをキャプテンセンターに情報として入れておき、常に最近状態で販売などに利用したりすることができる。また、特定の会員のみを対象としたホームショッピングや入札などの利用も考えられる。

このような特性を有するビデオテックスの特徴を挙げてみると、

- ① 各家庭に殆ど普及したTV受像機と電話を入出力端末として使える。但しアダプターを付加する必要がある。
- ② 双方向性メディアで、社会的ニーズに合っている。
- ③ 情報検索からオーダーエントリーまで幅広い機能を持つ。
- ④ 通信料金が全国均一で3分間30円と地域格差がなく経済性が高い。

などが挙げられる。反面、電話回線を用いるため表示が遅い、静止した画像しか映らない、音が出ない等の欠点がある。

我が国で開発したビデオテックスであるキャプテン(図-2)は、昭和59年11月30日にサービスを開始した

が、その利用状況は、情報提供者(I.P.)のセンターによってサービスするものを含めて、昭和60年5月末で606、利用者端末が家庭用690、事業所用5,560となっている。

(表-3)のI.P.の業種は、表-4に示すようにサービス業、金融・保険業、製造業、商業の4業種で約7割強を占めており、また、地域的には東京大阪で全体の8割を占めている。東京、大阪以外の地域については、自治体等が中心となっている。これは、キャプ

表-3 キャプテン端末申込状況 (60.5)

	事業所用	家庭用	計
東 京	2,898	385	3,256
関 東	805	93	898
近 畿	1,482	198	1,680
そ の 他	375	41	416
計	5,560	690	6,897

表-4 キャプテン情報センター利用申込状況 (I.P.) (60.5)

建設・不動産	11	運 輸	8
製 造	56	通 信	44
出版・印刷	41	電 気・ガ ス	3
商 業	86	情 報	54
金 融	112	広 告	19
		旅 行	12
(自社情報センター利用)		サ ー ビ ス	45
34社		そ の 他	84



テンが、最初、東京と京阪神をサービスの対象としてはじめたことが影響していると考えられるが、一方、自治体については、地域INS計画を展開するための中核的なシステムの1つとして取り上げていることによるものと考えられる。

地域INS計画のように特定の地域や企業内で使用するシステムとして、プライベートキャプテン（または、ローカルキャプテン）がある。

プライベートキャプテンは、小型の情報センターを構内交換機などに接続して情報サービスを提供するもので、その特色は、会員制サービスに類し、限られた地域あるいは企業内のニーズに即した情報、例えば青果の荷動き、地域行政情報、各種の経営指標の提供が可能であることであり、また、全国3分間30円のキャプテンの料金がプライベートキャプテンの場合、無料あるいは市内料金の3分10円と経済的になるからである。また、プライベートキャプテンでは、情報入力のためのキャプテンセンターまでの通信回線が不要であり、経済的である。

地域におけるビデオテックスの利用例としては地方自治体においては、地域の産業振興、公共サービスの改善などのために地域INSなどの検討が進められており、又、国としてもテレピア計画、ニューメディアアコモディティ構想のようにモデル地域を指定して、情報化の促進を図っている。これらの計画の中で簡便な情報機器としてキャプテンの利用が各地で検討されており、熊本県、大分県、広島県では自治体出資の第三セクター方式として実現されている。

ビデオテックスを利用する場合、他のニューメディアでもそうであるが、ニーズに適確に合うような情報提供を行うと共に、情報を得るための経済性、便益性が従来のものよりも明確に優位に立つように、システムの構築に当たって配慮される必要がある。

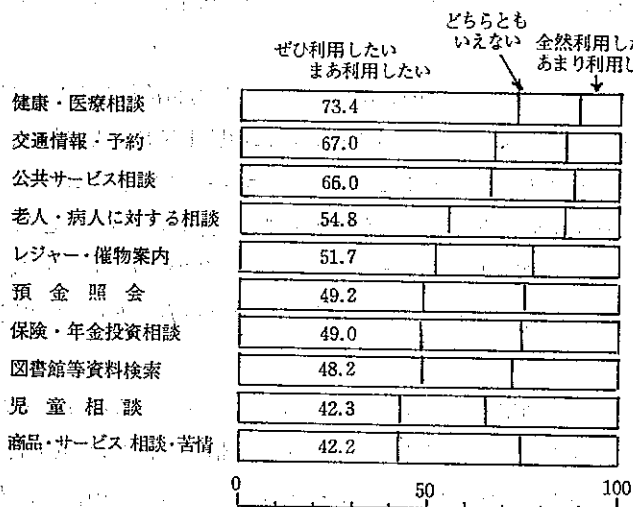
ビデオテックスのシステムの成功例で、よく挙げられるものに、カナダのテリドンによる農家向けのシステム「グラスルーツ」があるが、農家において営農のため必要な情報は何かを分析し、ローカリティの高い農業天気予報から詳

細な農畜産物の市況、農業統計及び分析資料、農業経営情報と分析、その他日常生活に必要なニュース、ショッピング情報等、対象に対して目的に合った深さのある情報をきめ細かく提供している。このシステムは、現在、契約者は1,800に過ぎないが、その充実した情報内容によりアメリカから引き合いが出、VANを通じて米国内のかなりの地域に情報提供を行うことになっている。

同様な、農業のためのシステムとして北海道、青森、岩手、愛媛などにおいて、地域INSの中で検討が進められている。

また、ビデオテックスは、行政や家庭生活においても十分利用ニーズがあると考えられるが(表-5)、その成否は、先にも言ったように、システムが提供し得る情報の質——ソフトウェアの質——の高さにかかっていると見えよう。

表-5 情報案内に対するニーズ



出典：郵政省 電気通信システムの将来像に関する調査研究会

(2) CATV (Community Antenna Television) は、ニューメディアの中でCATVは、重要なメディアの1つと見られている。CATVは、もともと、テレビの難視聴対策としての共同視聴用アンテナ方式 (Community Antenna Television) からできたものであるが、最近では、自主放送による地域に密着した情報を提供するメディアとして注目され、名称も (Cable Television) の略とされるようになった。都市においても電波障害対策としてCATVが設置されていたが、CATV設備の多チャンネル性を利用して多様な映像や情報を提供するシステムが多く出現しつつある。

米国においては、広大な地域の特性からCATVは、よく発達しており、契約世帯が1984年に3,370万世帯に達している。これ等のCATVは、平均チャンネル数が10チャンネル前後、最も多いものでは、125チャンネルを持つ局もあり、この多チャンネル性を利用して、多種多様な番組が放映されている。番組視聴が有料のチャンネルをはじめ、特定のプログラム、例えばニュース専用、スポーツ専用のチャンネルがあり視聴者のニーズに合った内容のものが流されている。このようなことを可能としているのは、ソフト——プログラムソース——が安価、且、大量に供給されていることによっている。特に、通信衛星を使ってCATV用プログラムを供給する企業が主要なもので20社もある。その中には契約者数3千4百万世帯にもほるESPN局、WTBS局などがあり、ESPNは、24時間、スポーツ番組を提供しており、また、WTBSは映画やスポーツ番組の、これも24時間放送を行っている。最近、我が国に大きく紹介されているCNN (Cable News Network) は、24時間ニュースを通信衛星経由で送り出しているが、内容がニュースだけであるに拘らず、契約者数は、3千万世帯以上に達している。

我が国においては、59年3月で、CATVの契約者数は、3百90万世帯であり、自主放送を行っている施設数は加入者数501以上のCATV局428のうち62に過ぎない。しかし、通信自由化とともに、私鉄、商社、マスコミ等を中心に都市形CATVの推進が図られており、主要なものだけでも40を越している。また、CATVプログラムの流通を円滑にするため、プログラム作成側でのC

A TV番組供給者協議会の設立、CATV施設者側での日本ネットワークシステムの設立などの動きがあり、プログラム作成企業も、放送、広告社などを中心に設立されてきている。

都市型CATVについては、このように事業環境が除々にではあるが整備されてきているが、プログラムの自主制作は製作費がかかり過ぎることからCATVの発展のためには、CATV用プログラムの豊富な供給と流通市場が早期に実現することが望まれる。

ニューメディアとしてCATVが期待される要因として、双方向サービスがある。これは、都市形CATVでは殆どがその機能を備えることとしているがCATVの放送所から放送するのみでなく、受信端末（例えば家庭）から情報を放送所へ伝送することができるようにしたものであり、情報の送りと受けを行うことから双方向サービスと呼ばれており、情報検索、予約、ホームショッピング等を行うのに欠かせない機能である。双方向のレベルとして、端末から数字・符号などの単純な信号を送出するものから、テレビの動画像を送るものまでである。例えば、東生駒 Hi-OVIS の場合、家庭とスタジオを相互に映像と音声で結び、視聴者は、自宅からスタジオを呼び出し、番組に自分の映像を送り参加することができる。ビデオテックスのような情報検索からこのような形まで、ニューメディアとしての応用範囲は広い。

しかし、映像まで送るシステムについては、現状において便益対費用が実用的な域にはほど遠いこと、また、簡易なものとした場合においても提供する情報をどのように経済的に作成維持するかが問題であることから、ニューメディアとしての有効性を考え、双方向サービスについては、慎重に展開していくことが必要である。

地域振興の一環としてCATVを行う場合には、CATVの設備費用をデベロッパーが負担する方法は、地域におけるニューメディア普及に有効な施策と思われる。この場合、設備費は、土地開発費に含まれることから、CATV利用者は、運営維持費のみの負担でよく、魅力あるソフトウェアを提供すれば、急速な普及が期待できよう。

## 自治体のニューメディア政策

高 寄 昇 三

(甲南大学教授)

### 1 ニューメディアへの思惑

テレトピア・シティへの指定申請は、新産都市陳情合戦の再現かと思わせるほど、一時はかなりのフィーバーぶりであった。しかし、いざ指定都市が決定すると、自治体は次第に冷静さを取り戻しつつある。

けれどもニューメディア・シティ、情報化社会という言葉がもつバラ色の未来像への夢は容易に断ち切ることができない。その後もテレポード構想、地域キャプテンなどマスコミが大きな見出しで報道すると、ニューメディア・シティへ何らかの対応を示していかなければ取り残されるのではないかという、焦燥感にかられるのが、昨今の地方自治体の偽らざる心情であろう。

ではなぜ、地方自治体はニューメディア・シティに対して、新産・工特都市建設のように血道をあげて突っ走ることができないのか。

その理由の1つは、新産都市の象徴ともいわれるコンビナートは、明治以来、各地域が追い求めてきた工業都市社会の都市像であった。工場誘致、雇用確保、税収の拡大といったそれなりの既存のプロセスが描けた。

結果としてそれがバラ色の夢と終ろうとも、地方自治体としては図面に色を塗り、計量的に成長パターンを解析することが可能であった。ところがテレトピア・シティは未知への都市ビジョンである。

その理由の2つは、新産・工特都市建設は、自から公共デベロッパーとして、また、公共事業施行主体として、新産都市を錦の御旗として展開することができた。

少なくとも地方財政上、交付税の事業費補正、補助率のカサ上げ、起債の優先認証、租税減免措置の導入と交付税によるその減収分の補填など、企業誘致、産業基盤整備につき手厚い税財政上の優遇措置があった。ところがテレトピア都市では、光ファイバーの先行投資と融資程度である。

その理由の3つは、ニューメディア・シティはたしかに新しい都市像を示しているが、その中核であるCATV、ビデオテクス（キャプテンなど）、VANなどのニューメディアは、都市装置としてどれほどの威力を発揮するか、個々の企業はともかく、都市全体としてのメリットは未知数であり、いまだ期待に止まっていることである。

交通機関、上下水道、道路などの都市装置は、地域社会にとって実験済の施設であり、市民コンセンサスのある投資である。そしてその費用便益分析（cost-benefit-analysis）もある程度までは計量的推計がなされている。

最近、掛川、尾道などが新幹線の新駅誘致に際し、地元負担金50～100億円の出費を覚悟しているが、それぞれの地域にとってそれなりの経済効果があると見込んだからである。市民の利便、企業の進出、観光客の誘致などである。

このような点からみても、ニューメディアは地方自治体にとって未知数の都市装置なのである。正直いってテレトピア・シティというネーミングに惹かれたので、そこには夢と不安が同居している。

このような不安はもちろん自治体の不勉強の故かも知れない。容易に実施に踏み切れないのは補助制度がないためともいえる。しかし、たとえば神戸市はポートアイランドと都心三宮の連絡のため320億円の新交通システム・ポートライナーを建設した。それは土地の付加価値向上、高密度利用などそれなりの経済的採算が勘定でき、それだけの実効があることがはっきりしていたからである。

要するにコンビナート、公共デベロッパー、公共投資などは古い産業都市の手段であるが、それだけに安心でき読みが可能である。正直いって地方自治体にとってニューメディアは文字どおり未来都市像であり、収支計算の困難な都市装置である。そして、どう活用すべきかに戸惑っているシステムである。

それ故にこそ地方自治体は、ニューメディアとは何か、ニューメディア・シ

ティをどう形成していくかという政策研究を深めていかなければならない。

## 2 ニューメディアの認識

地方自治体はまずニューメディア・シティとか、情報化社会という包括概念の整理からはじめなければならない。それは丁度、高齢化社会へ対応していくために、地方行政として行財政両面にわたって分析し、市民の協力、受益者の負担、そして在宅ケア、ネットワークサービスシステムの形成のように、具体的施策を立案し実施に移していくのと同様である。テレトピア都市づくりもこれと同じで、具体的施策ベースまで施策を引きずり降さなければならない。

第1に、テレトピア都市のため具体的に自治体は何をなすべきか、新産都市のためには海面埋立をなしコンビナード用地をつくり、工業用水道・ふ頭を建設した。

そのような意味では、文字多重放送(テレテキスト)はNHK、全国的ネットワークとしてのビデオテックス(キャプテン)はNTT、VANは民間企業、仮りに自治体が活用するとしても内部経営としての行政手段としてであり地域振興ではない。ホームオートメーションはデベロッパーの問題であるといえる。テレトピア都市建設といっても地方自治体が事業主体となって展開するというより、他力本願的にニューメディア導入を図っていかなざるをえないシステムになっている。そこに地方自治体の迷いがある。要するに勝手に違うわけであり、補助事業でもないため、自治体自身での選択が求められており、しかも、連合方式ことに第3セクター方式でなければ事業は進展しない。

第2に、ニューメディアの機能、効果、経営収支について、地域開発の視点からみてそれがどうかという点に、自治体はまだ十分なデータにもとづく政策評価をなしていない。

なるほど、VANは民間企業にあってすでに大きな実績を上げているが、自治体が開与し、助成すべき分野ではなく、企業サイドの問題で既設の電話線を利用すればできる。

CATVも難視聴を解決したが、それによって企業誘致が進展するものでもない。たしかに市民生活は便利になるが水道のような不可欠な施設とはいえない。道路のように戦略的施設となるのは当分、先のようなのである。一方、CATVがたしかに、よい情報提供システムはよい交通システムと同じく地域社会にとっての有益な公共財であり魅力ある市民生活、活力ある経済基盤をつくりだしたことになる。[1] 自治体は、CATVの普及を促進する政策を推進する必要がある。しかし、郵政省の試算によると、双方向CATVは人口10万人のニュータウンを想定しても33億円の初期投資と5.7億円の維持運営費が必要となる。[2] これだけの巨額の投資・運営費の負担をするだけのメリットがあるのか、また、同じCATVであっても双方向は必要か。

この点自治体にとって、ニューメディアは純私的サービスとはいえず、準公共・公益的サービスであるので、本当に地域ニーズに役立ち、収支が均衡するようなニューメディア・システムをつくりだすよう政策ビジョンをもち推進する役割が求められる。[3] 郵政省の試算によると、CATVの普及は、[4] 第3に、ニューメディアはハードが先行し、ソフト、ことにその利用方法が立ち遅れている。そして生活の論理、地域のニーズよりも市場の論理、企業のニーズが先行して、スタートしてしまっている。[5] 地方自治体はテレビアというバスに乗り遅れることは何か非常に大きなダメージを受けるおそれがあるので、乗り遅れまいとするが、バスに乗ったことによって、どのような都市に誘導されていくのか、どのようなメリットがあるのか、実感をもってプランを描き、投資採算をはじくことができないのが実情であろう。

テレポット・シティ構想が各都市でかけられているが、それは空港ほど具体的に政策ビジョンが描けるものではない。いずれにしても地方自治体の政策対応の水準は立ち遅れている。

[1] 郵政省「CATVの普及促進に関する調査報告書」(1987年)。

[2] 郵政省「CATVの普及促進に関する調査報告書」(1987年)。

### 3. ニューメディアへの評価

では具体的に自治体が政策展開をなそうとするとき、次のような政策課題が



浮上してくる。以下、第1に、第2に、第3に、検討する。

第1に、水道、交通などと同じようにニューメディアは果たして公共デベロッパーにとって魅力ある都市装置となりうるのか、また、仮にそうであったとしても、企業、住民がその効用を十分に価値あるものにしてくれるであろうか、鉄軌道の場合、地価はバスに比して一割上昇するといわれているが、ニューメディアにそのような地価かさ上げの浮揚力は期待できるのか、公共デベロッパーとしては気になる点である。

第2に、VANをはじめとするニューメディアは、経済立地要因としてこれからの高次産業にとって不可欠なものであることはわかる。しかし、果たして具体的にそれがどの程度の戦略的価値、いいかえれば企業誘致、あるいは地元産業浮上効果をもっているのか、空港とIC産業との関連から推測はある程度可能であるが、依然として明確でない。

それはニューメディアが文字どおりニューメディアであって、第1次的かつ基本的なメディアとしての電話、テレビ、コンピューターなどは普及しているので、第2次的な効果を狙うことにあり、そのため特定目的のため高度のシステムを形成していかなければならない。たとえばテレビ、新聞、チラシと多チャンネルCATVは競合するが、オールドメディアに勝つためには内容、システムにあって工夫が必要であり、さらに開発期の不採算を覚悟しなければならない。

第3に、ニューメディアの家庭への浸透は徐々にすすんでいくであろうが、ホーム・セキュリティはともかく、ホーム・バンキング、ホーム・ショッピングといった次元までのホーム・オートメーション化の効用、速度、費用、さらには企業側の意欲の真意はやはり不明瞭である。

たとえば1か月、3,000円までは主婦は負担するとアンケートには回答しているが、内容によるであろう。銀行内のコンピューター化のように直接の合理化効果を生むのでなく、銀行間の競争力の問題となるので、政策レベルとしては高い。波及効果は大きいかも知れないが、間接効果であるため、投下資本に耐えられるかどうかである。

さらにむずかしいのは自治体として、このようなホーム・オートメーションにどこまで関与すべきかである。

第4に、ニューメディアは、交通、水道などと異なり、自治体が単独で運営する形態をとるのは、山村のコミュニティ・テレビはともかく、都市型のCATVや産業用のVANなどはまず考えられず、第3セクター、公社方式など、研究・実験段階から民間の協力が不可欠となるであろう。まして大きな危険負担を伴う事業化は、他の一般公共事業と違って補助制度はないので、自治体としては政府、公庫、公団との共同開発、パイロット事業への奨励補助制度が望まれるのである。

このような連合処理方式はそれなりに自治体の事業実施能力が前提条件となる。

#### 4 CATVへの政策対応

ニューメディア都市を如何に建設していくかにつき、1つ1つのメディアの地域への導入を検討していくことが、地味ではあるが最も確実な方法である。

まずCATVはすでに全国的にも普及している最もなじみの深いニューメディアである。CATVについては次のような評価を与えることができよう。

第1に、CATV放送は難視聴対策の一環として開設されない限り、工事費の捻出は難かしい。既成都市型CATVはかなり難かしい。日本の場合、アメリカ型のペイ・テレビ方式が普及するかどうかによってCATVの将来性は大きく変わってくる。

第2に、CATVの経営については、比較的経営の良い事業主体も加入金(5万円前後)が加入率の増加に伴って入ってくるからで、天井を打つと経営が苦しくなる。既成市街地の場合、中継器などの維持・管理費コストが大きい。

第3に、放送局の運営内容については、自主製作番組として地域、コミュニティ関係が最も人気があるが、VTR番組(NHK、他CATV局、広告入りVTR)を自主編成していけば、十二分に視聴に値する番組放送ができる。また、多チャンネル化を図っていけば、文化・学習・スポーツなど魅力ある放送

ができ経営的にもプラスになる。

第4に、CATVの機能・水準については、リクエスト型の双方向で十分であり、参加型の双方向は当面不要である。問題はホーム・バンキング、自動検針、電子メールなどCATVの多機能化で対処するのか、キャプテン・システムの拡充でいくのかははっきりしない点である。

したがってコミュニティ型の難視聴対策のCATVは、経営難をともないながらも、住民のニーズからみて普及していくのではなからうか。しかも、ニュータウンなどのCATVはすでに配線は低いコストで布設されており、維持費のコストも安いので、積極的な導入がのぞまれる。要はソフトの問題であり、よりよい内容の放送を如何に安易に提供しうるかの経営の問題でもある。

## 5 地域キャプテンの導入

CATVよりも、地域振興という点からみてより効果的なメディアは、地域キャプテンといえる。

全国的なキャプテンシステムはすでに稼動しており、地方自治体も参加し、情報提供者（IP）となっている。当面は各市もこの全国ネットワークのキャプテンに参加し、情報提供を行うことで対応することができる。

しかし、中央のキャプテンセンターへの入力は、検索ほど簡単でなく、しかも、きめ細かな情報提供によって即時性を活かしたキャプテンとなると、どうしても地域キャプテンシステムの設立がのぞまれる。

地域キャプテンの導入は、次のような点からみてかなり地域にとってメリットがあるのではなからうか。

第1に、地域キャプテンはCATVと異なり既存の電話回線を利用できる。しかも、本体施設も3,000万円～1億5,000万円と低額で、維持費も月15～80万円と、それほどコストはかからない。もちろん維持・運営のための若干名の人員は必要であるが、それでもCATVよりも安上がりである。

また、経営収支についてIP（情報提供者）が、全国キャプテンの場合、最低でも200万円（100画面）が必要とされているが、地域キャプテンは100万円以下

に抑えることができる。したがって地域内業者百社を集めることができれば、収支の均衡は成立するのではなかろうか。

このような点からみて経営的には成立する地域はかなりあるのではなかろうか。

第2に、地域に密着した情報を即時に流すことができ、しかも、利用価値は大きい。まず、現在のキャプテンの低調なことの理由に、キャプテンでなければ入手できない情報が入力されていないからである。このような情報は一般のマスコミ紙にのらない。地域情報が欠落している点も大きい。

地域キャプテンによって、各種コンベンションの開催、公社・公営住宅の入居・分譲速報、各種文化教室の案内など、身近な最新の情報が流せる。

観光・コンベンション・ショッピングなどによって顧客・来場者の誘致に効果が期待できる。現在の全国キャプテンは市外の人を神戸市へ呼び込むメディアであって、市民を惹き付ける地域データはどうしても少ない。したがって活用も限られざるをえない。

しかし地域キャプテンになると、新聞、テレビ、市広報などに対抗しうるメディアとして十分に成長しうる素質をもっている。ことに即時性にあって新聞よりすぐれ、また、選択性にあってテレビよりも幅がある。公私両セクターにとっても魅力あるメディアである。

第3に、地域キャプテンの経済効果である。地域住民にとっては中央キャプテンでは検索料が30円であるが、地域キャプテンでは市内電話並みの10円である。したがって頻度の高い情報を地域キャプテンに入力していれば安価な情報がえられることになる。

また、IPについて年100万円の収益を上げるならばコストがペイできる。たとえばホテルで1,000人、百貨店などで1万人、各種催物でも1,000人誘致できれば収益が上がるのではなかろうか。案内状況を常時流しておれば、将来、有効な広告媒体として評価されるようになるはずである。

経済効果としては、中央キャプテンと連動することによって、市外へのPR効果として威力を発揮していくであろうし、情報発信都市としてキャプテンの創

設は1つのはずみとなり、ニューメディアが市民に浸透していく契機となるであろう。またこのことによってニューメディアの技術者の養成、ノウハウの蓄積ができ、将来、電話と同じような生活、経済上の必需品と化していくとき、企業誘致の効果も発揮できるようになるだろう。

ただ現在は端末機が20万円もかかり、入力されている情報が一般的であるため、今1つ魅力に欠けている。これから地域キャプテンによって生活必需品情報が検索できるようになれば、業務用からスタートとして、次第に家庭へと浸透していくようになるのではなかろうか。

## 6 自治体の対応

地方自治体はCATV、キャプテンなどを手がけていきながら、ニューメディア・シティへの離陸を図ることになる。そのためこれらの対応策以外に、レポート、公共VAN、地場産業でのキャプテン利用など、地域の情報ネットワーク化をより濃密にしていくことが肝要である。しかし、政策実施となると、次のような政策評価が必要であろう。

第1に、ニューメディアが地域社会にどのような影響を与えるかを的確に把握する必要がある。CATVが地域テレビとしての役割を果たすことはある程度までは実感としてわかるが、VAN、CAPTAIN、INSなどが具体的にどのような効果を発揮するのか。「情報格差」の解消をもたらすとすれば、地方自治体としても地域振興の一環として参画していただくの前傾姿勢をもって対処していかななくてはならない。

ちょうど、航空機能の発達・充実によって、ICランドを中心とする臨空工業地域が形成されていったように、ニューメディアの発達によって企業立地の変化が起こる可能性がある。戦後、高速道路の発達によって、内陸立地が可能になったが、それはいまだ線であり、空港の場合でも、それは空港を中心とする面のひろがりであったが、ニューメディアの発達はこのような立地の制約をますます軽減させることになるだろう。

第2に、自治体がどの程度まで参加していくのか。UHF放送が始まったと

き、府県や大都市は資本参加したが、それは新聞と同じ広報メディアとしての利用からであった。

CATVはUHFに比べるとはるかに地域密着型であり、将来、多チャンネル方式に変わってくると、行政広報メディアとしての重要性は飛躍的に増加する余地があり、CATVへの資本参加、経営参加を積極的に検討していかなければならないだろう。

VANの場合、各企業系列での相互情報交換をめざして導入が急がれているが、VANのネットワークへの参加、VANの導入は、地域産業の振興の面からも政策の一環として対処していかなければならない。情報化社会を迎えて、かつて道路、用水、用地、再開発ビルなどを産業振興策として資本投入してきたが、今や、情報メディアの建設が自治体の役割の1つとなりつつあるのではないか。

第3に、ニューメディアを活用した市民生活の向上、行政能率のアップが図られなければならない。地震・火災などの情報システム、医療、文化などのネットワーク・サービス、行政情報としての住民登録、各種証明のファクシミリでの伝送、水道・ガス・電気の自動検針などさまざまなアプローチが考えられる。

INSなどにあっても、それは市場ベースのNTTとその利用者の問題と限定して考えるわけにはいかない。自治体も行政情報の提供者としてそれに参加していく必要がある。

さらに、INSなどのニューメディアが発達すると、東京との情報格差が縮小するとの楽観論があるが、交通の開通に伴うストロー効果と同じように、逆に中央集中化がすすむ可能性がある。そのため、地域INS、地域VANなど、さらには一般的情報センターなど、自治体を中心に、さらに情報の集積・集権に努めなければ、受け手としての情報社会に安心していると、高度情報化社会にあっては取り残されてしまうのではないか。

第4に、情報化社会を迎えて、自治体も基本的にその対応策を建てていくことを迫られている。まず、専門家をスカウトしてくるか、採用していくか、い

ずれにしても、ニューメディアへの高度な対応能力を養っていかなければならない。

さらに行政上の投資・補助・融資などにあつて、情報というソフトの分野への参加を評価していただくの発想や価値感の転換が迫られる。CATVの開設、VANの採用など自治体自身が当事者の1人となって、投資・運営するケースが発生する可能性があり、従来の広報のように、紙面とか時間を買い上げるという単なる利用者から、事業者への転換を予測していかなければならない。

それだけ、ニューメディアは地域や行政や市民生活に大きな影響を与えることを考えると、自治体が全くこれらの行政につき権限がなくてもよいのか、アメリカのように、都市がCATVなどのチャンネル認可権をもつべきではないか、少なくとも自治体の意見を聞くというシステムは導入されてしかるべきではないか。

# 港 湾 と 情 報 化

菅 野 正 秀

(神戸市港湾局経営開発部情報対策課長)

## 1 はじめに

港湾は、今、激動の渦中にある。我国を代表するコマーシャルポートとして、我国経済の成長とともに発展を続けてきた神戸港にあっても、その例外ではない。

昭和42年、開港100年と時を同じくして訪れたコンテナ化の波が神戸港に与えたインパクトは計り知れないものがあった。広大なコンテナターミナルは、港の姿を一変させたが、埠頭の専用リース方式の採用等によって、港湾の管理、運営にも新機軸を開いたものである。

こうしたドラスティックな変化とは対照的に、昭和50年代初頭から、港全体にわたって静かに浸透しつつある第2の変革の波が情報化である。これは、大規模な革新埠頭やガントリークレーン等の大型の荷役機械に代表されるいわばハードな変革とは質的に異なる。それは、船舶や貨物の流れの背後にあって、これを規定する情報の流れをスムーズにコントロールするといった、いわばソフト面からのアプローチにより、港が船社、荷主など、利用者により高次のサービスを提供できるようそのインフラストラクチャーを整備しようとするものに他ならない。以下、その背景や現時点における取り組みについて、簡単に御紹介する。

## 2 背 景

経済全体のサービス化や国際化の進展の中で、物流の占める比重はますます高まりつつある。これに伴い、物流に対する荷主のニーズも多様化しつつある



状況下、対応を迫られる輸送業界においては、情報化をその有力な手段として位置づけ、推進しつつあるのも十分首肯できるところである。また近年の通信法制の自由化及びニューメディア関連の技術革新なども、その推進に拍車をかけているといえよう。

こうしたことに加えて、港湾物流に特有の事情としては、①海上物流を取り巻く環境の変化への対応、②荷主サイドの物流意識の変化、③国際複合一貫輸送への取り組み、などが考えられる。

#### (1)海上物流を取り巻く環境の変化への対応

最近数年における、我国を中心とする外航海運、特に定期船部門をめぐる輸送環境の変化は、過去百有余年の我国海運史の中でも未曾有のものを感ぜさせる。

グロスとしての海上荷動き量では、順調な増加傾向にあるとはいえ、貨物の軽薄短小化及び高付加価値化に伴い、航空カーゴとの競合がグロースアップされつつあることに加え、メーカーサイドの現地生産指向等により、今後のカーゴフローについては、若干不透明であることは否めない。

このような情勢下、海運界にあっては、一方で台湾、韓国、香港等の極東中進国や、中近東産油国、共産圏諸国のナショナルフラッグキャリアに代表されるコンテナ船の大量建造、他方で1984年米国新海事法の施行による新しい集荷方法（運賃その他のスペシャルサービス提供を含む独自行動権、数量割引制）を前提とした、米国船等による超大型船の建造ブームを大きな要因として、船腹過剰傾向が続いている。

こうした状況下、各船社は、より多くの貨物を自社の booking（集荷）枠内に確保するため、荷主サービスの充実、並びに集荷、運航コストの削減に努めている。

例えば、価格（運賃）設定が、各社独自の判断で弾力的になされたり、新たな輸送モード（例えばリバース IPI）の開発が行われるなど、従来になく、競争条件が多様化してきている。この際、情報処理のシステム化が競争力を支える武器の1つとして認識され、インハウスレベルで、鋭意取り組まれてきた。

即ち、空スペースの状況を常時把握し、きめ細かい集荷活動を可能とするブックイング・コントロール・システム、コンテナ及び関連機器を最も効率的に管理し、空コンテナのポジショニングコストの削減（本船採算の面から特に北米内陸部において大きな問題となっている。）に大きな効果を発揮するインベントリー・コントロール・システム、ターミナルにおけるコンテナ搬出入管理、船積陸揚プランの立案等、スムーズな臨港業務に不可欠なターミナル・コントロール・システム等である。

このようなシステム化は船社のみならず、船社の委託の下に船積(卸)業務を主宰するエーゼント、フィジカルハンドリングを担当する船内・沿岸事業者、本船入出港に伴う税関、港長手続等を代行する船舶代理店、また、荷主の委託の下に船積書類作成及び通関等のドキュメンテーションや、内陸デポ（工場倉庫や配送センター）と港頭ターミナルとのドレージ（陸送）手配等を担当する海貨業者（乙仲）、さらに検数業者、検量業者といった海運、港運関連事業者にあつて、程度の差はあれ一般的に導入が図られてきている。

## (2)荷主サイドの物流意識の変化

外航海運を含めて、輸送業界において通念となっている、いわゆる物流3原則、即ち、「より早く、安く、確実に」ということを、どのようにすれば最大限に満足できるか。——この大きな課題に対し現在、輸送業界のみならず、荷主、特に、大手直買メーカーの運輸担当者も日夜腐心している。

荷主サイドにおいては、第1次、第2次オイルショックを通じて、生産過程の徹底的な合理化を要請された結果、製造原価は、総じてほぼ限界ラインにまでミニマイズされたといわれる。

その結果、次の段階として、従来「暗黒大陸」とさえ言われ、生産即ち消費といったマスプロ時代を背景に余り関心を払わなかった流通過程にメスが入れられた。具体的には、例えば、出荷商品の品質管理に完璧を期すべく、出荷ポイントから最終消費ポイントに至る物流の全経路について、一貫責任を求め、商品の刻々の所在地について情報を求め、また、温度、湿度、震動等、輸送の物理的状態について、きめ細かい条件を要求するなど、従来にみられなかった

状況が生まれている。また、当然ながら、価格競争力強化の観点から、輸送コストそのものの合理化を追求しつつある。

国際海上輸送の分野では、このような荷主ニーズに応える新しいソフトの一つとして、後述のように、国際複合一貫輸送が発展してきた。これは、MLB、SLBといった比較的初期のランドブリッジから、内陸ポイントを最終仕向地とするIPI、ICサービスや、マイクロブリッジというように、次第に「Door to Door」即ち、一貫輸送へと近づきつつあり、これに伴って、より高度の情報処理システムが要請されている。

また、輸送コストのセーブに応えるためにも、情報処理のノウハウは重要で、例えば、貨物の流れに先行、後続する書類手続きをスピードアップし、条件が整い次第 (shipped 又は received)、B/L (Bill of Lading; 船荷証券) が可及的速やかに発行できるようになれば、荷主において、より早い段階で荷為替の取り組みが可能となろう。このことは、輸出金融に伴う金利負担等、いわゆる輸出間接費の軽減を意味する。

また、船舶動静情報の分野では、例えば積載予定本船の動静情報をより一層適確に把握することが可能となれば、貨物の出荷計画が立て易くなり、保管等に伴う輸出直接費の節減も考えられる。

### (3) 国際複合一貫輸送への取り組み

港湾における情報化は、コンテナ化と全く別個の形で現われたものではなく、むしろコンテナ化が情報システムへのインセンティブとなり、逆に物流のシステム化をコンテナ輸送そのものが要求していたと言えよう。

コンテナ輸送によって、物流の究極の姿である Door to Door 輸送 (現象面では、物流は古来 Door to Door であった筈である。ここではスルー B/L の発行によるスルーレート、一貫責任を前提とした形態をいう)、即ち、海陸空の異種輸送機関を接続した (いわゆるマルチモーダル) 国際複合一貫輸送が容易に提供できる環境が整ったことは確かである。

近時、このサービス分野が急速に脚光を浴びてきているが、これは①最大のマーケットである米国において、新海事法が施行され、いわゆる NVOCC (Non

Vessel Operating Common Carrier by Water ; 非船舶運航事業者) について、船社と並び、荷主に対して海上輸送責任を負うことができる (即ちスルー B/L の発行を認められる) オーシャン・コモン・キャリアとして、明確に性格づけがなされ、新しい複合輸送主体として自由に集荷できる環境が整ったこと、② 1983年改定信用状統一規則の施行により、NVOCC 発行の複合輸送証券 (例えば FCR…フォワーダーズ・カーゴ・レシート) に基づく荷為替のネゴがスムーズにできる法的基盤が整備されたこと等の事情によるところが大きい。

ところで、NVOCC は、その主要業務に、小口混載 (consolidation) を伴う。これはコンテナ 1 個に満たない小ロット貨物 (LCL 貨物) であって積載本船、船卸港、最終仕向地等主要なアイテムが同一といった条件のものを一定のボリュームにまとめて、コンテナ満載貨物 (FCL 貨物) に仕上げ、これを船社に引き渡すことにより、いわゆる volume discount として、フレート・トン当たりでより有利な運賃を船社より引き出し、小口荷主にその利益を還元しようとするものである。

こうしたサービスは、特に米国新海事法で同盟船サービスにも数量割引制 (SC ; サービスコントラクト、VIP ; ボリューム・インセンティブプログラム等) が容認されたことから、今後一層の成長が見込まれる。その際、NVOCC の効率的経営を図る上から、業務の性格上、当然一定の volume を上回る集荷が要求される。

これには、運営上の工夫としてグループによる共同集荷、いわゆるコーローディング (co-loading) が既に始まっているが、今後はさらに、港頭バンニングポイントを拠点として情報センターを設立し、LCL を主体とするコンテナ貨物のデータ (荷主、品目、本船名、船積港、仕向港、トン数等) を集積、これに基づく混載指示等をスムーズに行うことができる施設基盤の整備や業態の確立が期待される。

現在、我国において NVOCC は商社系、船社系、港運系、フォワーダー・プロパー等、様々な形態で存在し、各々独自のノウハウを生かして総合物流を目指しているが、情報処理は、企業内又は系列企業グループの内部で、かつ本邦内

に限定されている場合が多いようである。

より進んだ形として、自社の現地法人や、相手国の提携先フォワーダーのブッキング及びデリバリーシステムとタイアップした国際的なシステム設計が要請され、コードの統一といった具体的な問題も生じてこよう。これについては、今年4月、運輸省が「国際貨物輸送情報センター（仮称）」構想の検討を開始し、来年2月頃報告書を取りまとめる予定である。今後の経過が注目される。

以上のように、港湾における物流情報処理のシステム化は、船社、港運業者、荷主等を取り巻く輸送環境がハード、ソフト両面にわたる変化を迫られてきた状況を背景に様々の障害要因を含みながらも、インハウスシステムから系列企業グループへと波及し、今や異業種間のネットワークが日程にのほりつつある。

以下、神戸港の場合を含め、主なもののみを御紹介したい。

### 3 神戸港における取り組み

神戸港では比較的早くから情報化へ向けての取り組みが始まった。まず、昭和45年7月に「神戸港情報システム研究会」を設けて、諸外国港湾の事例研究、輸出船積業務フロー調査等活発に研究が進められ、翌46年4月には「神戸港情報センター」を設置した。このようなアプローチを踏まえて、昭和50年6月に「神戸港E D Pシステム開発協議会」が設置された。同協議会は、港湾関係業界43団体、官公庁9団体に神戸市を加え、計53団体で構成され、オール神戸港といった広い視野からの研究が進められた。そして、昭和53年3月「船舶動静情報システム」「貨物情報システム」の2つのシステム設計が発表されている。

このうち、船舶動静システムは①神戸港における船舶のスムーズな入出港——タグボート、パイロット等ポートサービスのタイムリーな提供、②効率的な荷役体制——E T A（本船入港予定時刻）の適確な把握による即時荷役開始及び本船のクイックディスパッチの促進を図る。また、E A Tの遅延に対応してターミナルの有効活用を図る、③神戸港経由貨物の適正な管理——例えば、危険品積載本船の入港に際して、危険品データの適確な把握を通じて迅速かつ

万全の検査体制を整える、などを主な目的としている。

一方、貨物情報システムは①各種ドキュメントの自動発行、②貨物搬入情報の早期入手及び関係先への通知、③各種チャージ等の料金計算やその照会に対する即答、④輸入貨物の迅速なデリバリー、⑤本船荷役状況の即時把握及び関係先への通知、などを目的としている。

これらはいずれも、費用と効果のバランス、未加入者の扱い、既存システムとのインターフェイスなど運営上の問題が指摘されたものの、デモンストレーションが実施された結果、省力化をはじめ、迅速性、確実性などその効果が確認されている。

一方、神戸海運監理部において、後述の京浜港における「SHIPNETS」の動きに呼応して、昨年「神戸港運輸関係情報化推進懇談会」（船社、港運業者、NTT、学識経験者、港湾管理者等の代表から構成）が設置された。これは、「物流情報システム」「配船情報システム」「港湾管理システム」「海上保安関係システム」等広い視野から港湾の情報化への課題を探り、実用システム化への問題点等を検討しようとするものである。これについては、神戸港EDPシステム開発協議会もその活動に協力し、協同で神戸港全体の情報化を推進していく方針である。

(SHIPNETS)

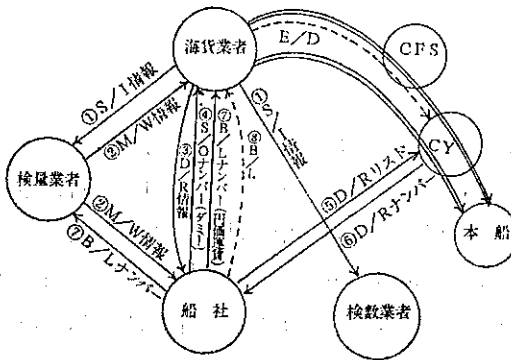
現在、我国において貨物情報システムとして、対象を一部に限定してではあるがドキュメント情報の集中処理を可能としつつあるのが「SHIPNETS」(SHIPPING cargo information NETWORK System: 港湾貨物情報ネットワークシステム)である。

昭和49年から運輸省の関係調査団体である(財)運輸経済研究センターで基礎的研究が始められ、56年には具体的なシステム設計に着手された。その翌57年には船社、海貨業者、検査業者、検量業者の4業界から代表各1社が参加して第一次実験が行われている。

SHIPNETSは、いわば海上貨物版VANともいふべきもので、NTTのDRESS(販売在庫管理システム)コンピューターをセンターとして、これ

に各社の端末をオンラインで結び、データ交換を通して必要書類を作成、アウトプットするものである。システムの範囲は、輸出貨物（コンテナ及び在来）の S/I 入力から B/L 出力に至るまでである（図1）。

図1 SHIPNETS による情報の流れ（コンテナの場合）



(注)

- S/I : 船積仕様書
- M/W : 重量容積証明書
- B/L : 船荷証券
- D/R : 貨物受取書
- S/O : 船積指図書
- E/D : 輸出申告書

従来、海貨業者と船社等との間で人手を介して書類が往復しているが、SHIPNETS では各端末を通して必要情報を DRESS のセンターに入力すれば、関係各社が随時必要データを取り出すことができ、船積手続業務が大幅に省力化かつ迅速化されるものと期待されている。

SHIPNETS は今年10月に第2次実験が予定されており、スムーズにいけばそのまま実用化へ踏みきる方向である。

#### 4 テレトピア計画

我が国の通信行政を所管する郵政省において、テレトピア（未来型コミュニケーションモデル都市構想）が推進されている。これは、INSや衛星通信、光通信などの情報インフラストラクチャーの整備を、パイロット都市の指定を通じて促進しようとするものである。神戸市でも、多種機能都市づくりの一環として、ニューメディアを活用して、国際交流と観光情報、ファッション情報などを集積、提供できるシステムを検討しており、具体的に「ポートアイランド及び六甲アイランド」の2つの人工島を1地域として、指定申請を行った。そ

して、今年3月には「整備推進地域」の指定を受けたところである。このうち、六甲アイランドは現在、造成中であり、今後の施設整備にあたっては、都市機能用地における「インテリジェントシティ」の建設と併せ、次に述べるテレポートタイプの国際間通信基地の誘致、建設についても検討すべきであろう。

## 5 テレポート計画

近年、港湾を単なる物流拠点としてではなく、都心に近接した新しい空間として、その有利性を再認識し、ニューメディアを軸に臨港地区の活性化を図ろうとする試みがみられる。そのような試みの中で、規模、内容共に最も大きく、自治体経営にも波紋を及ぼしつつあるのが、ニューヨークの「テレポート」構想である。「テレポート」のアイデアについては厳密な定義はなく、必ずしも港湾空間のみを対象とせず、広く電気通信拠点といった概念のようである。昨年2月、ニューヨーク世界貿易センターで初の「世界テレポート会議」が開催された。「テレポート」計画は、ニューヨーク、ニュージャージー両州合同港湾管理委員会の主唱により、同委員会と、世界最大の証券会社 Merrill Lynch社、電話会社の Western Union 社及びニューヨーク市が、ニューヨーク沖合のスタッテン島の北西部350エーカーの敷地で計画しているジョイントベンチャープロジェクトで、会議では、主催者側より、世界主要国政府や主要都市、通信企業体や金融企業等に対し、パートナーシップを求めるアピールがなされた。

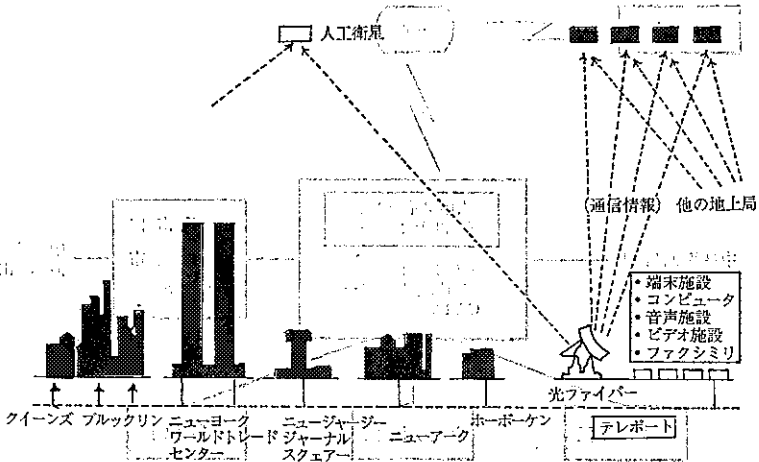
この計画は、現在ニューヨークでは、新しい回線の敷設が困難な程、マイクロ回線が過密化している、といった物理的制約のみならず、より根幹的な事情として、企業の呼び戻しを通じてインナーシティの再活性化を図るという、大都市共通の問題が根底にあることは否定できない。

計画によれば、同敷地内に音声、画像ファクシミリ、データ通信等の送受信機能を持つ最新の電気通信設備を備える予定で、計画中の米国国内衛星及び大西洋上に位置する国際通信衛星のすべてにアクセスすることができる。この電波通信は、基地と光ファイバーで結ばれる都心ビジネス街へ連絡されるテレポ



ートにより、共用の衛星地上局施設が可能となり、ユーザーは衛星回線を経済的に利用できることになる。ちょうど、鉄道、道路、下水処理施設と同じように、都市における電気通信インフラストラクチャーとして位置づけられている。

図2 テレポート概念図



この新しい試みは、臨海部の埋立事業を進めている我国主要都市にとって、埋立地の付加価値を高める新しい公有地活用手法として俄かに脚光を浴びている。

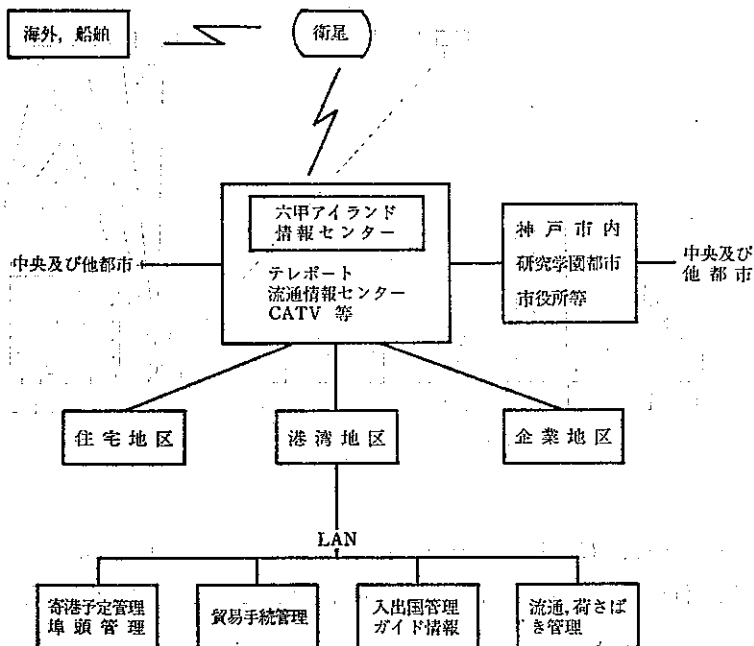
大都市臨海部の埋立地は、①銀行、証券会社、商社等、情報メディアのユーザーと距離的に近いことから、光ファイバーの敷設やメンテナンス等に要するコストが少なくすむこと、②既成市街地に比して地価が安く未来型通信施設等の立地に好適であること、③都心部に生じがちな電波障害からフリーで衛星による無線通信にとって安定した状態が得られること、などの利点がある。

この計画は、今年4月に東京で開催された第2回会議において「世界テレポート連合」が創立され、具体化に向けて歩み始めた。

神戸市では、「神戸市ニューメディアシステム開発研究会」(会長：滑川敏彦 大阪大学教授)を設置し、1年間にわたる検討を経て、今年3月「ニューメデ

「アジアティへの政策ビジョン」(報告書)を発表したが、その中で神戸港とテレポートについて、次のように述べている。(特に、六甲アイランドにその機能を求めており、図3のような概念図が示された。)

図3 六甲アイランド情報システム概念図



神戸港は世界の海運基地として成長していかなければならない。そのため国内の物流基地としてのみでなく世界の物流センター、さらには情報センターとして整備していく必要がある。そのため衛星基地への対応が迫られるが、この点については、次のように考えられる。

- ① 将来、通信・放送衛星の数も増え、国際通信網はさらに発達するので、衛星基地としての可能性は十分ある。たとえばインテルサット・ビジネス・サービス (IBS) を含めた通信衛星トランス・ポンダー (中継器) の活用
- ② 都市関門方式の基地

第3セクターで通信基地を設置し、後背地のデータ通信網を構築する（電波障害、情報ニーズ、都市間競争 etc）。さらに国内通信衛星を活用し、東京、大阪等主要都市との通信網を構築する。

③ 世界物流情報基地

世界の港湾、航行中の船舶から物流の情報を通信衛星を通じて、六甲アイランドの衛星基地へ集約する。

6 おわりに

港湾における情報化について、その背景や現状等について、一面的ではあるが述べてみた。確かに、港湾においても情報化への取り組みは必然的な流れであると思われる。

今年1月にほぼ20年ぶりに港湾運送事業法が大幅に改正され、情報処理施設を核とする新しい基盤（統括管理基盤）が創設されたことも今後の港運業界の新しい方向を示すものといえる。

しかしながら、いわゆる横系列のVANの実現には、なお解決すべき課題も多い、といわねばならない。

第1に、港湾物流情報の多くは、CATVやキャプテンなどといった一般市民の利便性の増進や、既存データの検索等を目的とするものとは異なり、特定事業者や業界内を流れる機密性の高いものである。そのため、セキュリティの確保が技術的に保障され、その実績を積み重ねることにより、センターとのインターフェイスについて、参加各企業が疑問をはさまない状況を作出することが前提となる。

第2に、大手事業者においては、既にインハウスシステムが確立されていることから、インターフェイス自体のメリットがコスト及び技術的問題の解決を含め、実証されなければならない。

一方、まだ自社システムを確立していない事業者にとっては、VANへの参加はメリットがあると思われるが、利用情報量との見合いから、コストに比して、規模の利益を発揮しにくいという問題をかかえる。

このような課題を残しつつも、情報処理能力が、マクロとして港湾の競争力の重要な部分として位置づけられることは、今後の潮流と思われる。

因みに、神戸港と姉妹港であるシアトル港は、情報システムを駆使して、集荷上、大きな効果をあげ、北米西岸諸港の中で優位性を保っている。

米国では、シカゴ等中西部に大工業地帯を控えていることもあって、西岸揚げされたコンテナの半数近くが内陸鉄道に接続される。

この際、鉄道運賃が、いわゆる Flat Car (長さ80 f) 単位で設定されているため、コンテナは、 $40 f \times 2$ 、 $20 f \times 4$ 、又は  $(40 f \times 1) + (20 f \times 2)$  のいずれかのタイプにまとめなければ割高になってしまう。この点で、前述のコンソリデーションサービスが集荷上重要なポイントとなる事情がある。シアトル港では、ポートオーソリティー自身が自港扱いの貨物の大半を対象とする貨物管理システムを完成させ、安価な内陸輸送費の引き出しに成功し、競合他港との関係で大きな効果を発揮している。

法制度や地理的事情を異にするとはいえ、我国港湾管理者にとって大いに参考になる事例と思われる。

港湾管理者の施策は従来の、大型船への対応やふ頭の再開発といった施設整備の枠組に加えて、今後はそれらの最有効利用を図る観点から、船舶貨物誘致活動、いわゆるポートセールスの一層の充実と併せ、高度情報化への機敏な対応が強く求められることとなる。関係方面の御協力をお願いする次第である。

# CATVのあゆみと神戸市のとりぐみ

富井 昭 博

(財)神戸市開発管理事業団  
CATV課長

## 1 CATVの概要

(1) CATVとは………

「CATVとは、もともと Common Antenna TeleVision, あるいは Community Antenna TeleVision の略称をいっている。共同アンテナテレビ、共同受信施設のこと、日本では1953年(昭和28年)テレビジョン放送が開始されてすぐにCATV施設ができています。

もともとは、山間辺地におけるテレビ難視聴を救済するため、山頂などに設置した共同受信アンテナでテレビ放送電波を受信し、これを同軸ケーブル(有線)で周辺の各家庭に分配するシステムとして出発したものである。

テレビ難視聴を救済するためには、このCATV施設による他、中継局の設置による方法があるが地形の複雑な日本では、テレビ事業者(NHKや民放テレビ局)による中継局の建設にも限度があるため、難視聴地区を完全に救済するには至っていない。

その上、1970年代に入って高速道路や高層ビル、さらには新幹線などの建設によって都市部での難視聴地域が急増し、これの救済のためのCATV施設が増加している。

テレビジョン放送が“無線”通信技術の発達の中から誕生した最新の画像通信手段であるにもかかわらず、態々ケーブルを張りめぐらさなければならない“有線”によるテレビジョン放送が、今新しいメディアとして注目されているのは、CATVの伝送路として用いられる同軸ケーブルや光ファイバケーブル

ルの大容量性、双方向性という特性に着目し、難視聴の救済のみならず、その施設を同時に新しい情報サービスを提供するために利用することになり、全国的にその関心が高まってきている。

## (2) アメリカのCATV

現在、日本でCATVに関心が集まっている原因の大半は、アメリカですでにCATVが産業として成立し、それが着実に伸びてきたところにあると思われる。

アメリカでは1940年代、テレビジョン放送の開始とほとんど同時に難視聴の救済としてCATVが始まり、1970年代後半から現在にかけて急成長したといわれている。CATVがアメリカで急激に伸びたのは、1973年から75年にかけて放送衛星が打ち上げられ、CATVネットワークの新しい技術が実用化されてCATVの広域ネットワーク網が実現したことと、これに大資本が参入したことに負うところが大きい。

雑誌のタイムやディズニーが映画供給部門を設置し、通信衛星を使って映画を全米にペイ・テレビジョン（有料放送）として流したことにより、2千、3千の加入者の小さな町のCATV局でもパラボラアンテナで、安価にその番組を受けて視聴者に放送することが可能になったのである。

その場合、CATV利用者はすでにベーシック（基本）サービス料として、毎月10万ドル程度の施設使用料を払っているから、ペイテレビを見ればさらに毎月10万ドル前後の料金が必要になる。しかし家族で一回映画を観に行くだけでも、ガソリン代や駐車場代だけで1か月分の料金以上払わなければならない上に、映画館での治安のことなどを考慮すれば、家庭で居ながらにしてハリウッドのいい映画を観ることが出来るので得策だ、というのがCATV関係事業者のセールスポイントであり、この普及がアメリカのCATVの成長を促したといえよう。

その後、通信衛星を使ってベーシック（基本）サービスに乗りだしたのが、テッドターナー氏のスーパーステーション（地方の独立UHF放送局が番組を国内通信衛星を經由して、全米のCATV局に配信するもの）で、サービスの

大半は広告（CM）入りで提供されるためCATV局は非常に安価に利用出来るのである。番組の多様化が図られたのもこれに追随したスーパーステーションが多数あり、それに負うところが大きい。

CATV局はこれらの番組を受け、同軸ケーブルの大容量性を利用して平均30数チャンネルのサービスを行っている。

図-1 米国ケーブルテレビ産業構造

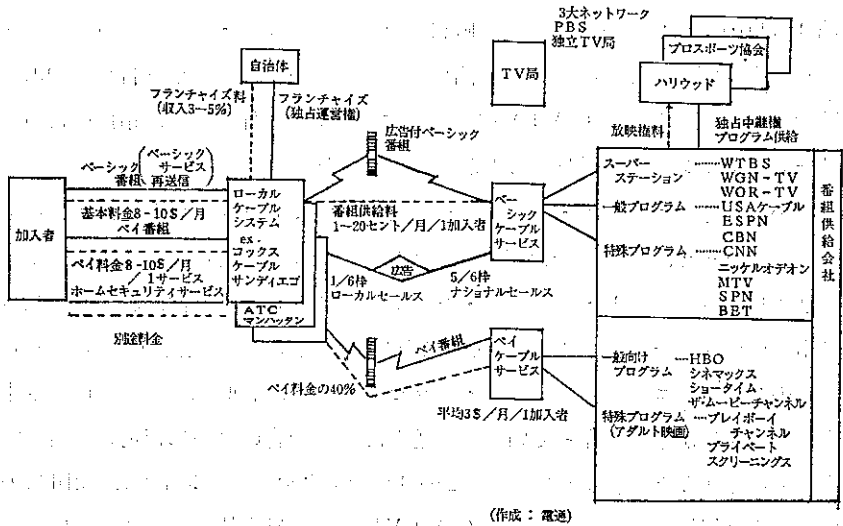
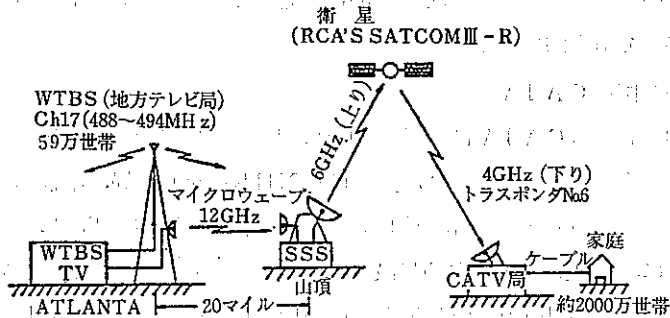


図-2 スーパーステーション・デッドターナー氏のWTBSの仕組み



先に述べたように、アメリカのCATVの発展は国内通信衛星の利用に負うところが大きい、それによって流す番組には限度があり、そのストックも徐々に底をつき、現在では顧客すなわち視聴者から、番組内容の画一化、同じ番組のくり返し、マンネリ化に対して不満の声も出始めており、加えて遠隔地放送番組を再送信する際の著作権料率のアップも実施され、CATV局側としては加入者の引止め策に苦慮していることも付け加えておく必要がある。

ベーシック・サービス、パイ・サービスの他に第3番目のサービスがある。第3番目のサービスの特長は、市町村がフランチャイズ・システム（ケーブルテレビ事業開始のために、地方自治体から与えられる法的な権利付与。独占的運用権。）により地方のCATV局を認可するとその条件として、市民のためにサービスチャンネルを設けることが義務づけられる。

その1つはパブリック・アクセス・チャンネルで、CATV事業者が小さなスタジオやビデオ、カメラを設置して市民にチャンネルを解放するものである。

2つ目はガバメント・アクセス・チャンネルで、地方自治体が広報、お知らせ用に使用するチャンネル、最近ではこれに議会状況の生放送も加わっている。

その3つ目はエデュケーション・アクセス・チャンネルで、教育委員会や小中高校の先生が番組を作って局へ持ち込んだり、教育のために特別の番組を購入して放送するチャンネルである。この3つのアクセスチャンネルは、市町村の要請により提供を義務づけられ、CATV局側が犠牲を払って維持している。

双方向サービス、例えばホームバンキング、ホームショッピング、セキュリティなどのサービスは、一部で実験的に実施してはいるがコスト・パフォーマンスの絡みで積極的ではない。

### (3) わが国のCATV

わが国におけるCATVは、昭和30年に初めて群馬県伊香保温泉街にNHKの辺地共聴施設として建設された。当時はNHKのテレビ局、中継局が整備されていなかったので共聴組合、受信者組合等の相互扶助的な組織により農山村部を中心に、難視聴救済のために設けられたことは先に述べたとおりである。これらの施設は小規模のものが多く、区域内再送信のみ細々と実施しているに



すぎない。

次に区域内再送信の他、区域外再送信業務を行う施設が出てくる。山梨、静岡、長野等の難視聴地域で山頂に受信施設を設け、東京のテレビ電波を受信し、地元波以外のテレビチャンネルのサービスも併せ行うことにより、事業として成立をみたのである。

さらに区域内再送信、区域外再送信の他、加入者を対象に町の広報、生活情報などの自主制作番組の放送も始まったが、収支を償うことが困難なことから昭和45年当時で3施設にすぎない。

1970年代に入って都市の高層ビル、高速道路建設による受信障害対策としてのCATV建設が多くなり、特に大都市における建造物の大規模化に伴い、数千～数万世帯を対象にした大規模CATV施設の出現により、CATVを営利的に運営する法人も設立されるに至る。

神戸市が高倉台で地形難視聴共聴施設として最初にCATVを始めたのがこの

表一-1 都市、辺地別施設数及び受信契約者数

年 度	施 設 数				受 信 契 約 者 数			
	都市難視聴	%	辺地難視聴	%	都市難視聴	%	辺地難視聴	%
52	5,542	28.8	13,635	71.1	730,891	39.2	1,134,416	60.8
53	7,413	33.6	14,620	66.4	1,001,716	45.4	1,205,474	54.6
54	9,729	38.9	15,296	61.1	1,353,518	52.1	1,246,704	47.9
55	11,708	42.1	16,097	57.9	1,574,413	54.3	1,323,193	45.7
56	13,924	45.4	16,747	54.6	1,855,707	58.0	1,344,859	42.0
57	16,339	48.5	17,315	51.5	2,132,114	60.4	1,398,778	39.6
58	18,049	50.0	18,113	50.0	2,279,636	58.1	1,648,630	41.9

(注1) 既設のテレビジョン放送局の送信アンテナから遠いため、あるいは自然地形によって電波がさえぎられるため、テレビジョン放送の良好な受信が困難な状態を辺地難視聴という。

(注2) 都市において中高層建物、高架鉄道、高架道路、送電線等によりテレビジョン放送電波がさえぎられたり、反射したりすることが原因となってテレビジョン放送の映りが悪くなる現象を都市難視聴(又は都市受信障害)という。

時期、昭和48年（1973年）である。

わが国におけるCATVの設置要因は、現在までの殆んどが難視聴対策であり、時系列的には辺地難視聴の増加率に比し都市難視聴の施設が増加している。このことは、都市におけるCATVの役割が難視聴対策とはいえ重視されつつあることを示している。

都市難視聴の施設増に伴い、同軸ケーブルの大容量性、双方向性を多目的に利用することが検討され始めた。昭和57年後半、東京・町田市で“都市型”といわれるCATV事業計画が名乗りをあげ、大規模（数万の加入者）、多チャンネル（30ch以上）、双方向の構想を打ち出した。それに続き電鉄系企業や総合商社、新聞、テレビ、広告代理店などの各社が相次いで“都市型”CATVへ進出をめざし、CATVブームの火が広がっている。

表-2 都市規模別ニューメディアコスト試算（金額単位：億円）

区 分	規 模	人 口		1万人	5万人	10万人	20万人	50万人
		加入対象	世帯数	3,000	15,000	30,000	60,000	150,000
			事業所数	550	2,750	5,500	11,000	27,500
インフラストラクチャー	双方向CATVシステム	構築費用	ハードウェア	4.5	16.5	33	66	165
			ソフトウェア	—	—	—	—	—
			家庭用端末 (加入率)	—	—	—	—	—
			総額試算例	4.5	16.5	33	66	165
		年間運用費用	1.2	3.1	5.7	11	26.7	
		前提条件	(1)サービスは再送信(区域外再送信を含めず)TV5ch, FM2ch, 衛星放送2chと自主放送(ベーシックサービスのみ)TV1chとした。 (2)受信点はセンター位置とし、弱電界地域ではないものとした。 (3)カバーエリアはセンターを中心に5万都市で6km程度とした。 (4)居住地域(道路等は除く)の世帯密度は4,000世帯/km程度とした。 (5)全世界帯100%加入とした。 (6)テレビ受信機等住宅内端末および工事は含めないものとした。					

この背景にはアメリカにおけるCATVの発展や、わが国における放送衛星サービスのスタート、さらに郵政省はじめ関係省庁のニューメディア政策の展開をあげることが出来る。

しかしながら膨大な建設費と維持コストを必要とする“都市型”CATV事業が、利用者の料金をもとに成立するのかどうか、現在のところ事業開始にむけて種々机上検討がなされているのが現状である。因みに郵政省の都市規模別ニューメディアコスト試算による、双方向CATVシステムのインフラ構築費用は表一2のとおりである。

## 2 神戸市におけるCATV

### (1) CATV導入の経緯

昭和47年高倉台団地の造成が完成に近づいた頃、テレビ電波の受信状況を調査し、殆んど全域が地形的に良好なテレビ電波を受信出来ない地域であることが判明した。加えて日本住宅公団（現、日本住宅・都市整備公団）の建設による高層住宅が3棟あり、これによる電波障害対策を併せ実施しなければならない、いわゆる地形的難視とビル蔭電波障害による複合電波障害が予想された。

このため団地の開発主体である神戸市が、何らかの解消策を講じなければ優良な宅地、良好な住宅として売り出すことが出来ないため、他の事業者、日本住宅公団と神戸市住宅供給公社との間で協議の結果、これらの3者で建設費を分担し、CATVによるテレビ送信を行うことに決定した。

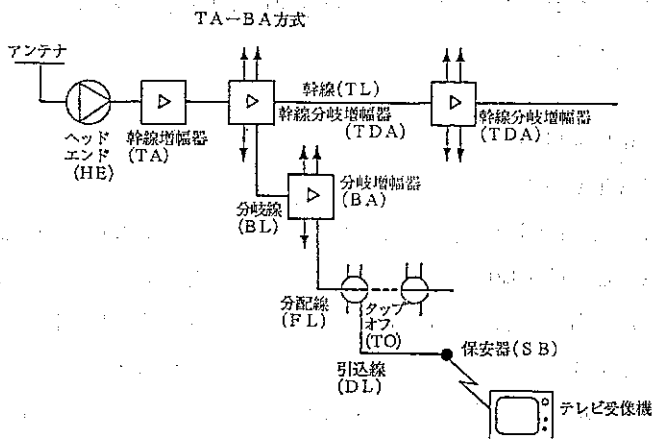
第1期の建設費45,000千円。その内訳は神戸市33,806千円、日本住宅公団1,764千円、神戸市住宅供給公社9,430千円の負担によって捻出し、建設、管理、運営を(財)神戸市開発管理事業団において行うこととした。当初の利用料金は、各戸にアンテナを立てて管理する場合の費用を想定して、月額220円に設定した。テレビ電波受信アンテナを、団地中央部に位置する公団高層住宅屋上に設け、昭和48年5月、テレビ8ch、FM2波の再送信を行い、兵庫県下で最初の有線テレビジョン放送法による許可施設となった。

高倉台CATV事業開始当時は、全国的にも第1次CATVブームの時期で

あり、当初の計画では高倉会館2階にスタジオ設備を設けて、地域住民のための自主放送を実施することも検討されたが、放送内容や費用の面で難しいため実現していない。

CATV同軸分配網は、TA-BA方式を採用することとし、以降神戸市が行うCATVは全てこの方式によっている。

図-3 神戸市のCATV同軸分配網基本構成図



## (2) CATVの現況

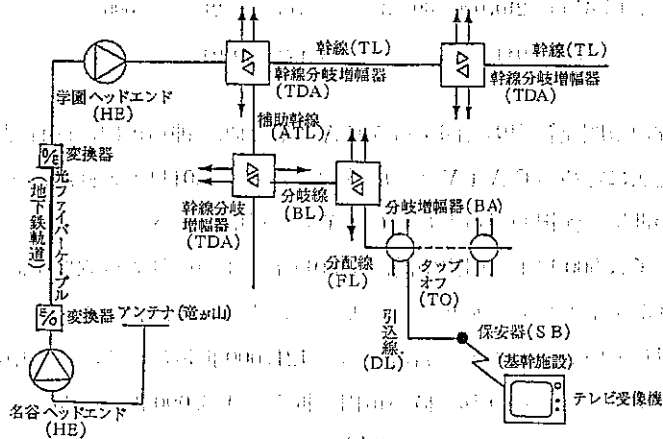
高倉台につづいて名谷、落合、ポートアイランドおよび研究学園都市においても神戸市、神戸市住宅供給公社ならびに日本住宅・都市整備公団等の拠出する負担金により、(財)神戸市開発管理事業団がCATVを建設し、管理、運営している。

ポートアイランドでは複合電波障害対策と併せ、ポートアイランドの良好な景観を創造するために設置された景観形成委員会でCATVの導入が決定され、ポートアイランド内からテレビアンテナを排除することとなった。因みにポートアイランドでは周囲の港湾関連業務地域を除いて無電柱化を図っているため、CATV伝送路は全て地下埋設になり建設費が非常に高くなっている。

神戸研究学園都市では昭和60年3月からCATVサービスを開始したが、将

来は、地域内の大学相互間の情報交換や、各種公共公益施設からのデータ収集に対応するため、基幹施設について双方向 30ch に対応可能な CATV 施設を建設した。なお神戸研究学園都市内では良好なテレビ電波を受信することが出来ないで、須磨ニュータウンの名谷(竜が山山頂)設置の受信アンテナから、光ファイバーケーブルにより地下鉄軌道敷を利用して送信している。したがって将来は神戸研究学園都市と須磨ニュータウン間で、光ファイバーケーブルによる情報交換にも対応出来るようになっている。

図-4 神戸研究学園都市CATVシステム図



さらに、西神住宅団地の整備が進み、既に1,777戸が入居しているが、現在のところ各戸アンテナ(一部共聴施設)でテレビを受信している。この地域では、北淡淡路局もしくは摩耶局(いずれもテレビ中継UHF局)の受信状況が良くないことと、各戸対応のアンテナの維持管理が面倒なこともあり、CATV建設を待つ声も多いので、昭和61年度中に開通予定の市営地下鉄の延伸工事に併せ、その軌道敷を利用して、研究学園都市から光ファイバーケーブルによりCATVを延伸する予定である。

このCATVシステムは、名谷ヘッドエンド(HE)から光ファイバーケーブルにより地下鉄軌道敷を利用して、学園ヘッドエンド(HE)まで送信し、学園ヘッドエンド(HE)から各戸アンテナまで送信している。

表一 3. (財)神戸市開発管理事業団・CATV事業概況(昭和60年3月現在)

CATV 事業別	建設費 (千円)	開始年月	建設戸数 (戸)	加入戸数 (戸)	利用料 (円/月)	備 考
高 倉	73,876	48. 5	3,197	3,070	600	
名 谷	259,699	51. 9	9,710	8,343	600	
落 合	188,994	51. 9	5,921	4,118	600	
ポートアイランド	187,994	55.11	5,907	3,838	650	住宅供給公社建設 の施設を引受け
西神住宅団地	23,988	57. 3	372	360	600	第1期分建設費
研究学園都市	210,000	60. 3	345	212	600	
合 計	944,551		25,452	19,941		

(財)神戸市開発管理事業団が行うCATVの他、神戸市内には有線テレビジョン放送法に定めるCATV許可施設(引込端子数501以上の施設)が15あり、約32,000世帯が難視聴対策としてCATVを利用している。

引込端子数500以下の届出施設、同50以下の小規模施設は528施設あり、約69,000世帯が主としてビル共聴や、ビル蔭による電波障害対策として有線テレビを利用している。これらを合計すると121,000世帯になり、この中には事業所等が含まれているものの、概ね市内全世帯数488,000世帯の25%、4世帯に1世帯がケーブルによりテレビを聴視していることになる。

これらの大半の施設が維持管理に要する電気代程度の利用料、若しくは、電波障害の原因者負担により無料で運営されているが、501端子以上の許可施設のうち、(財)京阪神ケーブルビジョンおよび、有馬テレビ共同聴視施設協会(任意団体)が行う地形難視解消のためのCATVでは、契約金20,000円、月額700円の利用料を徴収している区域がある。

### (3) CATV実験自主放送

神戸市は公共デベロッパーとして多くのニュータウン開発を手がけてきた。

そのうち難視聴対策、景観保全対策として既に高倉、名谷、落合地区、神戸研究学園都市、ポートアイランドにCATVを敷設し、今後西神住宅団地、六

甲アイランド等でCATVを建設する予定であるが、これらのCATV施設で、既存のテレビ再送信以外に独自の放送設備により独自のチャンネルをもって、自主放送などの新しいサービスを導入することを従来から検討してきた。

先の『神戸市ニューメディアシステム開発研究会報告書』（昭和60年3月）は、ニューメディア・シティの政策ビジョンの項でニュータウン型CATVについて、つぎのようにのべている。

「iニュータウン型CATV

西神地区は、市の開発したニュータウンであり、ケーブルの敷設等初期の建設費は開発者負担でまかない、利用者からは個別に加入金を取らない方式で建設している。これらの施設を使って、ニュータウンのコミュニティ育成のためにCATV自主放送の実施についても検討すべきであろう。

そのためには、スタジオの建設や運営費をどう捻出するかが課題であるが、当面ユニバーシアード神戸大会（昭和60年8月）で行う選手村CATV自主放送設備を引き継いで、実験的に実施してみることも必要であろう。

この実験により、①コミュニティの育成にCATVが有用であるか、②番組の企画、制作及び編成の実際、③放送システム機器、施設の検討、④運営・維持コストの実際、⑤小売店、量販店等の販促にCATVが有用であるか、⑥利用者のニーズ・意向などを明確にし、ニュータウン型のCATVが広告収入を主たる財源として成立するかどうか、その可能性の検討を行うのが得策ではないだろうか。

いずれにしても、現行の難視聴対策としての維持管理費として徴収している使用料以外に利用者に負担を求めることは、現状では困難が予想される。したがって、運営費の大部分を広告収入により賄わざるをえないが、こういった体制が可能かどうか今後検討していかなければならない。

多チャンネルによるペイ・テレビや双方向の多種機能サービスについても、費用と効果を調査研究すべきである。」

神戸市ニューメディアシステム開発研究会の報告にも述べられているように、今年8月ユニバーシアード選手村自主放送が、神戸研究学園都市で実施される。日本電気㈱がオフィシャル・サプライヤーとなり、(財)神戸市開発管理事業団のCATV施設(空チャンネル2ch)を使って、英仏2か国語放送により、外国選手に対し競技関係情報や日本・神戸の紹介、娯楽番組、各種催物案内などのサービスを提供する計画である。

自主放送関係機器を日本電気㈱が設置するので、ユニバーシアード終了後この設備を使用すれば、神戸研究学園都市に既に入居中の住宅供給公社分譲住宅345戸の住民にむけ、空チャンネルを使用してテレビ再送信に加えて新しいサービスを行うことが出来る。

従来から検討してきたことについて、神戸研究学園都市に条件が整った機会に(財)神戸市開発管理事業団は、日本電気㈱の協力によってユニバーシアード選手村自主放送終了後、放送関係機器を借り受け、実験的に自主放送等に取り組むこととした。

神戸研究学園都市実験自主放送は、現行のテレビ再送信以外の空チャンネル1chで行い、CATV利用者からは自主放送にかかる料金はとらない。

実験自主放送の期間は、昭和62年3月までの約1年半行うこととし、必要経費は神戸市、(財)神戸市開発管理事業団、ならびに須磨パティオと神戸研究学園都市でキャンパススクエアを管理運営する㈱神戸ニュータウン開発センターが分担する。

実験自主放送の実施は、(財)神戸市開発管理事業団が主体となり、「神戸研究学園都市実験自主放送研究会」を設置して行う。

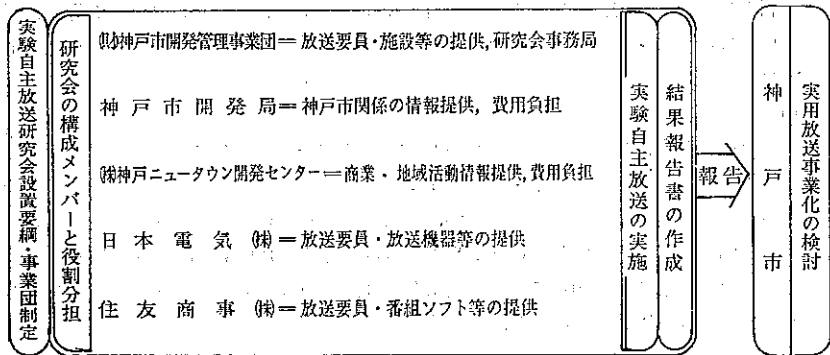
神戸研究学園都市実験自主放送研究会の構成メンバーは、(財)神戸市開発管理事業団、神戸市開発局、㈱神戸ニュータウン開発センターの他に、自主放送機器を提供する日本電気㈱、番組制作、番組ソフトを提供する住友商事㈱、を加えて5者とする。

実験自主放送チャンネルの内容は今後煮詰めていくが、地域住民の生活情報や地域ニュース、教養・娯楽番組など、既存のテレビ放送では得られない、きめ細かい、地域に密着したチャンネルにしたいと考えている。

実験自主放送により、神戸市ニューメディアシステム開発研究会報告書の検討項目(前掲)の他、先にのべたアメリカのCATVにおける第3番目のサービス、市民のためのサービスチャンネルが我が国でも有用なのが、住民の協力を得て検討する。また、市内の各種団体や企業でもCATVの活用に関して研究が進められており、その実験の場としてチャンネルリースの方法も考えてい



図一5 神戸研究学園都市実験自主放送研究会・構成図



る。

実験自主放送によりこれらの調査項目を明らかにし、その結果を踏まえて実用放送に入ることになるが、CATV利用料とともにNHKの聴視料月額1,000円余を必要とする現状で、利用者にこれ以上の負担を望むことは至難であり、その費用は広告により賄うかCATV事業者の負担によらざるを得ない。

CATVに関する経営課題として、先の『神戸市ニューメディアシステム開発研究会報告書』は次のようにのべている。

## 〔2〕経営課題

自主放送方式のCATVを開設するかどうかについての問題の1つは、間違いなく経営問題で、この点については次のような点を配慮していくべきである。

### i 経営形態

経営形態としては、株式会社、第3セクター、協同組合、直営などが考えられ、主たるCATVは第8表のとおりである。

#### 第8表 主要CATV放送事業体 一略一

### ii 建設・維持コスト

建設コストについては、理想としては当初から入居者に対する分譲、賃貸価格に含める形で開発者負担とすることが必要である。また1万世帯で最低10億円の建設費が必要である。

放送局は5,000万～10億円の建設費が見込まれ、その調達が問題となる。維持コストについては、同軸ケーブルは20年は使えるし、中継器についても、性能がよく、非常に安定し長持ちするようになったが、既成市街地では、メンテナンスはかなり手数

である。

料金体系については利用料の大半は月額500～1,000円、契約金は2万～5万円、料金値上げは交通・水道のようにフォーマルな対応が固まっていないので、住民とのトラブルが避けられない。(例；平塚ケーブル、洛西ケーブル)。

### iii 経営収支

経営収支は全国的にみれば、甲府(日本ネットワークサービス株式会社)だけが黒字で、諏訪市(レイクシティ・ケーブルビジョン株式会社)も、最近黒字になりつつある。広告収入の確保なども難しいが、広告入りのVTR番組を流すことも考えられる。全国的には経営は厳しくCATVの草分け的存在のRCV(洛西ケーブルビジョン)に対し、京都市は59年に公社を経由して3億円の無利子融資を行った。それでも累積赤字は3億円を超え健全財政への途はきびしい。

## (4) CATV事業の課題と展望

神戸市のCATVは、当初テレビ電波の難視聴解消という補助機能的な出発から、区域外再送信(テレビ大阪)を加え、こんにち自主放送の実験やペイ・チャンネルの検討の時代に入った。さらにニューメディアの時代といわれる昨今、実用化の最短距離にあるCATVへの期待も大きく、神戸市のテレピア構想においても主要なメディアの1つにあげられている。

すなわち、ニュータウン内の約2万世帯に張り巡らせている同軸分配網が、単にテレビ同時再送信のみならず、付加価値の高い情報を利用者のニーズに応じて提供することにより、それに見合う利用料を徴収し、市民生活の向上と併せ、CATV事業の充実・拡大を図ることを最終目標にすべきことは明白である。

しかしながら、新しいサービスに要するコストは決して安くはない。利用者の負担にも限度があり、ニーズを満足させる質の高い情報を可能な限り安価に供給するためには、いきおい広告に頼らざるを得ない。とはいえ、CATV局独自に広告をとることは規模の点で容易ではなく、広告付の番組を購入するにしても、漸く番組供給会社の萌芽の兆しがあるものの、その供給体制の確立までにはまだ時間が必要である。

地域に密着したローカル色豊かなコミュニティ・チャンネルを創造するためには、相当の経費がかかる一方、広告付きで安価に購入出来るマス番組に頼っ

ておれば利用者がソッポを向いてしまうという、二律背反した条件のもとでCATVを運営して行かねばならないところにこの事業の難しさがある。

その他、建設コストは、システムの高度化、高性能化やケーブルの地中埋設等により年々増嵩することが予想され、CATV事業の環境条件は厳しいといわざるを得ない。これらを克服するためには既存の再送信業務の合理化、健全化を図り、経営基盤を堅固にし、それをベースに新しいサービスを展開する必要がある。今後CATV向けの番組供給体制が全国的に確立され、放送衛星の利用が軌道にのり、CATV関連機器の標準化が達成され、それぞれ低廉化が進んだときにCATVの裾野も広がってゆくだろう。

(財)神戸市開発管理事業団としても、都市におけるCATVの先駆者として自主放送などの実験に積極的に取り組み、地域コミュニティの核としてCATVが位置づけられることを目標に、運営体制の確立を図り、神戸市の高度情報化への先兵となる必要があろう。

## 銀行のニューメディア対応

藤 岡 義 明

(太陽神戸銀行神戸本部)  
事務管理部長

### 1. はじめに一銀行とニューメディアのかかわりあい

最先端の通信技術と情報処理技術の結合によって生み出された高度情報化社会の到来は、わが国の社会・経済に大きなインパクトを与え、際立った変化をもたらしつつあるが、銀行もそのうち外ではない。銀行業界は、過去コンピュータリゼーション等において先駆者的な役割を果たして来ただけに、その影響の度合は一層大きいといえる。ニューメディアを核とする高度情報化社会が実現する中で、銀行はどのようなスタンスを持ち、どのような対応をはかっているか、本稿では主として市中銀行の立場から解説を試みてみたい。

本論に入るに先立ち、高度情報化と銀行のかかわりあいについて簡単に述べることとする。それは銀行をニューメディアへの積極的な対応へ駆りたてるものが背景にあるということである。

第1は銀行経営における経営効率化、競争力強化の要請である。従来、銀行は預貸金利ざやを主たる収益源としてきたが、この永年の収益構造に変化が起こっている。企業の資金需要低下と調達手段多様化、預金者の金利選好増大という環境変化の上に金融自由化・国際化が進展し、銀行の利ざやは縮小かつ不安定化している。

そこで銀行は、①営業力の強化(金融サービスの拡充)②経費の節減(機械化によるコストダウン)③資金運用調達管理の合理化(ALMの充実など)④非金利収入の増大(手数料収入の確保・情報産業分野への進出)などを積極的に進めようとしているが、これらの実現のためには業務処理のエレクトロニク

ス化が不可欠である。

第2は銀行の社会的責任の観点である。銀行は国民経済の発展充実を支えるべき使命感をもっている。企業・団体や個人がより便利でより充実した高度情

表-1 銀行の機械化（エレクトロニクス化）の歩み

時 期	システム	内 容
昭和30年代	オフライン	給与計算, 利息計算, 統計資料などのオフライン処理
昭和40年代	第1次 オンライン	預金, 為替など科目別オンラインリアルタイム処理
昭和50年代	第2次 オンライン	融資・外為を含めた総合オンライン 顧客情報ファイル (CIF) 自動機器 (CD, ATM) 銀行間接続システム
昭和60年代	第3次 オンライン	エレクトロニックバンキング 情報システム構築, 勘定系システム充実 OA等による内部事務効率化 情報産業進出

表-2 都市銀行の経営

	昭和50年	昭和58年	比 較
預 金 高 (十億円)	62,961	158,657	2.52倍
内国為替取扱高 (十億円)	855,929	2,083,572	2.43倍
従 業 員 数 (人)	183,069	172,185	0.94倍
貸 出 利 回 ( % )	8.55	7.48	△1.07%
預 金 利 回 ( % )	5.66	6.09	+0.43%
預貸金利ざや ( % )	2.89	1.39	△1.50%
経 費 率 ( % )	2.20	1.33	△0.87%
人件費率 ( % )	1.27	0.79	△0.48%
物件費率 ( % )	0.80	0.48	△0.32%

内為取扱高は、都銀13行の取扱高単純合計

(全銀協資料ほか)

報化社会を指向する局面において、銀行は当然サポートして行かねばならない。このことはまた第1の観点ともオーバーラップし、銀行自体の存在価値・生き残り能力を決することにもなるといえよう。

ここで銀行における機械化とこれをしてこにした経営効率化の歩みを簡単に振り返ってみよう。(表-1、表-2参照)

銀行がコンピュータリゼーションの系譜の中で画期的な経営効率化を果たして来たことが判るが、これまでもまして重要な意義をもつ第3次オンラインシステムは、まさに先に述べた高度情報化時代への突入と平仄を合わせるものとなっている。銀行は永年の蓄積の上にニューメディアを加えトータライズすることによってエレクトロニックバンキング(Electronic Banking)を積極的に推進すべき時代を迎えたのである。

## 2. ファームバンキング (Firm Banking)

1に述べたエレクトロニックバンキングの中味はどのようなものか大きく分類整理するとつぎのようになる。

- ①対顧客 ファームバンキング  
ホームバンキング  
銀行POS  
VAN関連
- ②他行間 銀行間共同システム (全銀データ通信システムなど)
- ③銀行内 自動化機器 (CD, ATMなど)  
内部事務機械化

そこでファームバンキング以下ニューメディアと関連の多い部分を中心に説明することとしたい。

### (1)ファームバンキングの仕組み

ファームバンキングとは、企業・団体・各種法人等を対象とする金融サービスである。DDXや電話回線を利用し、銀行のコンピュータと企業の機器を接続する。企業側のメディアとしては、汎用コンピュータ、パソコン、ファクシミリが使用されるが、ビデオテックス、双方向CATVでも可能である。メデ

メディアによってサービスの内容も変わってくるので、企業側がどのようなメディアを使用するかは利用目的、社内システム等の如何によって決まってくる。

(2)ファームバンキングの内容

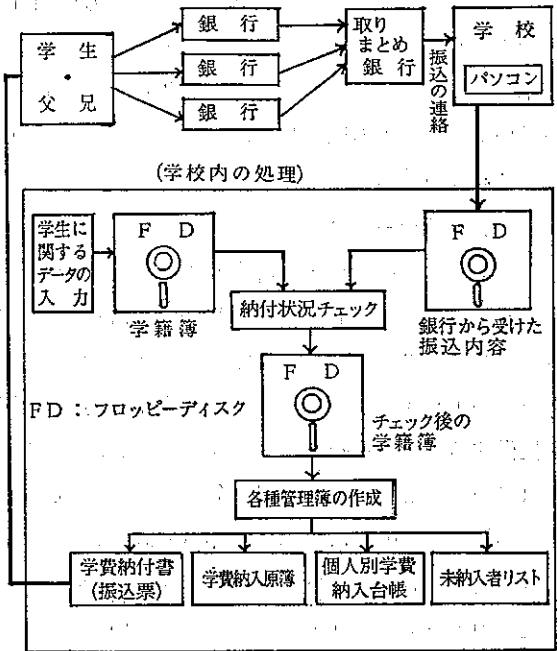
サービスとして主なものは次の四つである。

①取引情報サービス

企業の資金状況に関する情報を提供するもので、「アカウントレポートサービス」とも呼ばれる。預金残高、振込入金明細、外為取引明細などの取引情報を銀行からの通知、或は企業からの照会に対する回答の形で提供する。

今後の方向としては、単なる情報提供にとどまらず、種々の業態・業種のニーズに適合した形で、例えば売掛金管理システムとか学費管理システムと結びついて発展して行こう。(図-1)

図-1 パソコン利用の学費管理システムの例



(太陽神戸銀行「学納金総合管理システム」)

②金融情報サービス

企業の資金管理に役立つ各種情報を提供するものである。内外金利、債券相場、外為相場、経済金融動向、海外市場動向などであり、いかにタイムリーに正確な情報を提供するかがポイントである。

③資金移動サービス

企業の指示に従って資金移動を行うものである。

その代表的なものは「資金自動管理サービス(ゼロバランスサービス)」である。企業の支社口座から本社口座へ一定金額(または一定残高を超える金額)を定まった日時に自動的に振り替え、或は逆に、本社から支社へ一定金額(または一定残高に達するに必要な金額)を自動的に振り替える。前者を資金集中サービス、後者を資金配分サービスと呼ぶ。

また、給与振込、総合振込、口座振替、地方税納付などのデータを企業から銀行のコンピュータへオンライン伝送するのも資金移動サービスの一つであり、従来磁気テープやフロッピーディスクで持ちこんでいたのに比べ大変便利になっている。今後の方向としては、企業の端末からの入力によって即時資金移動が行われる方式に発達しよう。

#### ④計算分析サービス

企業に対し各種計算・分析等のサービスを提供するものである。資金運用シミュレーション、社内預金・財形預金の計算代行などであるが、銀行にとって今後のビジネスチャンスとして期待される分野である。

以上の①～④の各種サービスは、企業の効率的資金管理に役立つ情報や手段を提供するという意味で「キャッシュマネジメントサービス(CMS)」と総称されている。このように個別に企業と銀行を結びつけて行くと、投資負担も大きく煩雑であるので、現在、「CMS共同センター」の設立が計画されている。これが実現すれば企業では複数の銀行の取引明細が一度に把握でき、また給与振込等のデータをとりまとめて伝送するいわゆる「マルチバンクサービス」を受けることが出来る。

またファームバンキング普及のためにはプロトコルの問題が重要であるが、銀行業界では全国銀行協会連合会が中心となって標準化を行っている。

### 3. ホームバンキング(Home Banking)

#### (1)ホームバンキングの仕組み

企業を対象とするファームバンキングに対し、家庭を対象とする金融サービスがホームバンキングである。顧客側からみれば、家庭にいて各種の銀行取引を行うことが出来るものである。



ホームバンキングのメディアは、ファームバンキングの場合とほぼ同じであるが、パソコン、ファクシミリ、ビデオテックス(キャプテン)、双方向CATVなどがよく使用される。

### (2)ホームバンキングの内容

ファームバンキングと同じく、取引情報提供、金融情報提供、資金移動、計算分析の各種サービスが提供される。ここでは、二、三の関連システムを紹介する。

#### ①ホームショッピング

家庭にいてキャプテンやCATVを通じて買物し商店から配送させるものである。現在は代金決済が別的手段で行われているが、今後は、「情報提供・照会→発注→代金決済→商品配送」という効率的なシステムに進んで行くものとみられる。

#### ②ホームリザベーション

ホームショッピングと同様に家庭にいて乗物、劇場、競技場などの切符予約を行うものである。

なお、端末からの直接入力による資金移動取引については、最近時点で行政上つぎの範囲まで認められている。

①電話機(プッシュホン)を使った「ペイバイホン」では、同一銀行内の同一名義および他人名義口座間で資金移動可能。

②首都圏、京阪神地区などのキャプテンシステム利用者についても①と同じ。

③三鷹・武蔵野地区などINS実験地域では、同一銀行内、他銀行間を問わず同一名義または他人名義口座間の資金移動可能。

このように行政は緩和方向にあるが、一方ではセキュリティの問題もあり着実に実績を積み重ねつつ範囲を拡大して行くことが望ましいと考えられる。

### (3)銀行POS (Point of Sales)

POSとは、百貨店、スーパー、小売店等でレジスターをコンピュータの端末に利用し販売情報を把握するシステムであるが、これを銀行に結びつけ資金決済に利用するのが銀行POS(バンクPOS)である。

59年度から銀行行政で認められ一部でスタートしているが、本格的な普及のためには手続きを一本化することが望ましいので都銀間で標準化作業を行った。また、CMSと同じく「銀行POS共同センター」の設立が検討されている。

銀行POSのおおよその仕組みを示すと、顧客（小売店で買物、銀行キャッシュカードを提示、暗証番号入力）→小売店（暗証番号チェック、銀行へ代金請求データ送信）→銀行（顧客預金口座から代金引落とし、結果を小売店へ連絡）→小売店（顧客へ商品引渡し）という手順になる。銀行POSはキャッシュレス社会にふさわしい合理的なシステムであるが、このようにオンラインベースで処理すると買物の都度銀行取引が発生するので現在の現金決済方式に

表一三 主婦の意識調査「ニューメディア時代を迎えて」（要約）

設 問	回 答 内 訳 (%)
①ニューメディアの生活上の必要性	「必要」2.8 「世の中の流れにおいていかれる」5.7 「あると便利だが無くても困らない」84.3 「全く必要を感じない」7.2
②ニューメディアの用途として関心をもつもの	「防災防犯」30.6 「在宅医療」29.5 「ホームバンキング」26.9 「ホームショッピング」25.9 「学習・カルチャー」25.2 他（複数回答）
③ホームショッピングへの関心	「利用したい」42.0 「利用したくない」58.0
④ホームバンキングで利用したいもの	「買物の自動支払」28.5 「振込」28.2 「残高照会」24.2 「口座振替(自分の口座間)」13.4 「証券・外為情報」4.7 他
⑤ニューメディアの利用費（月額どれ位なら利用するか）	「1,000円まで」31.8 「3,000円まで」45.1 「5,000円まで」17.8 「10,000円まで」4.6 「20,000円まで」0.7
⑥ニューメディアの出現で心配なこと	「人とのふれあいがなくなる」31.7 「費用がかさむ」17.9 「情報にふりまわされる」17.1 「浪費する」13.4 「プライバシーが侵害される」10.6 他

(59年8月、太陽神戸銀行調査)

比べ、コストや手間のかかる面があり、また休日利用がネックとなる。そこでオフライン処理により小売店から銀行へ一括してデータを持ちこむ方式も考えられる。(この場合は引落とし不能リスクの問題がある。)これと関連して、記憶容量の大きいICカードを利用し、カード自体に使用可能限度額などを記憶させる方式も一部で試行されており、今後キャッシュレスへの道が多角的に研究、開発されていこう。

#### (4)ホームバンキングの発展方向

ホームバンキングは家庭のコスト負担、セキュリティ上の不安などからして、急速に発展することは難しいが、買物等と結びついたホームオートメーションの一部として着実に浸透して行くものと思われる。今後の推進にあたって最も重要なことは家庭のニーズを十分に把握することである。表一三は主婦の意識調査の一例であるが、全般的に冷静なスタンスの中にニーズが浮きぼりにされており参考となろう。

#### 4. VAN (Value Added Network)

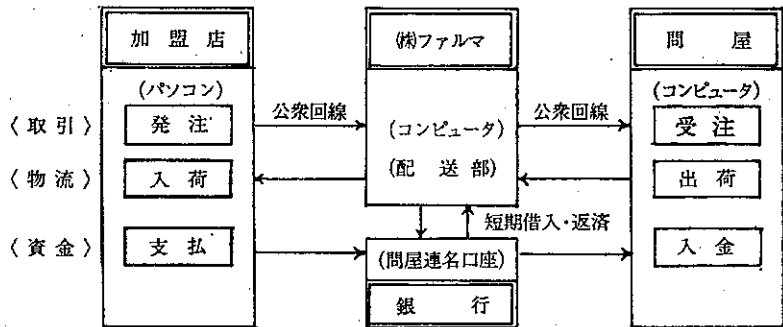
VAN(付加価値通信網)とは、NTTなど通信施設業者から通信回線を借用し企業のコンピュータと結び企業間の情報を媒介するネットワークサービス業務のことで、ニューメディアの重要なアプリケーションの一つである。57年の第2次通信回線自由化で中小企業に認められたが、60年度以降の本格自由化で発展の時期を迎えようとしている。

銀行業務とVANのかかわり合いをみると、為替業務を集中して行う「全銀データ通信システム」やCDのオンライン提携システム(都銀では「BANCS」)など銀行間共同システムはVANの一種である。またVANの利用者であるにとどまらず、一つのビジネスチャンスとして自らVAN業務に進出して行くことも考えられる。

もう一つ重要なことは、取引先企業におけるVANとの関連である。メーカー、販売会社、運送業者、倉庫業者等の間で行われるVANは物流の反対の流れとして資金移動を伴うので銀行として役割分担が発生することが多く、大きな意味をもっている。

堺市の(株)ファルマの例を紹介しよう。(図-2参照)

図-2 (株)ファルマのVANシステム



当社は約200の薬局・薬店を対象とするボランタリーチェーンの事業本部である。当社のシステムを簡単に説明すると、まず、加盟店のパソコンから発信された(24時間中いつでもよい)発注データが当社のコンピュータに入る。当社はこれを取りまとめ各問屋に振りわけオンラインで発注する。これを受けて問屋から出荷された商品は当社(配送部)を経由して発注の翌日中に加盟店に入荷する。

また毎日の発注情報は当社でデータベース化され、加盟店は地域全体の売れ筋情報、自店の経営指標などをいつでも端末から引き出せるようになっている。

資金決済については「ワンデイペイメントシステム」と称する独特の方式が採られている。

①加盟店は当月15日締め仕入代金を一本にまとめて銀行の問屋連名口座へ月末に振り込む。

②問屋は当月15日締めの売掛代金を当日16日に受け取る。

③その間の資金ギャップはファルマが銀行から短期借入して立て替える。

このシステムによって加盟店は問屋ごとに発注し支払いする手間が省略され、一方問屋は加盟店ごとに受注し代金回収する手間が省略されているが、その中で銀行も一つの役割を担っているのである。

## 5. 地域社会の一員としての役割

銀行は日常地域社会の一員として地方自治体の施策遂行に協力しているが、ニューメディア推進にあたっては果たすべき役割は大きい。その主なものを列挙する。

### (1) 地域プロジェクトへの参画

ニューメディアコミュニティ、テレトピア、地域キャプテン、CATVなど地域プロジェクトの実現には地元官学産の協力協調が重要であるが、銀行も地域構成員として積極的に協力することが必要である。例えば地域情報ネットワークの構築、商店街のニューメディア共同事業等で銀行が役割分担すべきことは多いと思われる。

ちなみにキャプテンサービス㈱のキャプテンの場合、神戸市のIP（情報提供者）数社のうち3社は銀行である。

### (2) 中小企業等のニューメディア活用支援

ニューメディア社会は各階層をまきこんだ全国民的概念であるが、現実の問題として中小企業や個人層では勉強の機会に恵まれないことが多い。これらの層と取引パイプの大きい銀行が積極的な啓蒙を行い、ニューメディアの活用や各種プロジェクトの推進を支援することは意義が大きい。

中小企業経営者の声を聞くと、その大多数がニューメディア導入の必要性を認識しながらも現実の問題として社内人材の不足、業務標準化の未整備、投資額の不安などに悩んでいる。これらのネックを解消して行くために、講演会・研究会の実施、ソフト業者・VAN業者の育成、教育センターの設置など地域で進めて行くべきであるが、その中で銀行が協力出来ることがらも多いと思われる。

## 6. 結びに代えて—今後の問題と方向づけ—

以上、銀行のニューメディア対応をエレクトロニクスバンキングを中心に説明したが、今後本格的推進をはかるにあたって解決をはからねばならぬ問題も多い。高度情報化社会の影といわれるものがそれであるが、ここで銀行の立場から触れてみたい。

第1は、システムの安全性の問題である。高度情報化社会においてシステム障害が発生した場合影響が大きいのは当然であるが、銀行の場合はとくに大きい。銀行は全銀データ通信やBANCS等では他行とネットワークを組み、またファームバンキングやホームバンキングで企業や家庭とも結びついているので、一つの銀行に発生した障害は社会全体に広汎な影響を及ぼすことになる。現在の技術水準ではハードウェア、ソフトウェアとも障害発生を絶無を期すことは困難であるが、回線の二重化、バックアップ体制の充実、点検の強化、プログラムテストのレベルアップなど多面的な対策によって限りなく完全に近い水準をめざして行く努力が必要である。

第2はコンピュータ犯罪の問題である。内部または外部からの犯罪によってコンピュータシステムの破壊、データの改ざんまたは漏洩が発生することの危険である。ファームバンキングやホームバンキングが発達すると銀行外で顧客によってダイレクトにトランザクションが行われるため、これらのリスクはますます増大する。銀行ではコンピュータセンターの安全対策、データの厳正管理、本人確認方法の確立、各種チェックシステムなどによって犯罪防止あるいはリスク回避に努めているが、今後さらにきめ細かい対応を要する。同時に法制面の充実も重要である。

第3は投資負担の問題である。銀行が高度情報化時代に対応して活動するためには膨大な投資負担を要する。現に各行で進行中の第3次オンラインは数百億円乃至千億円規模の投資を要するといわれている。この巨額の負担を克服するためには、コンピュータ共同利用、システム共同開発など銀行間の効率的な連携によってコストダウンをはかる一方、顧客からサービスに見合った適正な手数料を得る慣行を確立して行く努力も必要である。さらにビジネスチャンスとしての情報産業の観点で積極的に活動する時代が到来しよう。

第4は人間性疎外の問題である。機械依存が高まるにつれて顧客と銀行間のコミュニケーションが稀薄になる懸念がある。また銀行内部でも仕事がブラックボックス化し行員の思考力・

判断力が低下する傾向にある。例えばキー操作一つで事務が処理されるため伝票や利息計算の仕組みを知らない行員がふえている。このような人間疎外は本末転倒というべきである。デメリットが直接顕現しない面もあるだけに、いたずらに拱手するのではなく意識して顧客サービス、行内教育等において克服する努力が必要である。そのために効率性と人間性という観点で経営の基本的な考え方を問い直さねばならぬと思う。

高度情報化社会の実現はわが国における国民的課題であり、銀行にとっても生き残りをかけた重要事である。銀行はここに述べたような諸問題を克服しつつ高度情報化時代に的確に対応して行かなければならない。そのためのスタンスとして次の2点を掲げ本稿の締めくくりとしたい。

その一つは経営のフィロソフィーを確立することである。ニューメディア時代は海図のない時代である。その中で銀行は他行との協調を深める一方、それぞれに個性ある経営をめざすべきである。その原点は真に顧客から信頼され地域社会から必要とされるためには何をいかに行うべきか自らに問いかけることにある。そこから経営の哲学が生まれると思う。

もう一つは、調和のとれた発展をめざすことである。企業と銀行、自治体と住民、中央と地方、機械と人間などいろいろな関係の中で調和をはかって行くことが是非必要である。これは企業または業界ベースの発想でなく、官学産を包含したグローバルな土俵の上で、互いの立場を認識し建設的な議論を積み重ねて行くことによって可能となろう。

高度情報化社会への道のりは、遅滞を許されず同時に拙速も許されぬきびしい道りである。理性と情熱によって、speedyに、かつsteadyに進めて行かねばならぬと思うのである。

# 神戸製鋼のテレビ会議システムについて

見 市 拓

(株 神戸製鋼所)  
神戸総務部庶務課長

## 1 導入のねらい

関西系企業が全国に向けて、さらには世界に向けて業務を展開していこうとする時、そのネックとなり得るもののひとつに情報の問題がある。わが国では東京への情報集中度はかなり高いと言わざるを得ない。

一方、企業活動の広域化は、複雑化ともなり、頻繁な情報交換による状況確認が常に求められると共に、世の中の目まぐるしいほど速い動きに対しては、敏速な意志決定の必要性がいよいよ高まってきていると言えよう。

当社の場合、社名が示す通り、神戸で生まれ育ち売上額の70%以上は兵庫県内で生産しているが、売上の約1/3は海外市場向であり、国内においても最大のマーケットが東京を中心にした地域であることから、海外との窓口はもちろん販売をはじめとする企業活動の大拠点も東京におかれている。

こうした日常的な活動の中で、情報交換の場として、意志決定の場として会議そのものの持つ意味が重くなっている実感があった。情報交換、意志決定のための手段としての会議の持つ意味が重くなってきたということは、結局フェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーション手段が、やはり、最も信頼性が高く、日本人の感性に合うものだからだろう。

いずれにせよ、こうした背景の中で、文書による情報伝達、電話による情報交換、コミュニケーション手段としての従来型会議に加えて、新しい情報交換手段としての「テレビ会議システム」の導入ニーズが生まれてきた。

当社がテレビ会議システム導入の検討を本格的に始めたのは昭和57年夏頃で



あったが、関西と東京という離れた2大活動拠点間には、当時、月間延1,500人以上の出張者が往復していた。もちろん、すべての出張者が会議出席のための出張ではなかったが、会議そのものに費やされる時間に加え、出張によって浪費される時間とエネルギーを少しでも小さくし、東西間の時間と空間を埋め、早期情報入手と適切な解析による意志決定の効率化のための手段として、当社はテレビ会議システムの導入を決定した次第である。

## 2 システムの概要

導入検討の対象としたシステムには、電話会議、静止画テレビ会議なども含めたが、結局、動画のテレビ会議システムに決定した。いろいろな角度からの検討を加えたが、上述の“フェイス・ツウ・フェイス”のコミュニケーションができるシステムであることなどが、採用決定の大きな理由となった。

不特定に近い数多くの従業員の利用に供するためには、システムそのものが簡便であると同時に、従来のやり方—この場合は、会議のやり方など—を、あまり激しく変化させずに自然に受け入れられ易いシステムにすることは、選定時そして、実際に設置の際に気を配ったポイントのひとつであった。

当社は、NTT（当時は日本電信電話公社）がサービスを開始しようとしていたテレビ会議システムの中では、最も大きいZタイプを中心に、若干の工夫をこらした装置を設計した。

概要は次の通り

- テレビ装置 : Zタイプ  
26インチCRT×2台
- カメラ : 2台—人物・会議室全景用  
1台—白板用
- マイク : 8セット（テーブル内蔵7セット、白板用1セット）
- ファクシミリ : テレビ会議室相互間での会議資料の送受信
- コピーマシン : 会議資料、送受信資料の複写
- 白板 : 黒板機能、資料・図面の張付け

・モニターテレビ：送信画像の確認

なお、現在は上記のうち、白板をコピー機能付白板（電子黒板）に置き換えて使用している。

以上の装置を、神戸・東京両本社に加えて大阪支店にも設置、これら3事業所のうち2か所間での会議が可能である。

会議テーブルは、テレビ会議室用にオリジナル設計でV字型とし、マイクをテーブルに埋め込み、神戸・東京は12名、大阪は（部屋の奥行がなかったため）10名が、それぞれ着席可能である。

この10～12名は、直接会議テーブルへの着席可能人数であり、実際には補助椅子を入れることにより、20～25名程度までの出席も可能となっており、報告会的な会議には、そのような多人数出席の使われ方もしている。

このテーブルの形は、設計段階で議論したポイントのひとつであった。テレビに向かって横一線にならぶと、両地域があたかも対決しているかの如く見えるのではないか。会議ではなく団体交渉のようなスタイルになるのではないかと、といった意見も出され、また、1か所の着席可能人数も6名から、無理をしても8名程度にしかならなかった。そこで出てきたのがV字型案であった。これにより、テレビ画面を通してひとつの会議机を囲む形を作り、また、同じ会議室の中でもお互いの顔が見えやすく、議論をしやすい形を作ることができたのではないかと思う。

マイクについても若干の意見が出た。マイクは1人に1本はいらないということで、会議机の上に並べるだけならば、人の着席位置とは無関係に適当な間隔にマイクを置くことになる。しかし、それではかえってマイクが気になり、発言の度にマイクを引き寄せたり、マイクに向かって発言する姿勢をとるような人が出てきそうであった。結局、コスト的には高くなるが、テーブルへの埋め込み型にした次第である。

以上のテレビ会議諸設備、そして会議室の設営にかかった費用は合計で約1,000万円であった。この中で一番高くついたのはV字型の会議テーブル、その次は、神戸本社のテレビ会議室の改装費であった。神戸本社の場合、テレビ会

図1 システム概念図

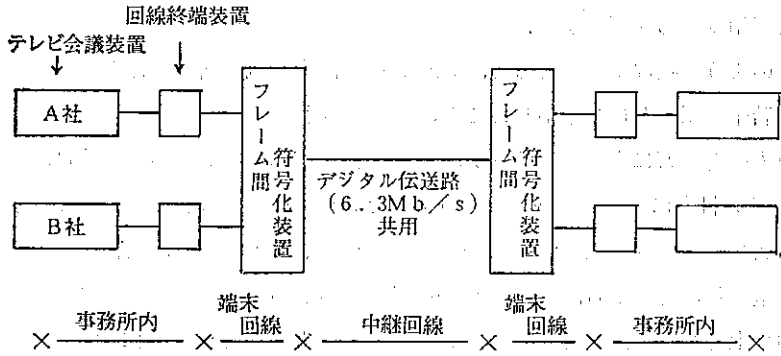
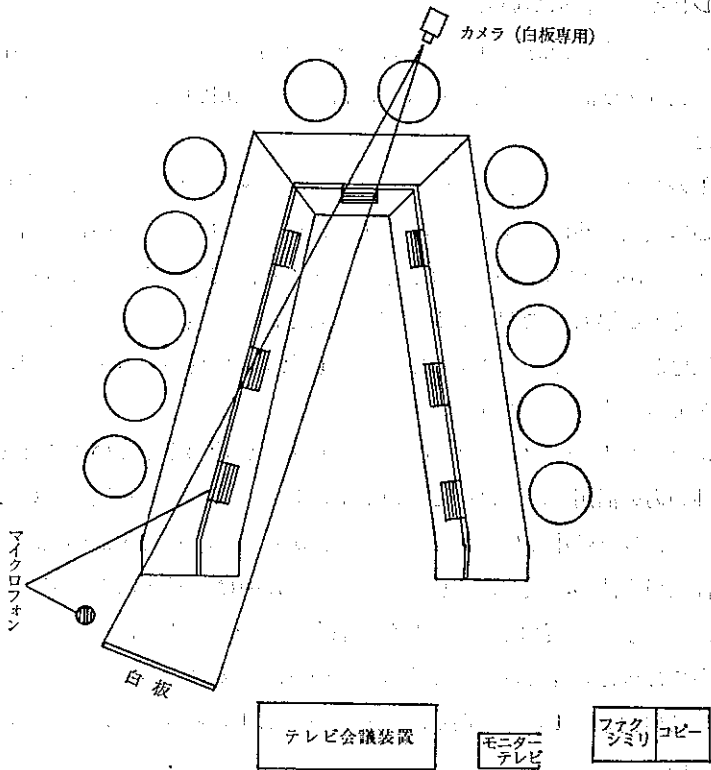


図2 テレビ会議室配置図



議室に使用できる適当な部屋が無かった為、他の目的に使っていた部屋を改装して転用せざるを得なかった。

このような状況から考えると、部屋の改装、会議机の新規製作と、当社の場合、若干費用をかけて準備したことになるだろう。

導入の考え方にもよるだろうが、既存の会議室にもともとある会議机、そして、その机の上にマイクを並べるだけでもそれなりにテレビ会議室としては機能する筈である。従って新たに設置する場合は、導入の考え方、既存の転用する会議室の状況等々から、各社各様の準備の仕方がある筈で、当社の場合の設置費用は上述したが、標準的なものはあまり無いように思う。(図1, 図2参照)

### 3 テレビ会議運営について

テレビ会議導入の検討時点から、神戸・東京両本社の総務部庶務課が中心になって、調査・検討、具体的な準備・設営そして利用開始後の運営管理を行ってきた。

NTTのスタッフの皆さんとは、具体的な準備・設営段階の前後を中心に、実に熱心に議論を共に交しながら、全力投球のご協力をいただいた。当社の乏しいスタッフが、なんとかテレビ会議システムを設営することができたのは、やはり、そのご協力、ご尽力のお蔭であったと思う。素人の大胆な発想に、専門家の知恵がうまくミックスすれば、予想以上に使い易いシステムを組み上げることができるものだと思う。

ともあれ、乏しいスタッフの力を結集し息の長い仕事をしていくことを目標に、女性の力の活用も、またひとつのポイントであった。利用開始後の運営管理をできるだけ女性中心に行えることを当初から考え、準備・計画段階から担当の女性社員を決め、議論にも加わってもらったのは、その現われであった。とくに、会議予約、費用振替、利用状況管理等のシステムは、パソコンを活用し、現在ではほぼ女性だけの手で運営しているが、女性特有のキメ細かな配慮もあり、利用開始後1年が経過し、利用状況も表1の通りすこぶる順調に推移してきている。

表1 テレビ会議使用実績（'84年4月～'85年3月）

● 利用回数	434回*	（内訳：東京—神戸 353回 東京—大阪 71回 神戸—大阪 1回）
	（1か月平均36.2回）	
● 利用時間	延 931時間（平均：2時間9分/回）	
● 出席者数	延 5,390人（平均：12.4人/回）	
*利用回数 434回のうち（'84.4～'84.9：205回） （'84.10～'85.3：229回）		

具体的な運営管理は次の通り行なっている。

テレビ会議システム設置の事業所が神戸・東京・大阪の3事業所となったため、社内での利用申込み時点で二重受け等のトラブルを避ける方法として、当初はミニファックスを3か所の予約窓口に置き、予約申込み情報を東京に集中させ、NTTへの予約窓口を一本化した。その後、処理の慣れもあり、現在はそれぞれの窓口から直接申込み方法に変更している。

費用振替制度も準備段階で議論をしたひとつである。結局、装置使用料等の定額部分は管理部門として総務部で負担し、利用に応じて支払う中継回線料は利用部署負担という原則で運用している。これは、出張会議の場合は出張者の所属部署が費用を負担している訳でもあり、また、会議もコストが発生しているということを再確認してもらうために作った原則である。

テレビ会議システムを利用して行なう会議の内容は、特に制限を設けず、基本的には利用部署の判断にまかせている。新しいシステムをできるだけ自然に、多くの人に受け入れてもらい普及させるためには、やはり何よりも使い易くすること、即ち、規則や制限が少ない方が良いと考えたからである。

しかし、会議そのものに関する効率化がこのシステムを導入する以前から、社内の事務効率化・活性化のための運動（DK-Dynamic Kobe—運動）の一項目として取上げられていた。そこでは下記の原則を示して、会議の効率化・活性化を目指し、同時に月間延200回以上開催されていた出張者を伴う定例会議の削減にも努めていた。

因に、会議効率化運動の結果、マン・アワー換算で月間延 59,000時間余行われていた会議を約 10,000 時間/月・約 17%削減し、年間で見れば金額換算で 3.7億円の効果があった、との報告が出ている。

#### 4 会議の原則、種類について

DK運動で提唱された会議の原則は、

①定刻開始で1時間ベスト、2時間ベター

②事前準備を充分に

③必要事項をもれなく示そう会議案内

④その場で議事録、確認しよう結論

⑤有効な会議であったか相互に確認・反省

以上の通りであったが、これはそのままテレビ会議を利用する時にも当てはまるものであったので、テレビ会議利用時の原則として準用させてもらった。

利用する会議の種類に特別な制限を設けていないことは既に述べたが、テレビ会議利用開始までに徹底した社内PRを行なった。

既に導入検討時点で、数回にわたりNTTが東京と大阪に設置していたテレビ会議のモデルシステムを使用して、実際に東西間での実験会議を行なった。その実験会議には、会議を実際に設営し主催することが多い部課長以上の人々に参加してもらったが、その反応は大旨良く、ほぼ実用性が認められていた。導入決定後は、社内テレビ会議室の完成を機に、PR用ビデオテープをはじめとする各種資料も作成し、視覚を中心にPRに努めた。もちろん、テレビ会議室完成から正式な利用開始までの数か月間、実験使用等の機会をフルに活用して、できるだけ多くの社員にテレビ会議を体験してもらった。

本来ならば、正式な利用開始の期日に合わせてテレビ会議室を設営・完成させるのであろうが、このテレビ会議に限っては、かなり早く完成させることになった。それは、当社のテレビ会議システム採用が、商業ベースでの実用化第1号であり、NTTとしても商用開始前の各種実験および確認試験があったこと、および、郵政省からの認可時期の問題も考慮しなければならなかったから

であった。しかし、結果的にはいわばリードタイムとなったこの数か月間が、社内PRには大いに役立った。

単に興味半分でテレビ会議をのぞきにきた人たちも、次の機会には実際の会議を体験し、これなら使えるという印象を持つ社員が多くなり、テレビ会議シンプの裾野を広げる結果となった。

昨年3月30日の利用開始以来、1年間で434回、延931時間のテレビ会議が行われた。そしてその実際の利用体験により、自らテレビ会議向きの会議とそうでない会議とが区別されてきている。

大別すると、報告会議、情報交換、決定項目が明確になっている意志決定のための会議等はテレビ会議向きである。日程調整に余裕の無い緊急会議も、移動時間を考えないで済むだけに、最少限の調整で最大限・最適の出席者を求められ、かつ他のスケジュールへの影響を最少限にとどめられる点などから有効であり、利用度も高い。

一方、企画会議等のブレインストーミング的な要素をもつ会議は時間に対する制限もあり、テレビ会議向きではないようである。

## 5 テレビ会議のメリット・デメリット

試行錯誤も重ねながらテレビ会議システムの利用を開始して1年が経過した。この間、実際にテレビ会議を利用し会議してきた人々に、利用状況、意見等をアンケートの形で2回聞いた。

1回目は正式開始2か月目の初期段階で、利用者はまだまだ手探りでどんなシステムだろうと興味半分でテレビ会議室に入ってきた時期であり、アンケートという形になった時には、建前論、われわれ事務局の事前PRの内容の方が利用実感よりも先行していた時期ではなかったかと思う。

2回目は8か月経過後というテレビ会議が定着した時点で、いくつかのテレビ会議による定例会議が行なわれ、月間30~40回程度の安定した利用状況になってきていた。従って本音の利用実感が述べられている。

この2回のアンケートの中で興味ある変化はテレビ会議の効果に関する見方

の変化であった。その比較を以下に示そう。

第1回目アンケート		第2回目アンケート	
出張経費の削減	66%	出張時間の削減	73%
移動時間の削減	51%	効率的会議運営	50%
会議時間短縮	45%	出張経費の削減	43%
敏速な意志決定	34%	情報スピードアップ	31%
(以下略)		(以下略)	

(重複回答方式、設問を若干変えたため、回答の表現が異なっている。)

1回目のアンケートでは最大のメリットを出張経費削減と答えた人が66%と第1位であったが、利用が定着した2回目のアンケートでは出張時間の削減が第1位となった。もちろん、経費削減効果をメリットとして挙げている人は、引継ぎ43%という多数ではあるが、東西間の時間と空間(距離)をテレビ会議というメディアを利用して少しでも埋めたい、と考えた当初の目論見は、テレビ会議の効果の第1位が実感として“時間”であった上記アンケートの結果からも、ほぼ達成されたと言えよう。東西間のコミュニケーション用として新しいパイプが敷設され、そのパイプの中を情報が頻繁に行き交うようになった訳である。(第2回目アンケート結果のその他の主な点は、図3の通り)

経済効果の測定は、情報の価値を抜きにしてはあまりやりたくないと個人的には考えているが、最も分り易い面であり、避けて通ることのできない面もあるので、ともかく、ひとつの試算例を示してみよう。

(1)テレビ会議のコスト：約4,660万円

内訳(A)端末装置、端末回線使用料等定額部分、

140万円/月×12か月=1,680万円

(B)中継回線料：東京/阪神間3.2万円/H 神戸/大阪2.4万円/H  
時間単価×使用時間÷2,980万円

(A)+(B)=4,660万円

(2)通常会議のコスト：約9,700万円

内訳(A)出張費用



5. 6人×3万円×433回=7,274万円

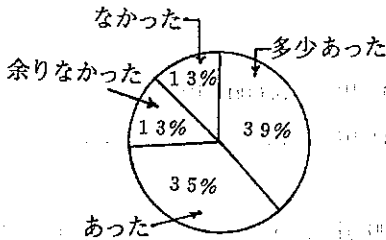
(B) 時間ロス

2,500円×4時間×5.6人×433回=2,425万円

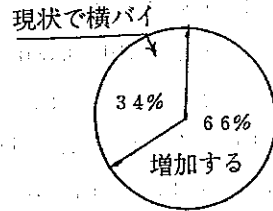
(A)+(B)=9,700万円

図3 アンケート調査結果 ('84年11月実施)

1. テレビ会議利用で従来の出張回数に変化があったと思いますか



4. 今後あなたの職場で、テレビ会議利用がどのように変化すると思いますか



2. テレビ会議の最大の効果は何ですか

- 出張時間の節減 73%
- 時間内の効率的会議運営 50%
- 出張経費の削減 43%
- 情報スピードアップ 31%

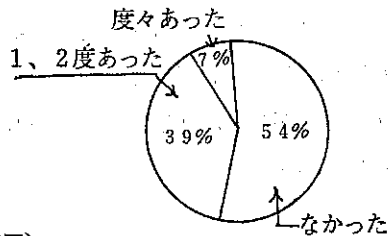
5. 次のことを知っていますか

- 予約方法 76%
- 夜間、日曜日・祝祭日も利用出来ること 26%
- 振替金額 83%

3. 会議室の次の機器を使用したことがありますか

- FAX 57%
- 複写機 27%
- 白板カメラ 25%
- キーパット 17%

6. 希望する日時に予約ができなかったことがありますか



(電電公社側の理由による予約不可回数：16回)

('84.4~'84.11の実績)

前提条件：

①テレビ会議出席者(12.4人/回)のうち、少ない人数側(平均5.6人)が出張したとし、出張費用を平均3万円とする。

②時間ロス、新幹線による移動時間のうち片道約4時間とし、単価は次により算出した。

年収500万円÷2000時間(年間労働時間)=2,500円/時間

③神戸/大阪間のテレビ会議実績1回は計算から除外

(3)経済効果 約5,000万円/年

上記(1)(2)のコスト差

9,700万円-4,660万円=5,040万円⇒約5,000万円

この試算にはイニシャルコスト約1,000万円を含めていないが、一方、出張費用、時間ロス等は控え目に計算している。

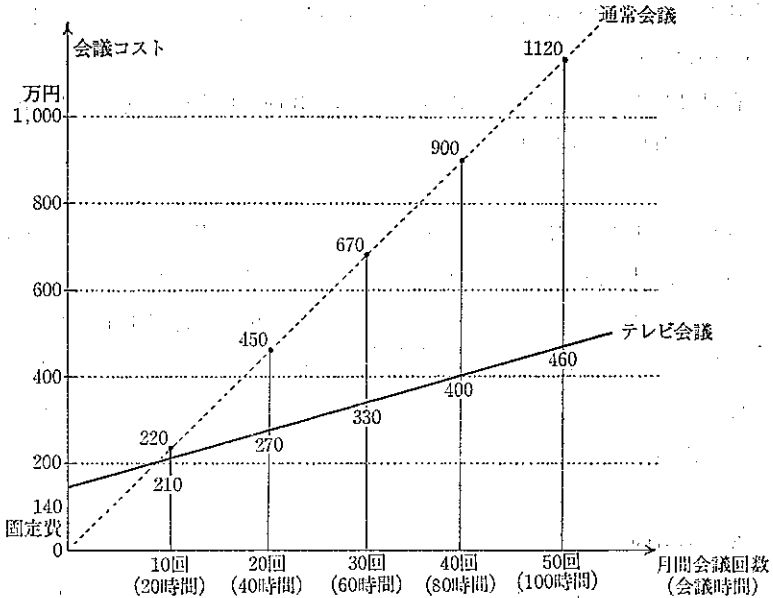
いずれにせよ、試算例ながら、年間5,000万円という経済効果は、所期の予想以上であったことだけは間違いない。(図4参照)

テレビ会議での会議が日常的になったことによって、通常の会議にもいろいろな波及効果がでてきている。アンケートにもある効率的会議運営がそれであるが、上述の“会議の原則”の実践が数多く確認されている。

テレビ会議は事前予約制であり、文字通り定刻開始、定刻終了である。予約した時間に自動的に回線がつながり、そして切れる。それだけに事前準備にはより神経を使うようになったし、効率的な会議の進め方への工夫や気配りがなされるようになった。“会議術”のレベルアップがあったと言える。

デメリットは、現在のところ、それほど目立ったものは無い。強いて挙げれば、隔靴搔痒、議論が遠くなることがあるとも言える。しかし、出席者に会議のテーマがしっかりと徹底し、進め方さえ誤まらなければ、あまり問題にはならないと考えている。

図4 会議のコスト比較例 (月間ベース)



(注) 試算方式は、文中のコスト試算と同じ

## 6 テレビ会議システム改善のための課題

テレビ会議システムが会議自体の効率化に役立ってきていることは既に十分認めているが、より効果的なものにするため、テレビ会議でより掘り下げた議論を可能なものとするため、改善すべき点、気がついた点を2、3挙げておこう。

①NTTシステムのテレビ画面サイズでは不十分である。高感度大型プロジェクターの採用が、より迫力ある会議を生むであろう。

②画面、音声、資料伝送等、個々の機器を夫々に設計し、単に配列するだけでなく、全体システムとして組み上げる思想を基本において欲しいものである。

(例えば、当社採用のシステムには当初メインスイッチが無かった。ひとつひとつの機器のON-OFFを、すべて別々のスイッチで操作しなければならな

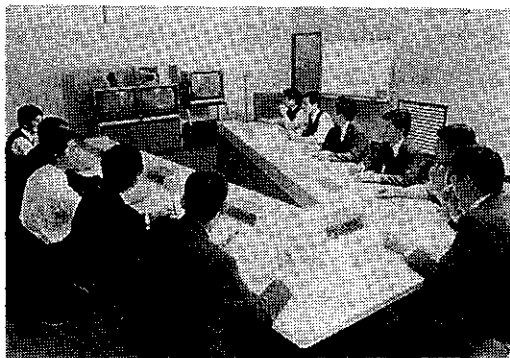
かった。白板用カメラへの切換えスイッチなどは、テレビ装置の裏側に何本もむき出しになっている配線をかきわけるようにして、やっと手が届くところに付いていた。)

③現在は2地点間だけの会議開催であるが、3地点以上の多元会議が開催できるようになれば、と期待している。

これらはNTTが提供するテレビ会議システムを利用しているわれわれの意見であって、上記①と②は、通信機器メーカー設計のテレビ会議システムの場合には、当てはまらない議論かもしれない。民营化されたNTTにとって、使える機器・システムではなく、使いやすい機器・システムを設計し販売していくことは大きな意味がある変身だろうと思うが、本論から脱線することになるのでここで止めておこう。

## 7 今後の方向

ニューメディアと言われるものの中で、最も実用的であり、わかりやすい形で活用されてきたもののひとつであるこのテレビ会議システムは、既に大きな実績を挙げつつあり、この1年間の利用は実験ではなく、明らかに実用そのものであった。アンケートの回答の中でも、%の人たちが今後さらにテレビ会議の利用は増加するであろうと予想している。導入地区の拡大はもちろん、当社では利用度の高い東京一神戸間の会議室数の拡大も考えなければならない。コストとの見合いにもなるが、海外とのテレビ会議を企業ベースで活用することも実現するようになるであろう。船やトラクターに設備を積んだ移動テレビ会議室が山奥や辺地での建設



テレビ会議の状況

神戸製鋼のテレビ会議システムについて

工事現場に持ち込まれるようになる日も来るかもしれない。砂漠やジャングルの中でのプラント建設現場と日本とのやりとりが、人工衛星を利用して、テレビ会議になるかもしれない。

このようにシステムが拡充されていく中で軽便なシステムも開発され、それらが個々人の身近な道具ともなり、人の移動を通信で代替する動きがもっと一般的となり、テレビ会議が会議のやり方を変えるだけでなく、社会構造の変化にも影響を及ぼす可能性を持つようになるかもしれない。

ニューメディア実用化の考え方について

当社がテレビ会議システムを導入するに当たっての考え方、経緯、1年間の実

遠距離オフィスを音声と映像で結ぶ

**テレビ会議**  
を活用しよう!

神戸 ⇄ 東京 ⇄ 大阪

居ながらにして会議ができる

テレビ会議の利点

- 会議の効率化
- 会議の記録
- 会議の録音

※現在当社では東京製鋼1500坪ノリの設備があり、その費用は、それだけ削減して、テレビ会議システムに投入しております。

※テレビ会議は、1ヶ月以上利用すればメリットが実現します。どんどん活用して効果を上げて下さい。

PR用パンフレッド

績等々を述べてきたが、最後に、これらの経験を通して感じた“ニューメディア”なるものへのアプローチについて若干の私見を述べたい。

当社のテレビ会議システム採用は、少なくともこの1年の実績からはまずまず成功だったと自負している。その主な要因を挙げると：

①ニーズにマッチしたシステムであった。

一社内の多くの会議に出席している人々には、効率的な会議開催はやはり強い願望であった。出張は、ともすれば大きな疲労を伴い乍ら、移動のための時間的なロスも生む。これらを避けることができるテレビ会議は、使い勝手の良いツールであった。

②徹底したPRにより、システムの利用開始時点から社内的に高い認識を持たれていた。

一多くの利用者が活用してこそ生きてくるシステムだけに、知る人ぞ知るではダメであり、事前PRをくどいほど繰返した。社内報でのPR、パンフレットやビデオを利用したの説明会、体験テレビ会議の設営等々、そしてマスコミにものることによって話題作りは、ほぼ完璧に近くできたと思う。従って、ともかく使ってみようという待ち構えるようにしている人々をたくさん作ることもできた。

③使いやすく、分りやすいシステムであった。

一会議術のレベル向上は求められたが、従来の会議スタイルを一変させる必要は無かったし、また、個々の機器は単純であった。テレビそのものは、家庭に帰れば毎日お目にかかっているものであり、OA機器に有りがちな〇〇アレルギーを引起すようなものが、ほとんど無かった。

④トップの理解と十分な支持を得て作業を進めることができた。

一会社の中の設備、システムの構築だけに、やはり経営トップの理解は不可欠であろう。もともと、テレビ会議とはどんなものか、というトップの質問から本格的な調査・検討をはじめたものであっただけに、恵まれていたと思う。

⑤NTTとの十分な協力関係があった。

一NTTにとって、当社は第1号ユーザーであり、試行錯誤の部分はあったも

の、成功に向けてNTTは全力投球をして下さった。社内の乏しいスタッフだけで無理にがんばろうとせず、専門家にできるだけ力を発揮してもらおうにしたつもりであった。

まだまだほかにも要因はあろうが、総括すれば、出張を減らしながら、会議そのものを効率的に行なう、というニーズのもとに、わかりやすい機器を使って、誰れでもが使えるシステムとして周知させたこと、ということになろうか。

実験的なものならばともかく、実用として活用していくものならば、ニューメディアに限らず、やはり、現状のものの延長線の少し上を行く程度として、あまり劇的な変化を求めずに、足元を固めながら進むべきであろう、というのがやや保守的ではあるが実感である。

神戸市地方自治研究会

## ＜足尾鉍毒事件と自治＞

国会議員となった正造は、再び足尾鉍毒事件によって地方行政へひき戻される。田中正造にとって鉍毒による農村の破壊は、自治の破壊でもあった。中央各省、府県そして地方属吏が、被害村を圧迫し、その自治を破壊する行為に憤慨し、日記に

「免租地の村々ハ自治制なし。町村ニ奉ずる法律なし。監督官庁ハよく自治の破るゝまでに監督せり」<sup>1</sup>

「自治ヲ破リテ、毒ニ対スルコトヲバ村会ニ議サシメズ。之レ破壊ノ証、地方官干渉ノ酷ナルモノナリ。鉍毒ノ文字ヲ書サシメザルノ証ナリ。」<sup>2</sup>と記している。

すなわち免租によって却って選挙権を喪失するものが多くなり、村の運営も困難をきたすことになるが、このような疲弊した谷中村に後にふれるように県の圧迫、県吏の詐術、県費負担の強制によって、谷中村は追い詰められる。

田中正造はこのような現状を眼前にして、「敢えて明答を乞う」<sup>3</sup>と題するパンフレットで、政府が町村を滅亡さす権利のなきことを訴えている。

九、府県は町村を買い上げ之を個人に売るの権なし、

十、府県会は県郡村を売買するの権なし、

十一、府県会は町村を切り売して事業者に渡すの権なし、……

十三、府県及府県会は町村土地の旧慣を破棄するの権なし、

十四、府県会は町村自治の団体を破壊し之を分離し人民の生業を失はしめ又町村会の議決を蹂躪〔躪〕し人民を威嚇し人民を逐出すの権なし。

すなわち正造の自治村の思想からすれば、村の存続に関することや村会自体



の自決権はたとえ上位機関である国会、県会といえども破壊することは許されなかった。それはまさに固有自治権であると次のように主張している。

#### 県会

一、府県会はその費目を廢するの權利なし、況んや自治町村の要素を毀損するに於てをや。

#### 町村の自治

一、町村には町村自治の制あり、町村の生命茲に存立す、故に妄りに干渉を許さず、監督官庁は町村の法律を保護すべきもの、監督官庁其者と雖も行政權と唱へて之れに干渉せざるを本義とす。

#### 詔勅と政治家

一、今回の場合に於ける町村会決議及び協議会の意見に対し、地方県会は勿論帝國議會と雖も、已に議したる町村の決議を蹂躪するの權利なし、先に其等町村の決議は憲法を守り町村の法律行為に成立せる權利なり、若し町村人民の重きを知らざるものは、明治以来の詔勅を拜読せよ。<sup>4</sup>

このことは今日にあっても、町村合併が当該市町村の議会の議決によらなければなしえないことをみても、自治体の固有の権利である。しかし栃木県庁はこの基本原則を踏みにじって廢村へと谷中村を違法手段で追い込んでいく。

正造がこのような自治権を主張するのは、あながち正造の執拗なまでの自治権への信奉によるのではない。周知のように明治自治制は強大な市町村行政への監督権を上級官庁に付与した。強制予算制度、市町村議会解散権、首長・吏員の懲戒処権、各種認可権など広汎にわたった。これらの権限はまさに自治権の侵害であり、この圧迫への反抗であった。

谷中村の場合、明治38年12月、村会が谷中村民田中与四郎を村長に選出したにもかかわらず、これを承認せず郡官吏を管掌村長に任命している。また、39年4月には藤岡町への合併を谷中村会が否決したにもかかわらず、村会の議決を無視して藤岡町への合併を強行している。このように「谷中村」の滅亡は公害による以上に県の暴挙によって亡ぼされたのである。

もっともこの間、公害によって村々は経済的・政治的にも疲弊しつつあった。事実、渡瀬川沿岸の農村地帯は、被害による免租によって、有権者はいちじる

しく減少している。その比較表は次の如くである。<sup>5</sup>

郡名	免租前選挙 有権者数	免租後選挙 有権者数
足利	826	399
山田	688	264
新田	1,075	461
邑楽	946	156
安蘇	789	763

谷中村では28年には戸数385戸のうち半数が公民権停止となり、衆議院議員選挙権者はわずか1名となった。他村も同様で、免租の結果、住民が参政権を欠くにいたった町村では、町村議会は事実上崩壊し、これまでの公選村長に代って県から派遣された管掌村長が町村行政を執行することになった。

まさに文字どおりの根本よりの自治の破壊であった。『谷中村滅亡史』は、この惨状を「免租は政府が苟安処分に過ぎざりき。しかしその結果はかえって国民の権利を削れり、地方の自治を破れり。しかして鉞毒の浸潤によりて、不毛の死地と化せる渺茫たる田野、産を失い業を奪われて、しかも訴うるに処なく、空しく昊天<sup>とうえん</sup>に号泣しつつある幾万の男女は、毫もこれによって利するところ非ざりしなり。」<sup>6</sup>とのべている。

田中正造は明治31年6月質問書および演説で、「名誉公権ヲ失イ」、「法律上自治ヲナスコト能ハズ」と議会でこの点を追及し、同年12月10日付質問書で「特別ノ新法ヲ制定シ特別ノ救済方法ヲ立テ、或ハ町村費ノ欠乏ヲ補助スルに国库費用ヲ以テ之ガ適當ノ所置ヲ為サザルヲ得ザルハ国家当然ノ義ナリ、然ルニ政府ノ処置茲ニ出デズ、或ハ高級ノ官吏ヲ派シテ村長ノ職務ヲ管掌セシメ、無毒有資格ノ町村ト同一ノ村税ヲ賦課シ村務ヲ負ハシメ、村民ノ悲歎スルヲ見テハ却テ之ヲ快トナシ、貧民衣食ニ毒サルハヲ見テハ之ヲ嘲弄シ、從來其村落ノ惨状ト亡滅トノ実況ヲ具申セザルノミナラズ、渾テ之ガ陰閉ニ務ム<sup>7</sup>」と攻撃している。

さらに地方官、府県、郡などの上級機関が町村の無知につけ込み、自治を圧迫し、村を亡したことは「実ニ暗黒社会ト云ハザルベカラズ」と次のように非難している。

「其破壊ノ村落即チ自治制モナキ村落ニ対スル行政ノ干涉事務ノ督促又ハ依托事務ノ頻繁ハ、殆ンド公務ノ如ク村吏ヲ苦役シ村費ヲ妄用セシメ且ツ奔命ニ苦シメ、之レガ為メニ村中第一ノ村務タル鉅毒ニ対スル諸請願運動ヲ妨ゲ村中ノ生命ニ関スル貴重ノ公務ニスラモ之レヲ調査スル余地ナカラシメ、此貴重ナル村落ノ破壊ヲ挽回スベキ町村第一ノ公務ヲ妨ゲルタメニ又地方官等ノ干涉至ラザルナク、……甚シキハ鉅毒問題ノ個人ノ問題ナリ、故ニ町村役場ハ鉅毒ニ関スベカラズトノ訓諭ヲ与ヘ町村長ヲ誘ヘ、曰ハク町村自治制ノ法文中鉅毒ノ文字ナシ町村長ニシテ鉅毒ニ関スルモノハ違法ナリト、町村会議員ニシテ鉅毒事件ノ議決ヲ為スモノハ違法ナリト誣ヘ、村吏ハ固名誉職トシテ町村吏員タルモノナレバ町村吏員必ラズシモ博学多才ナラズ、又必ラズシモ経済法律ノ専門家ニアラザレバ先ヅ監督官長ノ申条ヲ信ズルニシカズ」

さらに村長、村議員らは知事・郡長らの命を信奉し、人民・村を見捨てる愚かさに気付いていないと、新里龍三宛への手紙（明治35年1月23日）で、次のように嘆いている。

「然るに従来ノ町村長及町村会、府県ノ公職ニ居ルもの、目前ノ小法律ヲ曲解セラレテ、其理非ヲ解せず今日に至ると雖、尚且郡長等ノ曲解セシメ辯論ニ拘束セラレ、又ハ穏和的甘弁ニ欺カレつつ、鉅毒ハ村会ノ干渉するものニあらずとして、甚しきハ近來慈善家ノ病人救助、施薬、物品恵与等ノ煩勞あるも、町村役人之ヲ傍観セシメるものすらあり、村会議員ニシテ其美挙ニ参与せず、奔走せざるものすらありて、殆んど人類ノ社会トシテ見へざる村々あり。而して之等ノ吏員、議員が平日尊しとする処ハ何んぞと云ふに、此被害慘状ヲ傍観シ、妨害シ、上位ニ上申もせずして、常々民情ヲ阻害セシメる処ノ郡長ノ命令詔諭ヲ重んじて、恰も法律ノ如くす。」

このように鉅毒防止が公務でないという馬鹿げた行政指導に対して正造は日記で

「町村ノ公務ト何んぞ、例ヘバ租税ノ取り立てあり。之ヲ公務ト云ヘバ村民が租税ヲ収めに行くも公用なり。其公用公務ノ差支アレバ、公務公用ノ上ノ障りとも云ふ、害とも云ふなり。鉅毒ノ害ハ租税ヲ収めさせぬ害ノ大なるもので、

いろいろ町村を貧乏にするから町村経済をふみあらず乱暴ものである。故に鉋毒運動ハ町村第一の公務公用である。」<sup>10</sup>と反論している。

また、正造は当時の村が、鉋毒という死活の問題よりも委任事務の処理に汲々としている様子につき、「鉋毒の仕事ハ自分の家の仕事である。命ちハ自分の命ちである。たとひ郡役所からの村役場に仕事をたのみ来るとも仕事を跡廻しにするハ間違へなり。我々のためにも働かぬ他人の家の仕事を頼まれると同じである。自分の骸の肉をきりて鬼に食わせる如し。我子の肉をきりて隣の犬に食わせるも同じ事なり。今より此非理非道をさととりて村ハ村の被害民を助けよ。」<sup>11</sup>とその愚昧さを責めている。

一体、この間、政府と町村の中間にあつて地方利益を代弁し、保護すべき府県は何をしたのであろうか、地方官吏が何をなしたか、明治自治制の裏面史として厳しく問われなければならない。

「明治14年、時の栃木県知事藤川為親氏が、渡良瀬川の魚類を食う事を禁じて、鉋毒問題の先鋒に叫んで、不幸島根県に追われてより、年を閲することここに20有6年……」<sup>12</sup>と『谷中村滅亡史』がのべているように、藤川知事はそれなりに鉋毒問題に対処しようとした。

正造はこの点につき、「栃木県令藤川為親ガ明治十三年令ヲ発シテ渡良瀬川ノ魚ハ鉋毒ノ為メニ死シテ流ル、是レ食フ可ラズト。此論達ノ適当ナルヤ否ヤハ知ラザレドモ、地方官ガ当時ノ注意トシテ賞ス可キ者ナリ。爾来地方官及中央政府ヨリ鉋毒ニ対シ衛生上ノ注意ヲ為シタルヲ聞カズ。」<sup>13</sup>

と記録し、牧民官たるべきものとして賞している。

しかし官選知事の悲しさで左遷されてしまった。他の良心的官吏ととても同じで以後、「恥多き業務」を分担させられる。しかし多くの官吏は谷中村滅亡に手を貸した。たとえば「ああ地方の官吏にして、多数人民の被害の惨状を顧みず、鉋業者の利益のために示談の周旋に奔走し、みだりに官職の權威を濫用して、無知の民衆を屈服せんとするに至つては、これ何等の暴虐ぞや、」<sup>14</sup>と権力に忠実な下僚の様を描いている。

もっとも「これ単に地方官吏の一個の発意」ではなく「中央政府の内命」で

あることに同情すべき点があるが、「何らかの詭弁を以ってするも」これは「組織の罪悪なり」と断定している。

すなわち当時の府県は文字どおり、国家支配の橋頭堡であり、実動部隊であった。それが故に「栃木県という地方政府の首脳にとって、一つの村を潰すという行為に出るための必要な要件は、中央政府の了解あるいは指示であり、地方自治体の意志決定ではなかった。『村の意志』は谷中村を瀧水池にするという作業の全過程を通じて、そのいかなる段階においても、かつて問われることはなかった。」<sup>16</sup>といわれている。

このような明治自治の実像を凝視するとき気付くことは、第一に、罷免されることなき公選首長をもち、かつ、憲法に自治が保障され、曲りなりにも地方自主権をもった、今日の地方自治は、その制度的保障にあって格段に恵まれた環境に在るといえる。

第二に、谷中村滅亡過程にみられる県知事、県吏を含めての県の中央政府への忠勤ぶりである。まさに中央支配の先兵として、内務大臣の忠僕として、内なる市町村を破滅に追いやることになんらの苛責も感じない点である。

第三に、谷中村自身の自治性の問題である。人民はむしろ生死を賭け中央政府と対決したが、村吏はむしろ自治の使命を自覚することもなく、委任事務の処理に汲々としていた臍甲斐なきである。

これらの点に思いいたるとき明治自治制のあまりにも救い難い前近代的状態にあり、支配の装置としてのみに自治制を与え、しかも、十二分に使いこなした官治の前に、町村自治、府県自治はその存在すらなかったことである。

- 1 『全集』 第10巻 50頁
- 2 『全集』 第10巻 275頁
- 3 『全集』 第3巻 353頁
- 4 『全集』 第4巻 400頁
- 5 荒畑寒村『谷中村滅亡史』 63頁
- 6 荒畑前掲書 63頁
- 7 『全集』 第8巻 88頁
- 8 『全集』 第3巻 34頁

- 9 『全集』 第15巻 339頁
- 10 『全集』 第2巻 183頁
- 11 『全集』 第2巻 587頁
- 12 荒畑前掲書 30頁
- 13 『全集』 第2巻 487頁
- 14 荒畑前掲書 48頁
- 15 林竹二『田中正造の生涯』 107頁

### 《明治国家への挑戦と挫折》

もともと今や足尾鉾毒事件が府県ベースの問題でなくなっていたが、田中正造は生涯の最後を谷中村で生き抜き、戦い抜く。「谷中、鉾山との戦なり。官権之ニ加りて銅山を助く。人民死を以て守る。何を守る。憲法を守り、自治の権を守り、祖先を守り、茲ニ死を以て守る。」<sup>1</sup>とその日記に記しているように戦意は衰えていなかった。

また正造は最後まで、抵抗を止めなかった。谷中村から次のような「人民天賦の権利」<sup>2</sup>の請願を行い国家を糾弾した。

「我々の谷中村は日本国民の谷中村なり、政府と雖も生殺与奪を恣にす可き権利なし……凡そ人類の住める村の旧慣を破り、4年間堤防を無くして今に再築復旧の心なきものは賊なり。たとひ如何なる名義如何なる遁辞あるにもせよ是れ人類の賊なり、若し其者にして官吏議員たらば正に国賊と断言するを憚らざる也。」

しかし谷中村は明治40年7月、遂に強制執行にて亡んだ。正造は官吏のみならず、議会に対してその義務怠慢を責め、次のように島田三郎宛の手紙<sup>3</sup>（大正元年8月13日）で批判している。

「苟くも行政の名を仮りて私利私慾を逞ふせる彼の無学治水の土木吏ハ、銅山党となりて治水会委員をゴマカス。委員常ニ立法の心乏しく、常ニ行政の口術ニゴマカサレテ、治水ニ暗らき委員の曖昧よりして今日ニ到り……汝ちは汝ちの公職を尽さずして恥とせず。官吏却て不当を調べて議院に図る。議院賄を得て之を放つは之れ近年の醜体なり。国家の一大恥辱なり。此くの如きもの、いかで政府を非難する権利なし。毫も其権利なし。而も中央のみならず、地方の上下大小議員皆此の如し。日本官議悉く此くの如しと

せば、政治なるもの今何処にかあるやです。」

このような政治への絶望は、同時に、機械文明への拒否反応となって、明治44年8月28日の日記に「世界人類の多くハ、今や機械文明と云ふものニ嚙ミ殺さる。文明ハ汝ちを食ふの悪器たり。然れども人として機かい文明に強迫せられて、共ニ此悲境ニ陥りたるハ如何。孟子時代ハ云ふ、獸を以て人を食ましむと。今ハ汝ちの製する機械を以、汝ち自身其機械ニ嚙まる。文明とハ之等の悪鬼をさして云ふの時代とハなれり。」と描いている。

しかし谷中村の廃村化を前にして、正造は次第に無政府主義へと向っていき、最後は国家規範を脱し、天道的支配へと宗教的秩序へと志向するようになる。

「谷中村は栃木県の内に在るけれども栃木県庁の谷中村ではない、日本国の谷中村である。今一つ大きく云へば天地間の谷中村である。……天地の間には自然の秩序と云ふものがある。此秩序を造化するのは自然の働である。此限りなき自然の働を有して居るのは即ち神である。……それ故村に堤防があるのは自然の秩序であるから堤防を築くのは神の意志に合するのである。……今谷中村の人民が堤防を築けよと叫ぶのは自然の要求である。」

正造は谷中村に住みつき公害運動に没入した。しかし正造はこれを国家の体質、自治の構造そして人権の問題として事の本質をとらえてその意識と行動を深化させていった。国家構造についてはかの有名な亡国の思想であり、その具体化として自治・人権の侵害をとらえていった。

ただ正造は最後に無政府主義、自然的秩序へといたる。この点、近代立憲国家のなかでの自治権の根拠、憲法構成のなかでの地位づけに欠けているとの批判が可能である。しかし、伝來說、固有説で区分すれば、やや固有説的色彩が濃い、単なる農村自治の固有権を主張する狭さや非論理性はない。

正造が主張してやまなかった農村自治から引き出された人民主権にもとづく自治権、すなわち国家といえども侵すことのできない自治権の主張は、今日の市民主権説（新固有説）と全く同じ論理である。ただ正造は明治憲法に自治の規定もなく、また、当時、専門家の間にあっても憲法秩序のなかでの三権分立以外の統治権として自治権は明確に意識されていなかった。当時、自治権は行

政権のなかでの地方行政をどうとらえるか、福沢諭吉流に言えば「政権」でなく、「治権」の問題としてとらえられていた。

このような当時の自治権への認識からすれば、正造の固有説にもとづく自治権は格段に進歩した自治権であった。少なくとも自治を行政権ベースではとらえなかった。それはあたかもアメリカの純地方的事項(Matters of purely local concerns)と同じように、憲法上、地方自治体は国から権利を授けられ、国の創造物であるかも知れないけれども、地方自治体が侵してはならない国政の分野があるように、政府が侵してはならない地方行政の分野も存在するのである。

まして正造の拠って立つ自治村は明治国家以前に存在し、そして実在的法人として村内自治の権利を有していた。これはまさに自然権であり、これを侵すような政府は自治村としては抵抗しつづけるべきだという自治権を抱いていた。

また正造の自治のルーツが農村自治にあったとしても、権藤成卿のように社稷の思想にとられることはなかった。後にふれるようにこの自治村の自然権を近代立憲国家の下の自治権として確立しようとした。

このような町村への圧迫過程をつぶさに追っていくとき、明治政府が意図したように、府県・郡吏はまさに政府の走狗として自治村を圧迫するにふさわしい支配装置と化した。この谷中村滅亡史こそ地方自治体の原罪として、日本の地方自治が背負っていかなければならない歴史的事実である。

すなわち住民生活を保護すべき府県・郡はその使命をはき違えて、その基底たる町村の滅亡に手をかすことをいとわなかった。このような過ちを犯したことを深く銘記しなければならない。

一方、町村は愚かにも府県などに丸め込まれ、自からの土台を死守するという気概も知識もなく、ただお上みの指導に易々と従う無気力さにならされてきた。もちろん住民は抵抗し、町村長も憤慨した。しかし圧倒的に少数であり、周囲はこれを見捨てた。このような哀れなまでの卑屈さもまた偽わらざる日本自治制の体質であることを熟知しなければならない。

しかも今日にあっては日本の地方自治体の体質は明治の残滓を引き継ぎ、昭



和40年代、公害化に手を貸す破目になった。

田中正造の生きざまが地方自治体にとって繰り返し熟読されなければならないのは、足尾事件という反面教師としての明治自治制がもたらした拭い去ることのできない過失がそこにあるからである。また、その圧制のシステムは、今日にあっても脈々として生きつづけているという事実を問い詰めなければ、これからの地方自治体が“市民的”自治体としての変質が不可能であるからである。

すなわち谷中村こそ日本の地方自治の原点である。そこには中央支配に屈服し、人民を放逐し、自からの手で自治を抹殺していった原罪と、生涯をかけ自治を守り抜こうとした闘う人民主権の誇りが同居しているのである。

- 1 『全集』 第11巻 389～390頁
- 2 『全集』 第3巻 347～348頁
- 3 『全集』 第9巻 15～16頁
- 4 『全集』 第12巻 426頁
- 5 『全集』 第3巻 683頁

### 〈正造の自治制度観〉

では一体、田中正造が自然村の「自治好慣例」を精神的ルーツとしたその自治論はどのような内容、特徴をもつ自治論であったのか。

まずその内容をみると、田中正造は地方自治につきまとまった論理を展開することはなかったが、明治21年9月12日の日記に、市制町村制の制定に関し、「封建ノ政去テ新主義制度行ハレ茲ニ二十一年、旧政去テ新主義の交代不容易。重大ナル問題ナリ。」「市制百三十三条干涉ヲ去ツテ自治トナセリ」「地方自治一定の地方内ニ利害ヲ同シ事ヲ治ムルコト」と記している。そして地方自治とは国家の委任の下の権利であると次のように論じている。

「言葉ヲ代ヘテ申セバ、自治ノ制度トハ政府ヨリ人民ニ制度ヲ委任スルノ制度ト云フモ可〔ナリ〕ヘク、又返権トモ分権所有権トモ申スベク。

自主ノ権トハ他人ノ干涉ヲ受くる事なく法律ヲ制定スルノ権 ○何故ニ政府之ヲ制定スルヤ、統一。町村自治トハ一國ノ法律ニ随ひ人民自ヲ地方ノ事務ヲ行フ（上ミ店ノ如キ

モノ)。

自治体必ズシモ自主ノ権ヲ有スルニアラズ。自主權トハ、詳細ナル法規人民ノ需用ニ悉  
應ズル能ハザルヲ以此權ヲ附与スルモノニシテ、他ハ総テ国家の統御ヲ受ケザルヲ得  
ズ。ソコデ自治体ハ其土地ノ区域ヲ定メルコトデアリマス。尚一國ノ区域ノ如シ。区域  
外ニ効ナシ。」

田中正造の地方自治、すなわち市制町村制によって枠組が固められてしまっ  
た自治への認識は委任事務を認め、自治の限界を容認するきわめて穩健なもの  
であった。しかし中央政府からする干渉・監督に対しては、最も関心をもって  
おり、次のように國・地方の關係を論じている。

「自治ハ國家ノ監督ヲ受ケザルヲ得ズ。封建時代の監督の如くならず。

#### 監督官庁

第一、自治ガ法律命令違背スルコトアリヤ。権限ヲ越ルコトナキヲ

第二、自治ガ法律上ノ義務ヲ尽サルハトキ強制シテ之ヲ尽サシム

第三、國家全体ノ利害ト自治体ノ利害ト抵触スルトキ自治体ニ一歩ヲ讓ラシメ國家ノ為  
メ強テ為サシム。然レドモ國家無限ノ監督權ヲ濫用セバ折角ノ自治体モ面餅タラン  
於是自治体ヲ保護セネバナラスコトガ出来ル。之行政裁判。銃彈禁ズル沼池之如クナラ  
ズ。

分家本家父子、茲ニオイテ自治モ安然ナリ。

然レドモ自治ハ又何レノ時キニテモヨロシト申セヌナリ。

第一、人民知識ノ度行政ヲ治メ得ルヤ否

第二、人民公共ノ事務ニ任ズル思想有無

第三、人民常職之外ニ公共ニ尽すの余力ありや

以上三ヶ條ノ内第二ニ任ズレバ為スモノマリ、地租改正。皆自治ニ怠らざれば官吏ヲ以  
政治を取らしむる危険なし。

我日本人ニ此不都合なし。政府又之ニ自治制ヲ与フ。尽スベシ尽スベシ。

自治制ハ活物ナリ、法律ハ狭クモ廣クモ活用法ニヨル。」

田中正造はこのように中央政府の監督につき詳しく記している。やはり警戒  
心があったことがうかがわれるが、何よりも干渉を忌み嫌ったといえる。同じ  
日の日記に「從來ノ弊風 干渉」「封建ハ自治ヲ奪フ。」と記している。

田中正造は自治村の理念をもって明治政府に対抗したが、政治・法律論とし  
ては以上のように完備した論理構成をもって自治権を組み立てていた。その核

心は地方自治は国法の枠内にあるが、政府はみだりに干渉すべきでない。「国家無限ノ監督権ヲ濫用セバ折角ノ自治体モ画餅タラン」と論じ警告している。また自治体にとって干渉は自治の死滅につながる。したがって「皆自治ニ怠らざれば官吏ヲ以政治を取られる危険なし」と自治の実践を求めている。

もし地方自治体はその能力が欠如するときは自治の死滅につながると奮起を求めている。現在の地方自治は地租改正において示した行政能力をみても不都合はない。自治制の大いなる活用こそ期待される。すなわち「自治制は活物なり、法律狭くも広くも活用法による」と記している。

しかし正造は現実の中央政府は集権的統制主義であると、明治14年3月、かの有名な第48号布告に対し、「我々人民ノ思考スル所ニ抛レバ地方政務ノ改良トハ地方ニ自治ノ制度ヲ立ツルヲ許ルシ、地方ハ中央政府ノ干渉ヲ受ケズ自由ニ地方ノ政治ヲ為サシムル者ナルヲ。今ヤ我邦ノ政治ヲ觀察シ来レバ百般ノ事一ニ中央政府ノ掌裏ニ在リ。府知事県令中央政府ノ指揮スル所ニ唯命是從フノミ。何ノ分権主義ニ則ルアラシヤ。」とその集権性を指摘している。

正造は地方自治は立憲国家の下にあっては国家からの委任によりしかも法律の枠内にあるのはやむをえない。しかしその干渉には自治権の侵害として反抗したのみでなく、国家といえども侵しえない自治権の領域の存在することを執拗に主張した。その根底には自然村の自治権からの伝統があった。

1 『全集』 第9巻 229頁

2 『全集』 第9巻 231～232頁

3 『全集』 第9巻 232～233頁

4 『全集』 第6巻 10頁

### 《不干渉の農村自治》

このような田中正造の自治観の特質は何であったか、その第一は、農村自治を基盤におく自治観であった。しかし伝統的農村自治に固執し、近代的自治への展望を欠くといった保守性はなかった。

一つは、田中正造の自治は、「村の小さな政治」といわれる自立的農村政治

に培われてきた自治で、輸入的・観念的自治とは異質であった。一口に自治といってもさまざまな自治があり、この「小さな村の自治」は次のようにいわれている。

「それが一方では藩レベルの政治とまったく異質であり、他方では、明治政府の手で作り出された中央政府の行政の足台にすぎないものになりさがった、明治のいわゆる『自治体』としての町や村の政治ともまったく異質の『政治』がそこにはあったからである。藩レベルの政治は、人民との関係においてははっきりと権力による階級支配の営みであった。『村』の政治はそれとはまったく違っていた。そこでの『政治』には藩の政治の下請け的任務があるといっても、本来的には人民（同じ百姓仲間である人民）の共通の問題（それが「公共の事」であった）を処理することで、まったく非権力的な、人民自身の『事務』であった。だから、正造にとっては、国政がきわめて自然に人民の事務をとる仕事として捉えられたのである。これに反して旧治者階級である士族においては、急進的な民権家の意識においてさえ、政治は権力と離れがたいもので、藩閥政治家の、絶対主義の政治観とそれは同根同種のものであった。」

すなわち正造にとって共同的事務を自からの権限と処理方法でなすという慣習は、国家からの法律上の委任であるか否かを問わなかった。むしろ本来、自分達の事務である村政が生活をまもり育てるということを放棄して、単に国家委任事務の処理機関と化していく自治意識のない町村を眼前にみたとき、正造はその墮落を嘆き「国政の土台」と化したと評した。

二つは、村落共同体の維持であったが、それは明治政府がその共同体秩序を利用しようとした共同体と同一であったが、田中正造のめざした共同体は「自治権」に支えられた拒否的・抵抗的体質をもった共同体であった。

そこには、政治の礎は町村自治にあるというように、町村こそ第一の価値とし、「自治村」こそ国権の基盤として把握していた。

それは国家支配の装置としての自治でなく、住民自治の装置としての自治であり、国政委任の処理団体でなく、固有の共同体事務を自己処理する団体としての自治で、明治国家と自治とは鋭く対決した。それは次のように説明されている。

「正造の自治の概念はそれとは異なり、『自治は自治の内に自由安全を得て、決して心にもなき他人のために苦役せらるゝものにあらず』という状態を意味していた（日記1900年6月2日条）。それは、官権力を導入する媒体としてのものでなく、住民みずからによる支配という、本来の自治の概念であった。そうした自治は、正造によれば、『女子の操の如』く『庭内に咲ける梅花の如』く『何人も其枝を折り取るを許さず』というものであった（1909年12月13日付雅井要作宛書翰）。自治を人民主権の基礎とする理念がここには脈うっているのであって、国家本位の立場から、町村を中央集権体制の下部機構・従属単位としかみない立場へのきびしい対決の姿勢があった。<sup>2</sup>」

三つは、田中正造の自治観は、政府を権力の頂点とする官治的自治論と対極的に「自然村」たる「自治村」が基本であり、国家はその外延にある装置に過ぎなかった。すなわち彼にとって、共同体の拡大投影が国家であった。田中正造の国家構造への考え方は、次のように説明されている。

「絶対主義権力は半封建的家父長制→欽定→天皇（藩閥官僚・貴族）→政府となる。いずれにせよ、絶対主義権力者集団＝政府が権力の統合頂点にたっていた。共同体理念とはまったく逆であった。田中の思想は、政府が人民を無視することは、同時に天皇を無視し、憲法を破毀し、それは共同体精神としての天道・人道に許しえないとする論理構造を示している。……

天道・人道＝自治村（共同体）＝国家という視点、農本思想をもって国家をみていた。そこには権力支配的色彩はない。

自治村とは天道・人道の現存在であり、人間の権利・自由・自治・平和・平等などの価値が最大限に保証されていた社会であった、とする。国家とは単にそのような自治村の集合包括体であり、政府は自治村にとっては無益・有害なもの、あたかも幕藩体制下における領主と見做されている。したがって田中にとっては、自治村こそアルファでありオメガであり、いかなる権力も自治村を侵すことは不当不正であると規定されている。<sup>3</sup>」

明治政府は自然村を近代化によって崩壊さそうとしたのではない。むしろ自然村のなかから自治的要素、共同体的抵抗性のみを抜き去り伝統的要素と共同体的秩序機能のみを温存し、中央支配に盲従する行政的基底として手なづけることに腐心した。

明治前期の地方自治とはまさにこのような共同体の近代化をめぐる専制国家と人民主権との相剋でありそれは次のように説明されている。

「いずれにせよ、村落共同体の近代過程における運動形態は、封建的ヒエラルヒーの打破を行い、近代国家創出のうえで大きな役割を果たした。しかし、明治絶体主義体制は、ヒエラルヒーの底辺に『村落共同体自治村』を組みこみ、収奪・解体化を通じて資本主義を上から強制化し、共同体の特質でもあった『平準化』運動は封殺された。平準化運動の本質は、『平等性』であり、またそれは上からの近代権力国家体制を本質的に拒否する構造でもあった。もし共同体崩壊後も、共同体の理念を堅持していたとするならば当然絶対主義的近代国家像とは逆縁の関係に立つ。<sup>4</sup>」

すなわち田中正造は農村自治をその思想の母胎としていたが、「田中の復古的『村落共同体自治村理念』と明治絶体主義体制とは、本質的対抗的關係にあったため、明治天皇制国家の楽屋裏を告発した結果になっていたし、この拒否構造をもった農本思想（反近代思考）とブルジョア思想が結節され、思想の生産化としての反近代思想とさらに、ブルジョア思想の屈折・深化の過程で到着した人民思想は谷中村闘争を経ることによって決定化されていく。」<sup>5</sup>といわれている。

このように強烈的な自治村の思想が近代化の過程で人権、法治主義などの西欧思想の洗礼を受け、明治絶対政府への徹底的な抵抗的自治となっていた。

1 林前掲書 27頁

2 鹿野政直 『資本主義形成期の秩序意識』 510頁

3 中込道夫 『田中正造と近代思想』 200頁

4 中込前掲書 199～200頁

5 中込前掲書 212頁

### ＜固有権的自治＞

田中正造の自治観の第二の特色は、自然村の自治を承継した固有権的自治であった。すなわち、政府といえど干渉しえない固有権的自治が核心をなしていた。それは「自治村」が制度としての固有権をもつことであつたが、その根底は人民に根ざしていた。

たとえば「町村には町村自治の制あり、町村の生命茲に存立す、故に妄りに干渉を許さず、監督官庁は町村の法律を保護すべきもの、監督官庁其者と雖も

行政権と唱へて之れに干渉せざるを本義とす。」<sup>1</sup>としばしば主張しているように「自治村」の自治権は侵すことのできない個人の人権の保護者として存在しているという論理である。

鉾毒問題に関し、自治村を無暴にも侵したことに對して、次のように批判している。

「郡村ノ人民ガ郡村ノ要害ヲ守ルノ当然ナルハ恰モ政府ノ權威ト同ク太古天ヨリ郡村ニ賜リシ郡村神聖ノ權利ナリ。此神聖ノ權利ヲ蔑視シ政治憲法ヲ破壊シ妄リニ無法ニ天然ノ山脈ヲ切断ストセバ之レ我々ノ断ジテ許サザル処トナレリ。」<sup>2</sup>

また、自然村の自治固有権につき、明治40年10月の日記に次のように主張している。

「……法律及臨時の出来事の外、いかなる場合といえども、他人は他人の家庭に踏み入る事はならぬ。又国家は法律上必用の外個人の家に入るをゆるさず、国家は個人の権利に入る事は出来ぬ。それであるから国家もし必用あるときは、其必用の理由を明にせねばならぬ、もし理由を明にせざれば即ち盜賊となり、即ち家宅侵入罪。国家が谷中の人民の土地及所有者の物件を買上げんとせば、国家は其必要の道理を明にし、之に對する法律の明文によりてすべし。谷中人民、法律上の義務を何一つ欠かぬ人民なり。国家といへども、此人民を強て之を取れば、強盜となるなり。道理は右之通り、事實は国家は何んの必用もないのである。」

このことは自治村と政府との關係についても同じであり、当局がみだりに自治に干渉することは許されぬ。正造の農村自治が、この思想の根底となっているであろう。

このような人民主權に立脚するとき、まさに「公」とは人民そのものであり政府・憲法とは人民の權利を保護・助長する手段に過ぎなかつたとみなされている。

「正造はたしかに欧米自治を詳しくは知らなかつたかも知れない。しかし、ある意味においては地方自治の固有権についてより明確な認識をもっていた。たとへば次のように論じている。

「この問題、すなわち自治町村破壊等、その面積人口を減ずる問題に限り、町村会の決議は県会の決議よりはるかに重大なり。国会といえども、この問題については、この町村会を軽視することを得ざるなり。この問題の町村会決議は、内務大臣といえども、これを動かす能わざるべし……。憲法上の自治町村の独立法にたいしても、町村民のほか何人もこの決議を左右しえざるなり……。町村の安危は町村民の意見が即ち主権者なり。」<sup>4</sup>

さらに正造は言葉をつづけて、町村議会によってこそ町村自治の運命は決定する自決主義こそ普通の原理であるとのべている。しかし今は、明治政府の行政的足台となってしまうと、次のように批判している。

「町村の安危は町村民の意見が即ち主権者なり。県会は町村を存廃、面積及戸口を増減する権利なし。……然れども此町村会の決議をして町村自身が軽く心得、町村自身軽蔑し、自身侮り、且つ重きを以て主義の貫徹に努めざれば、例へ決議の形式は動かざるとも確乎不滅の形式のありとするに、決議の所有者愚にして自身々々を侮り、且つ之を保護せず、又は油断し、或は奸悪に欺かれ、不知他の方面より無効ならしめらるる。……たとへば古人の語に匹夫不可奪志、町村制に曰く、町村は一個人と同じき権利を有すとあり。然るに今の町村は、此志は奪れ尽して行政の足台となれり。故に町村自ら決議の重きをしらず。」<sup>5</sup>

正造の自治観は明治政府の擬制的な地方自治とは異質のものであった。正造は当時の民権論者と同じように民力休養をかかげ県令に抵抗した。ただ正造の場合、「從民心為政」と常に主張していたように士族民権と異なり民への愛着は深かった。

したがって正造は愚民観を以って参政権を遅延、拒否しようとする官治主義に人民の意識の発達度の高いことをもって対抗した。その旺盛な政治意識につき、「其八年四月十四日ヲ以テ漸次ニ立憲政体ヲ立ツノ聖詔アリシヨリ人民ノ気力ハ大ニ煥發シ欣躍踏舞皆自カラ進デ国政ニ参与セント欲シ、互ニ競争興起シテ政学ヲ講シ法学ヲ究メ山村僻落猶ホ時事ヲ議ス。……是故ニ人民ノ政事上ニ進歩シタルハ実ニ驚愕ニ堪ヘタリ。」と、その長足の成長を評価すべしとしている。<sup>6</sup>

田中正造は単に「自治村」を心情論のみから主張したのではない。明治13年



10月、正造の「国会開設建白草稿」をみると、自治村の行政能力が如何に卓抜したものであるかを、地租改正の実績をその事例にあげ次のように論じている。それは当時、各地にあって無数に書かれた国会開設建白書のなかでも異彩を放つものである。

「更ニ進シテ其自治ノ証跡顕然タル者ヲ挙ゲン。抑モ地租改正ノ如キ實ニ古今未曾有ノ最大事ニシテ其事務ノ細繁ナル銖両ノ間ヲ分調シ或ハ曠野眼界無キノ地ヲ測定スル等、皆其当時ニ於テハ掛官吏ト雖ドモ尚ホ其事務ヲ錯雜シテ頗ル踟躇波滯ス。故ニ其成功全備ハ蓋シ許多ノ幹支ト巨大ノ費用ヲ消ズルニ非ラザレバ其成功ヲ見ル能ハズト思考セシニ、豈ニ計ラシ實際之レガ事務ヲ取ルニ臨テハ意外ノ速成ヲ見タリ。……加之方今ニ至テハ其自治ノ氣象ノ進歩シタルコト驚クベキナリ。抑モ各地有志者ノ道路ヲ開鑿シ橋梁ヲ架設シ以テ行旅ノ便ヲ得セシムル等實ニ枚挙ニ遑アラザル也。人民自治ノ氣象ニ富メル夫レ如斯然リ。」

田中正造の国会開設の要求はあくまで下からの実績をテコにしており、しかも抽象論ではなかった。明治11年以来、自治制にあって実績は上っているし弊害はない。「然ラバ則チ是レ町村ハ町村自治ノ時来リ府県ハ府県自治ノ期到レリトイフベキノミ。此ヨリシテ之ヲ推セバ町村已ニ自治ニ堪ヘ府県已ニ自治ニ堪ヘ、而シテ国会豈ニ獨リ自治ニ堪ヘズトイフベキアラシヤ。廟堂有司ハコレヲ是レ顧ミズシテ徒ニ今ヲ去ル七八年前ノ人民ヲ以テ目スルハ抑モ亦何等ノ見解ゾヤ。臣等固ト其名称ノ如何ヲ問ハズ、苟モ其任ニ膺リ其業ニ堪ユルトキハ則チ顧フ放任ノ時到レリ自治ノ期達セリト。」と主張している。

また「人知未ダ發達セズ」とする参政権への反論にこたえて、番頭と幼主人、秀吉などの事例をかけた、次のように反論している。

「余輩ガ頻リニ国会設立ヲ熱望セバ世ノ論者ハ或ハ云ハン、前段ニ述ブルガ如キ政府ハ既ニ已ニ開明ノ点ニ達シ人民ハ尚且ツ旧ノ如ク、此無智無氣力人民ニシテ如何ノ参政ノ權ヲ附与スルヲ得ヤト。余輩ハ又之ニ答ントス、是レ所謂豪富商ノ番頭ガ我主人ハ幼稚ナリノ口実ヲ以テ永ク祖業ニ与カラシメザルト一般。……余輩ハ又之レニ答ントス。豊公秀吉ハ一農夫ヨリ出デ、現今有名ナル米國前大統領グラント氏ハ革職工ニ非ズヤ。若シ夫然ラザルモ国会ノコトタル其応撰人ハ一異地ニシテ僅々数名ナリト云フ。然ラバ則チ府下有名紳士ハ論ヲ俟タズ、草莽ノ野ト雖ドモ其ノ人ノ如キ決シテ無カル可カラザルナリ。」

このように田中正造の人民統治への信奉は厚かった。それは後にみるように平等感、そして平凡なる住民への限りなき愛情に支えられていた。それだけに分権論もまた爰に制度論に毒されることはなかった。

田中正造に限らず、当時の民権論はある意味において現在よりもはっきりした分権論をもっていた。それは明治10年代の無数ともいえる建議の内容をみればわかる。個々具体的な課税権、選挙権、議決権にあって、国が不当に干渉・拘束すべきでないことを、分権・自治の論理にもとづいて展開している。先の田中正造の「戸長公選に関する建議」をみてもわかる。

しかし正造にとって不幸であったことは、このような自治権をかざして戦う相手が、法治主義を認めない明治政府であったことと、さらにより悲劇性を加えていったのが当時の議会をはじめ人民がその真意を理解しなかったことで、次のようにいわれている。

「田中にとっては、『人民』の『権利』のために『憲法』・『国家』・『政府』は存在しうるといふ明解な民主主義の原点を頑強に、そして執拗に闘争の武器として使用した。ここに田中の悲慘と輝きがあったというべきであるが、問題は田中の中核でもあった『人民』の实体、『人民』の一般的感性とのズレ——田中にすれば、憲法は自分たちのもの、自分たちの力で作ったものという自負心、しかし、木下尚江も喝破していたように、百姓は、憲法も天皇もみたことも聞いたこともなかったという実態、ここに田中の悲劇の一面があったが、このズレを一步一步田中は修正し、距離を縮めることで一層絶体主義権力との闘いを続行していった——田中も『土人百姓』の一人であったからである。<sup>10</sup>」

田中正造の地方自治について誤ってはならないのは、一つは地方自治の思想を福沢や山県らのように西欧思想として摂取してきたのではなく、農村自治の原理から体得していたこと、二つは、このような素朴で小宇宙の自治思想が民権運動の過程、いかえれば実戦をつうじて権利意識をもった大きな国レベルの自治へと成長していたことである。

したがって農村自治をその自治思想のルーツとしていても、それは伝統的な近世村での自治に停滞していたのではない。これは専制者であった伊藤・山県

らとても同じで、封建的、あるいは古代の天皇制太政官体制の政治思想から次第に近代的政治支配思想へと成熟していた。維新当初からそれほど明確な立憲思想をもって明治国家をつくったのではなく、試行錯誤の結果、天皇制にもとづく欽定憲法体制にたどりついたのである。

しかし田中正造の自治は伊藤、山県らの自治と発想の視点が全く違っていた。山県らは外来的天下りの委任的自治を人民支配の装置とみなしていたのに対して、正造の自治権は統治上、憲法の枠に服しているものであっても、この自治は自然村の生活、住民の生命をまもる防禦機能としての価値を有しているとみなしていた。すなわち自治を破壊するが如き憲法は天道に悖り、憲法すら存在価値がないと論断している。

したがって「自治の破壊ハ法律全部の破壊ナリ」<sup>11</sup>の言葉は、逆説的にはそのような法律は合法性の根拠を喪失するとしている。その根底には国民あつての国家であり、自治体によって成り立つ国家という意識があった。

すなわち大正2年4月の日記の「日本潰れても谷中ハ潰さぬなり。之れ人民の精神の有無ニあるのみ。形ち亡びても精神存在す。日本形ありとするも精神已ニなし。日本已ニなし。」<sup>12</sup>

という言葉は、国家といえども自治を亡じえないことを強烈な比喻で論じたものといえる。

- 1 中込前掲書 212頁
- 2 『全集』 第4巻 400頁
- 3 『全集』 第5巻 195頁
- 4 『全集』 第18巻 116頁
- 5 『全集』 第18巻 116～117頁
- 6 『全集』 第1巻 393頁
- 7 『全集』 第1巻 394頁
- 8 『全集』 第1巻 394頁
- 9 『全集』 第1巻 342～343頁
- 10 中込前掲書 34頁
- 11 『全集』 第10巻 375頁
- 12 『全集』 第13巻 446頁

## 《抵抗の地方自治》

田中正造の自治の第三の特徴は、抵抗の自治であった。田中正造の政治的価値体系は共同体観念であったが、それは単なる観念でなく、生活実態と密着していた。それ故に名主をもってなる自意識は「志士の護民官」として農民の立場に立って抵抗せざるをえなかった。

しかし明治国家によって去勢され飼育されてきた自然村は明治後期を迎えると、自然村としての母影を喪失していったと、次のようにいわれている。

「共同体の成員＝農民のように、苦しいときにはともに苦しみ、楽しいときにはともに楽しみ合うというような相互扶助的な共同意識は現実には存在しえない。彼らは、自己の利益によって、他人をも裏切る私的な個人と化しつつある。そのような崩壊に瀕している共同体成員のなかでは、名主もまた、政治的には中央権力の末端権力者化し、経済的には生産手段の所有者あるいは富める者として、農民を収奪・搾取する者と化する。利害によってのみ結びつく関係が、共同体をおおい、それを自壊させる。こうしたなかであって、中央権力、富者＝資本家の横暴に抗するためには、自己を被支配貧民と化すしかなかった。この立場から（民）田中は、現実の村の実態を次のようにみた。『偶々字を知るもの村長となる。忽ち驕慢・人民を奴隸禽獣視す。又時々の水害あれば、却て魚蕃殖す。耕作十二分、工費降る……』。官僚制権力統治機構の末端の村の告発だが、ここには、田中自身が、官僚統治機構に反撥する『名主的』、『護民官的』なものであった。」

この抵抗の論理は、古来、自治村の共同体が支配権力によって踏みにじられたとき、激流となって体内から噴出した。それは、村落共同体指導者としての護民官的名主たる名誉心・責任感からほとぼしるエネルギーであった。このような土着的抵抗精神は明治近代化過程で明治政府によって去勢されるか、指導者たる名望家は地主層となって住民から遊離するかによって消滅していった。しかるに田中正造の場合、県会・国会議員となっても風化することなく胎内に宿っていた。足尾鉾山事件に関し、被害住民は、陳情のための押出しを行うが、正造は国会にあって政府と対決する。そこには自由民権運動にもとづく行動よりも農民惣一揆のパターンで、古来、自治村の農民伝統を受けつぐものであった。

すなわち「田中正造は農村共同体秩序の保持者としての名主的情念を捨てようとはせず、農村の荒廃、切捨てをする明治国家権力に対して、ますますその情念を補強、強化した。この補強、強化の過程が田中正造の独自さでもあった。」<sup>2</sup>といわれている。

しかも田中正造の場合、生来、職務に対する純粋な使命をもち合せていた。たとえば「いやしくも公共の職にあるものの、一分が相済まぬと思ひ込んだが最後、風吹かば吹け、雨降らば降れ、職務も財産も、はたまた身命もこれがためには犠牲に供して毛頭未練残らず、斬って斬って斬りまくって最初の一念を貫徹する」べきであるという信念をもっていた。<sup>3</sup>

しかもこの使命感は、被治者として「土百姓」に根ざすものであるが故に、人民を裏切ることなかったし、理不尽な官治を絶対に赦すことはなかった。

この抵抗感は官吏が人民を裏切っていく過程によってさらに増幅されていった。たとえば「被害地直接ノ地方官ハ早クモ加害者ノ奴隸トナリ、地方議員ノ幾部、郡長警吏ノ要部、被害地ノ町村長吏員及議員ノ過半、部落ノ区長及伍長の過半ニ至ルマデ、凡ソ加害者及其共謀者ノ奴隸トナラザルナク、陰然良民ノ不利ヲ図リ勢ヲ挫キ、或ハ進路ヲ害シ、調査ヲ妨ゲ、離間ヲ放チ、集会ヲ妨ゲ、且ツ中央当局諸官衙ニ向ツテ偽リノ請願及報告上申ヲ作為シ、現政府ト被害民トノ中間ヲ離隔シタル」<sup>4</sup>と古河鉤業の手先として激しく地方官僚を批判している。

それは単に地方官吏が人民に冷酷であったのみでなく繁文縟礼を以て意図的に請願・哀訴を事実上拒否したことによっても倍加されたであろう、明治31年

5月の請願書の一文に「偶々我等被害民が夫等の請願書を携へ至れば事実を見ぬふりして文字に拘泥し奥書又は添書等に苦情を唱へ、或は我等が礼節を知らざるを嘲り手続順序の誤りを咎め、庁下に滞留せしめて時日と旅費とを浪費せしめ、或は請願に反対の文意を記して之を要路に進達する等、一として被害民を苦しめざるはなく一として鉤業主の非行を助勢せざるはなし。」<sup>5</sup>と、当時の地方官吏の意地悪さを描いている。

したがって正造は政府・自治体に民に対して正しき対応を求めたのみでな

く、容易に官民調和論の如き妥協的態度には組みしえなかった。たとえば栃木県会にあって「之レ畢竟〔近頃官民調和、恰モ一家ノ如クナル処ヨリ或ハ此易々タル挙動ニ出シモノナランカ。是レ実は〕議會ヲ輕視スルノ故ニアラズシテ却テ好スベキコトアランモシルベカラズ。何ニセン此事タル公事ナリ、タトヘ何ホド官民調和ノ瑞アリト雖、親子兄弟ノ如クナリト雖、公事ハ即チ公事ナリ。我々又謹テ之ヲ正フセズンバアラザルナリ。」と易々とは妥協することなく“民”としての筋を通そうとした。

このような使命感から正造は地方自治をまもるため、自治の精神を養い自治村が連帯して行動することを強く求めている。

まず、正造は「自治」は自由で自発的な精神によって支えられてこそ「自治」である。すなわち「自治ハ自治ノ内ニ自由安全ヲ得テ、決シテ心ニモナキ他人ノタメニ苦役セラレルモノニアラズ。若シ夫長年月、他人ノ苦役、長上ノ命令ノ下ニ服従セシメラレテ、自家自治ノ発動、発見、発心、自由等ノ働キヲ滅滅(七略)バ自治ノ死滅セルト同一ナリ。」<sup>7</sup>とのべている。

このような自由な独立的な精神を欠いた自治は自から空洞化し、自治の名に値しない単なる行政へと陥っていく。すなわち「国民無気力ノ原因ハ種々アレドモ、自治ノ氣象ヲ侵害セシヨリ有力ハアラザルナリ。」<sup>8</sup>とのべているように、自治の精神の欠落、権力への抵抗心を喪失してしまえば、国家権力に無批判に屈従するのみであると断じている。

それ故に「政府の不善ハ人民ノ不善なり。政府の腐敗ハ人民の腐敗なり。故ニ政府の悪事ハ人民ノ正しからざるの反響なり。」<sup>9</sup>と人民の政治意識の覚醒を強く求めざるをえなかった。

だが正造にとって歯がゆかったのは、多くの人民が政府の悪政に易々として節を屈していく様で、明治34年4月28日小山孝八郎宛の手紙で次のように無気力な人を批判している。

「被害地の馬鹿ハ自家の権利ヲ縮メルコトニノミ汲ミシ、一方国家ノ奸賊ハ山林ヲ盗シ、天産ヲ荒ラシ、生命ヲ奪ヘ、尚且ツ人ヲ罪ニス。然リ而テ之ヲ悟ラズ、悔ヘズ、被害地ノ至愚ハマスマス退縮卑劣偽リテ、請願ノ上京ヲ怖レ、又上京ヲ悔ヘ、巡查ニ威赫

セラレシ親戚ノ談話ヲ信ジテ、堂ミタル人モ自家ニ閉息蟄伏シテ、曰ハク、権利等ド  
 危険ナシ、権利ヲ主張セバ却テ獄ニ投ゼラレタリ、今ヨリマスマス権利ヲ放棄スルノ良  
 案ニシカズト。嗚呼、之等ノ愚、嗚呼、之等ノ馬鹿ニ帖附スベキ良薬ナシ。」<sup>10</sup>

正造してみればこれも長い封建制の精神的後遺症であり、同情が禁じえな  
 かったが、その不甲斐なきについては明治33年6月19日瀬山三次郎宛の手紙で  
 も次のように記している。

「我日本の国民が古来より専制圧制の下ニ生活して干渉せらるゝニなれ、干渉なければ  
 ものを忘れたる如く、干渉せられるハ何やらこゝちよきまでに慣れて、遺伝の天性の如  
 くなり居れるものとハ、もとより異なるなり。二十三年以来立憲政治の実行せらるゝニ及  
 んで依然旧の思想を改むる能はずして、よきもあしきも御上の仰せ御尤、知事様郡長ハ  
 神様なり、難有し。何様御無理ハ御尤とハ奉存候。以下の町村長、其他議員ニして行政  
 官吏の甘心を買ひ、官吏ニ愛せられん事を祈るほどなれば、今日の立法院や府県ぎい  
 ん、郡会町村会之ぎいんなぞ法律の改正てう事おもいもよらぬ事ニ候。」<sup>11</sup>

このような卑屈さに対する懐慨は随所にみられるが、明治44年2月の日記  
 に、関西に比して関東は独立の気風なしと次のように記している。

「人心ハ民権自由自主の気風を失って、いつしか音ニ権門ニ諂ふの徒のみ多くなり、恰  
 も之れ先天的奴隷人の感あるまで落ち入りて、尚且毫も之を恥ぢとせざるニ到れり。但  
 シ之れをよしとするも左の損害ハうけたり。  
 人民自国を愛するの念薄くして結局独立独歩の元気なし。一旦此元気を失へてハ又依頼  
 心の外一物なく、醜体殆見るにもきくニも堪へざる事どもなり、人生貴重すべき精神の  
 卑屈ハ又貧乏となり（働のために生ずる生産乏しく）、小山師の人物を生じ、依頼と僥  
 倖とに精神を奪れて、自活生産の気風を欠けるを以て貧乏亦他国よりも早く貧乏となり  
 たり。」<sup>12</sup>

正造の独立は諭吉のように文明開化の人間への変質でなく、あくまでも権力  
 に対して自己主張をしようだけの近代的抵抗精神に根ざした人間への成熟であ  
 った。

それだけに小曾根村の人々が断然権力に抵抗してその主張を曲げなかったこ  
 とは、望外の喜びであり、「然るに小曾根の左の諸氏の目下政治に参与するの  
 位置もなく、誠ニ一ケ人の権利を重ぜられて不当の村税をこばみ、終ニ再三之

ニ嚴敷残忍の処置を以てせらる。而モ尚屈する処なくして進んで其不当を訴ふる処あらんとす。誠ニ美なりと云ふベシ。希クハ天下の臣民悉ク此くの如くたらんにハ仏国ニ至るも易クノ業たり。英独又何んの怖るゝ処なし。」<sup>18</sup>と記している。

すなわち欧米列国と伍していくのは、軍備拡大、近隣侵攻ではなく、権利意識をもった人民の形成にあると、明治官僚と対極的な価値感を表明している。

このような正造の理論は感情的な理想論ではなかった。谷中村が亡ぼされたのは、たまたま谷中村に自治的要素が欠落していたためであり、その上、谷中村には安生順三郎のような利権屋が跳梁していたため、古河鋳業の生贄に谷中村はされたのである。当時、対岸の埼玉県川辺、利島両村も堤防が破れ、遊水池の候補地として上げられていた。しかし両村は田中正造の支援もあり良村として生き延びた。この間の模様は次のように説明されている。

「両村は田中正造の指導の下に、両村合同の村民大会を開いた（35年10月16日）。そして次のような決議をした。

1. 県庁が堤防を築かないなら、我々村民の手で堤防を築く。
2. その代り、国家に対する納税、兵役の義務は負わない。

村民は直ちに築堤に着手しようとした。県はあわてて翌日から測量をはじめ、破堤を修復した。こうして両村の自治への意志は、この危機の中で、両村を救った。両村は沿岸有数の良村として生き残った……『田中正造翁年譜』には、両村村民の右の行動を自治確立の実行とよんでいる。これは、田中正造の念頭にあった村の自治のあるべき姿をうかがう手がかりになる。……

谷中村はこの意志を欠いていた。村を蝕んだ病気があったのである。県にせまって堤防を修復させる意志の結集が出来なかった。この意味では、谷中村は県の手で亡ぼされる前に村として亡びていたのである。それに栃木県の、谷中村を瀦水池にしようとする意志は堅く執拗であった。<sup>14</sup>」

つぎに正造は村々の連帯を求めた。ことに谷中村事件にあって町村間の連帯の欠如をつぶさに目撃した正造は、「他県人ハ来ル、巡視スルモ、本県人ノ巡視スルモノナク、他ノ志士仁人ハ来ルニ至ルモ直接町村人ニシテ之ヲシラザル如クシ、居村ノ医師、居村ノ教員家又之ヲシラザル如クセリ。政治社会の腐敗」



とのべている。<sup>15</sup>

ことに栃木県や谷中村周辺の自治体の動向を前にして、政府の圧政や県の強迫に耐えるために連帯しなければ、抵抗もなしえないことを訴えた。すなわち

正造は、「国家を見るハ一郷を見バ足れり。郡中ニ亡滅せる村あれども行へて見ず。況んや之を救ふべきか。県下の谷中村ハ人生の地獄なり。而も県民及議員来り見るものもなく、人民官吏の虐待を受るも、対岸の火災ほどニも見ず。之れ決して人類の生息せる国家とハ云わざるなり。」<sup>16</sup>とまで連帯のなさを極言している。

ことに谷中村が遊水池と決まると、他村が反対運動から潮の引く如く脱落していった事態を前に正造はまさに寂莫たる感じに見舞われたであろう。

正造にとってはこのような政治的無気力こそ「政治社会の腐敗」であった。それだけに正造は具体的に「青年会」などをつくり被害町村の住民が自治精神にめざめるべきことに奔走した。

しかし住民は順次、買収され、村々は抵抗戦線から脱落していった。このような周囲の状況にさすがの正造も万策つきる。しかし田中正造は谷中村にあって命つきるまで闘うことを止めなかった。却って自治の理念も純化されていった。この点が、周囲の状況からみて自治に鞭打ち、住民に背を向けて、政府への追従を深めていった福沢諭吉と異なる。啓蒙家で士族出身の福沢と実践家で百姓出身の田中正造の体質的な相違であろう。

- 1 中込前掲書 225頁
- 2 中込前掲書 157頁
- 3 『全集』 第1巻 31頁
- 4 『全集』 第2巻 281頁
- 5 『全集』 第2巻 692頁
- 6 『全集』 第6巻 85～86頁
- 7 『全集』 第10巻 169頁
- 8 『全集』 第10巻 167頁
- 9 『全集』 第12巻 184～185頁
- 10 『全集』 第15巻 262～263頁
- 11 『全集』 第15巻 155頁

- 12 『全集』 第12巻 46頁
- 13 『全集』 第15巻 155頁
- 14 林竹二 『田中正造の生涯』 112～113頁
- 15 『全集』 第10巻 108頁
- 16 『全集』 第16巻 234頁

## 特別論文

# 都市公共交通事業（バス）は なぜ赤字になるのか

高橋 信雄

(大阪湾広域臨海環境整備  
センター 財務課長)

### 1 はじめに

わが国の経済が安定成長・生活優先を指向するなかで、地方財政・国家財政の建て直しが国民的課題となっている。なかでも地方財政の一部門である公営バス事業については、財政再建が叫ばれてすでに10年以上経過している。

一般的にみると、昭和30年代後半以降、わが国の経済が高度成長期に入るとともに、公営バス事業は赤字に転落し、以後赤字基調は慢性化して今日に至っている。

この間、昭和41年度から昭和48年度まで第1次財政再建計画が策定、実施され、さらに昭和48年7月には「地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律」（以下「健全化法」という。）の制定に伴い、昭和48年度からいわゆる第2次財政再建計画が策定され、経営の健全化に鋭意取り組んできた。

しかし、経営健全化への展望は必ずしも明るいものではない。関係者のなかには民営バス事業においても約8割が赤字という厳しい経営状況や、事業を取り巻く経営環境を理由に、むしろ悲観的な見方をする者も多い。

バス事業は都市交通の中で徐々にその地位を低下させつつあるが、都市住民の生活や企業活動にとっては、依然として不可欠の存在である。バス事業は上下水道など同様の生活基盤施設であり、道路やゴミ処理施設と並ぶ都市の装置であるといえる。「市民の足」を確保するためには、バス事業が慢性的赤字基調で推移しながらも、なお存続させなければならず、存続させる以上経営の健全化が企図されなければならないのである。

バス事業の赤字の原因は、一般的にはモータリゼーションの進展と人口のド

ーナツ化現象等にあるといわれている。

本稿では、今一度バス事業の赤字原因を交通事業の原点に戻って追求し、当面の赤字解消対策をはじめ、バス事業をめぐる諸問題にもふれてみたいと考える。

## 2 経営悪化の原因

### (1) 経営状況

神戸市営バス事業の昭和30年代前半の決算状況は、経常損益ベースですべて黒字であった。しかし、わが国が高度経済成長期に入ると、それと反比例して、昭和35年度以降昭和55年まですべて赤字決算で推移している（別表）。特に昭和48年のオイルショック後の3年間は、人件費が料金収入を上廻っている状態であり、昭和49年度及び昭和50年度の赤字はそれぞれ29億円、33億円と突出している。

(別表)

神戸市営バス事業の収支状況

(単位百万円)

年度	35	40	45	50	51	52	53	54	55	56	57	58
取 益	1,163	2,032	3,747	8,830	11,424	11,540	12,857	13,762	14,689	16,268	16,816	17,041
料金収入	1,105	1,897	3,418	9,830	9,860	10,787	11,627	12,439	13,923	14,235	14,195	14,195
その他収入	58	135	329	1,613	1,594	1,680	2,070	2,135	2,250	2,345	2,581	2,846
費 用	1,182	2,463	4,560	12,103	13,291	13,856	14,186	14,540	15,519	15,917	16,416	15,597
人件費	695	1,534	3,149	8,698	9,723	10,151	10,377	10,668	11,229	11,363	11,624	11,171
その他経費	497	929	1,411	3,205	3,568	3,705	3,809	3,872	4,290	4,554	4,792	5,426
経常損益	△29	△ 431	△ 813	△ 3,273	△ 1,867	△ 2,316	△ 1,329	△ 778	△ 830	351	400	444
累積欠損金	△18	△ 1,590	△ 4,101	△16,111	△16,467	△17,563	△17,531	△17,566	△17,744	△16,300	△15,272	△12,376

(注) 料金収入には、福祉施設による乗車料収入を含む  
 ・印は、料金改定

また昭和56年度～昭和58年度は形式的には黒字決算となっているが、これは当該年度の給与改定を翌年度に実施したり、退職金の一部を翌年度以降に繰延べた等の結果であり、実質的には赤字基調であることに変わりはない。バス事業のここ20年余の歴史は、まさに赤字の歴史であった。

この結果、昭和58年度末の累積欠損金は124億円の巨額に達しており、また実質不良債務も49億円と財政状況は極めて厳しいものとなっている。

### (2) 経営環境の悪化

#### ア. 人口のドーナツ化現象

## 都市公共交通事業（バス）はなぜ赤字になるのか

昭和30年代後半から始まった高度経済成長は、都市への人口集中を激化させ、また急激なモータリゼーションを進行させた。そして周知の環境問題や交通問題を惹起した。

市街地人口の空洞化現象は、市営バス事業にも悪影響を及ぼしている。市バスのエリアは、既成市街地を中心としているため、既成市街地での人口減は直ちに市営バスの乗客減につながってくる。

一方周辺部の団地開発は、朝夕のラッシュ時に片方向輸送となり、これまた経営効率を悪化させている。

### イ、モータリゼーションの進展

神戸市内の乗用車の登録台数は、昭和35年度の8,700両に対して昭和58年度では199,000両と20倍以上となっている。このような急激なモータリゼーションの進展は、全国的にも同様の傾向をたどっており、交通問題をはじめ、環境問題等多くの問題を惹起した。ことにバス事業についてみると、その経営を外部から大きく揺るがすことになっている。

第1は、乗客のマイカーへの移行である。近時はマイカーばかりではなくミニバイク等の利用も増加しており、市内の登録台数をみると、昭和58年度末で165,000台となっている。市営バスの平均乗車キロは3キロ弱と比較的短いので、ミニバイク等の出現によってバス乗客の相当数がこれに移行したことは、容易に推測することができる。

第2は、交通渋滞による表定速度の低下と定時性の確保難による客難れである。

第3には、運行効率の低下に伴う車両及び人員等にかかる経費の増加がある。

### (8) シビルミニマムの確保

シビルミニマムの確保は、市民生活・都市機能の維持のため、不可欠なものである。神戸市の生活環境基準実施計画では、市営バス事業について停留所間の距離を概ね500メートル、運行間隔を15分以内と定めている。現在、市バスの停留所間隔は、概ね500メートルとなっており、運行間隔についても、市街

地の主要路線のダイヤは、概ね朝夕のラッシュ時で5分間隔、昼間閑散時で15分、夕方のラッシュ時は10分で組まれており、ミニマムと同等あるいはそれ以上のサービス水準を維持している。

市営バス事業におけるシビルミニマムは、乗客の多少にかかわらず、一定のサービス水準を維持しようとするものであるから、経済原則や採算性を度外視することとなり、事業経営としては赤字要因のひとつとならざるを得ない。しかし、ミニマムは都市政策的ないし行政的立場から必要とされるものであり、したがってバス事業に対する公共負担の根拠となるものであろう。

#### (4) インフレに弱い経営体質

バス事業は労働集約的な産業である。神戸市営バス事業においても、人件費は収入の約8割を占め、経常経費のうち約7割は人件費である。したがって、設備型産業や不動産業のようにインフレ利益を享受することはできない。

わが国経済の基調は、戦後一貫してインフレ傾向をたどっており、今後も基本的パターンに変化はないであろう。このような経済情勢下において、人件費は年中行事となった春闘や人事院勧告等によって、ベースアップ（但し昭和57年度は凍結）や定期昇給を繰り返す、常に上昇傾向にある。一方運賃改定は2年を目処に適時適切に改定すべきものとされているものの、現実にはインフレ抑制、公共料金抑制という政治的配慮から、料金の上げ幅を抑えられたり、実施時期の先送りを余儀なくされている。特に、昭和26年12月から昭和40年1月までの13年間運賃改定が凍結されたことは、その後のバス事業の財政運営に取り返しのつかない影響を及ぼしており、今日の膨大な累積欠損金を生じさせた原因のひとつになっている。しかも、料金改定の遅れによって生じた赤字に対しては、現在に至るまで何の補償措置もとられていないのである。

### 3 市民交通体系のあり方 —神戸市交通事業審議会答申を中心に—

昭和53年2月、神戸市交通事業審議会は、「神戸市交通体系のあり方」について答申した。答申の基礎をなす考え方は「都市交通装置論」であり、これは交通を都市設計の枠組に組み込まれた必要不可欠の装置とみるもので、これま

での交通事業経営から都市経営への発想の転換を示すものであった。

以下にこの答申に基づいて、交通体系のあり方を紹介してみたい。

### (1) 都市装置としての公共交通

まず答申は、都市づくりの基本的な考え方、「都市の主人公は市民である。そのため都市は市民が生活や活動、すなわち、住み、働き、憩うための機能がフルに発揮されるように設計されなければならない。」としている。続いて「都市装置とは、都市の生活や活動に欠かすことのできない市民の共同利用施設で、エネルギー装置、環境装置、交通装置などを含む概念である。」と定義づけている。

都市交通装置論は、要するに多くの市民が利用する高層のビルには、人やモノの流れを円滑に行うため、エレベーターやエスカレーターが必要のように、都市においてもより大規模な人やモノの動きがあり、横のエレベーターやエスカレーターが必要で、この役割をになうのが都市公共交通である、とするものである。

そして、この都市公共交通の整備いかんが都市の住み、働き、憩い、学ぶ機能を左右し、その価値を決定する重要な要素である、としている。したがって都市交通装置論は都市公共交通個別の企業的計算だけでなく、都市経営全体の中で価値評価すべきものであるとする。

### (2) 公共交通優先の市民交通体系

都市の人口が増加し、都市活動が活発になるにつれて、都市の交通量も増大する。しかし、これを受入れる都市空間は有限である。しかも、都市の環境は維持しなければならない。

この都市交通問題を解決するためには、答申は、「都市の空間を有効に利用し、市民のための交通体系を確立しようとするのが、都市交通装置の考え方であり、その体系を市民交通体系と呼ぶことにする。」としている。続いて答申は、「市民交通において、最も大切なことは、自動車が“何台通るか”ということではなく、市民が“何人通るか”ということである。そして、これが都市交通における価値判断の基準にならなければならない。」として、公共交通優先の市民交

通体系の確立を提唱している。

#### 4 都市公共交通の運営政策

##### (1) 都市交通政策

##### ア. 行政サービスの中での交通サービスの位置づけ

行政サービスは公共財と準公共財に分けることができる。外交・防衛及び警察等、国民すべてが等量に消費するものは公共財とされ、交通・水道・病院及び住宅等そのサービスが個人に帰属するものは準公共財とされる。この分類によると、交通は典型的な準公共財であり、本来私的部門が市場機構によって供給すべきものである。

都市交通装置論は、このような交通サービスについて、公共財としての側面を強調するものであり、したがって事業運営の考え方についても、経済性と並んで公共性が強く主張されることになる。

以下に都市交通装置論をふまえながら、公共助成政策、運賃政策、道路交通政策及び事業経営政策についてふれてみたい。

##### イ. 公共助成政策

公営バス事業は現実に赤字である。この赤字を誰が埋めるのか。そして助成の根拠を何に求めるのか。この点について都市交通整備調査会の「都市交通整備推進に関する第6次提案」（昭和53年2月）や神戸市交通事業審議会の「神戸市バス事業の当面の財政運営のあり方に関する答申」（昭和55年8月）、さらには東京都、大阪市等各都市の答申等でいろいろな角度から提言がなされている。

神戸市交通事業審議会の答申においては、「市営バスのサービスには、私的交通機関と比べ、大量交通機関としての特性があり、エネルギーの節約、都心部の混雑緩和、環境汚染の防止にも寄与している。さらに料金の優遇措置を通じて、国や市の福祉政策や文教政策に貢献し、特定の社会的・政策的目的の実現にかかわっているのである。このように市営バスは、都市交通政策上重要な役割を果している。市営バスサービスの特性は、毎日の利用者だけでなく、都



都市公共交通事業（バス）はなぜ赤字になるのか

市社会全体に便益をもたらす点に求められる。」と述べて、公共負担の根拠を明快に説明している。

他の答申等についても、この答申と同様に、公営バス事業の社会的機能面に公共助成の根拠を求めている。換言すれば、「都市交通装置論」を基礎とした考え方である。

なお、諸外国においても、バス事業に対しては公共助成がなされており、わが国のバス事業へのそれと比べて進んだものとなっている。

毎年国家予算編成期には、公営交通に対する公共助成の拡充を要望しているが、あまり進展がみられないのは残念である。今後は、公営バス事業の経営効率化を前提に、その拡大を期待したい。

#### ウ. 運賃政策 —— 料金水準（利用者負担）の考え方 ——

地方公営企業法では、「バス料金の基準となる原価は、能率的な経営の下における適正な原価を基礎として、企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」と規定している。

運輸省の運賃原価の算定基礎も同様の考え方である。この場合の原価とは、営業費、支払利息等経営に要する費用をいい、いわゆる経常費用を原価としている。

また、神戸市交通事業審議会の「神戸市バス事業の当面の財政運営のあり方に関する答申」（昭和58年10月）においても、料金決定の基準を経常費用としながらも、諸般の事情を勘案して、「経常費用のうち少なくとも運営費は、利用者がその受益の程度に応じて料金として負担することが、利用者と非利用者の負担の公平を図り、経営の効率化を促進する機能をもつ点からも望ましい。」としている。

この料金水準の考え方をさらに理論的に説明しているのは、大阪市公営企業審議会答申「大阪市交通・水道事業のあり方について」（昭和52年3月）であろう。

答申は、「資源の最適配分の点からは、もし外部性の内部化が可能であれば、交通運賃や水道料金は、その社会的限界費用に等しくすることが最適の価格形

成となる。しかし、これができない以上は、それへの次善的な近接策として、正確に計算でき、且つ歯止めの役割をもたせうる資本費部分の公費負担の下で、各消費者の消費量に応じて直接費たる運営費部分を運賃・料金として課徴することが望ましい。ここに市場メカニズムの働く場がある。利用者費用負担の原則はここで、またここに限って貫かれるべきである。」と述べている。

つまり、運営費部分に限ってはあがあるが、市場機構を介在させ、高能率と合理的資源配分を行おうとする考え方である。

しかしながら、都市交通装置論では、都市公共交通を個別の企業的計算だけでなく、都市経営全体の中で価値評価すべきものとしている。この考え方からすれば、料金水準についても都市交通全体の観点から決定することになる。したがって都市交通装置論は、従来の企業単位の原価計算に基づく料金決定に、発想の転換を求めるものである。

問題は、都市経営全体からくる社会会計的料金水準と企業単位の原価を基礎とした料金水準との差額をどう埋めるかであるが、例えばマイカーへの賦課金や目的税の創設による財源補てんもひとつの解決策であろう。

いずれにせよ、都市交通装置論はいくつかの問題を包含してはいるが、基本的な考え方は容認されるので、都市経営全体の立場から料金水準が決定されるよう市民的合意の形成に努力すべきであろう。

そして、この運賃政策が都市経営全体としてプラスとなるならば、現行の料金水準の考え方は見直されてもよい時期だと考える。ただし、大前提となるのは、市民の批判に堪え得るだけの経営効率化を達成すること、換言すれば民営又はそれ以上の効率化水準を達成することである。つまり、経営の効率化をどのような形で担保するかが鍵となると考える。

#### エ 道路交通政策

交通機関にとって最も重要なことは、安全性と定時性の確保である。特にバス事業にとっては、この安全性と定時性の確保を図るために、道路環境の改善が第1に考えられなければならない。

昭和48年7月「健全化法」が制定されたが、この際衆議院の附帯決議が9項

## 都市公共交通事業（バス）はなぜ赤字になるのか

目あり、その第1番目に出てくるのが道路環境の改善である。すなわち「都市交通環境の悪化が、交通事業の健全化を阻害する外部要因となっている現状にかんがみ、バスターミナル等都市交通施設の整備、バス優先・専用レーンの拡大、自動車交通の規制等の諸施策を推進し、都市交通環境の抜本的な改善整備に努めること。」と述べている。

神戸市においても、当局は県警や神戸市土木局等関係機関の協力をえて、道路環境の改善に努力してきた。

その第1は、バス専用・優先レーンの拡充である。昭和59年11月現在、営業路線に対する割合は14.8パーセントと、6大都市の中では東京都と並んで高い水準となっている。

しかしながら、バスレーン内へのマイカーの不法侵入や不法駐停車等によって、その実効をあげていないのが実情である。したがって、バスレーンの実効をあげるため、機会あるごとに取締強化を要望しているが、何よりもドライバーの理解と協力が必要であろう。

第2に、道路の整備と拡幅である。これまでツーマン運行を余儀なくされていた狭隘な道路を整備・拡幅することによって、バスの安全・快的な運行とワンマン化が可能となり、定時性・迅速性の向上と職員数の削減に役立っている。このような道路整備によって、神戸市営バスのワンマン化率は、起伏の多い地形にもかかわらず、現在99.9パーセントとなっている。

第3は、バス専用・優先信号機の設置である。信号機は交通安全施設として、交通事故防止の効果をあげている反面、信号待ち時間の増大など表定速度の低下の原因ともなっている。バス専用・優先信号機は、これを解消し、バスの効率的運行を図ろうとするものである。

現在、神戸市内では専用信号機が4基、優先信号機が同じく4基設置されており、市営バスの表定速度の向上に役立っている。神戸市は、今後、「健全化法」第10条にも規定されているように、関係行政機関に対してバスの円滑な運行を確保するため、道路環境の改善と不法駐停車の排除についてさらに理解と協力を求めていくことであろう。

(2) 事業経営政策 都市公共交通事業に限らず、およそ事業の必要経費は、利用者負担にせよ、税を原資とする公共助成にせよ、事業経営の効率化を前提にはじめて容認される。放漫経営下での利用者負担、公共助成は、資源の国民的浪費となり、その最適配分を歪めるものと言って過言ではない。

次に公営バス事業の経営効率化を図るための事業経営政策について述べてみたい。

ア. 人件費及び労務政策 経営効率化の中心課題は、人件費の適正化を図ることである。バス事業における人件費は経常経費の約7割とその大部分を占めている。いうまでもなく人件費は、職員数と平均給与の積である。したがって人件費の適正化とは、職員数と給与水準の適正化を同時に実現することを意味する。

それでは、適正な職員数の基準を何に求めたらよいのであろうか。公営バス事業の場合、一般的には、車両数、仕業数（乗務員の1日あたり仕事量）及び輸送人員にこの基準を求めている。

この基準を車両数に求めるとどうか。この場合、車両数そのものが適正かどうかという問題があり、車両数が不適正な場合、誤った「モノサシ」を使うことになる。

次に仕業数であるが、この仕業数の中味には濃淡があり、統一基準とするには、なお難点がある。

最後に、輸送人員にこの基準を求める立場である。バス事業の基本は輸送人員である。事業を規定するのは販売量であり、また「市民の足」としての都市交通の使命からも、これは自明の理であろう。バス事業の適正な職員数は、輸送人員に見合った職員数であると言えるのではなからうか。したがって、事業の生産性も、職員1人当りの輸送人員に求めるのが妥当であろう。

次に、給与水準の適正化である。公営交通事業の経営上の欠陥としてつねに指摘されてきたことであるが、民営と比較して公営の給与水準は、かなり高い。

公営の給与水準が高い理由の第1は、毎年のように職員数を削減しているた

## 都市公共交通事業（バス）はなぜ赤字になるのか

め、新規採用による新陳代謝がほとんどなく、職員の年齢構成が高くなったことがあげられる。つまり公営バス事業の職員は、身分的には地方公務員であり、地方公務員の給与は年功序列型の賃金体系によっているので、年齢構成が高くなれば給与水準は必然的に高くなってくる。

第2は、バス事業の労働生産性の向上とは無関係に給与勧告がなされ、ベースアップが実施されてきたことである。したがって、現行の給与体系を基本的に変更できないとするならば、今後はベースアップや定期昇給に見合った労働生産性の向上が望まれるところである。

次に労務政策である。バス事業は労働集約型の産業であるだけに、あるいは「事業は人なり」といわれるように、労務政策は重要である。バス事業従事者の約7割は乗務員であって、労務管理の重点は当然この部門におがれる。市営バス事業の乗務員は地方公務員であるが、交通サービスの性質は民間部門のサービスと何ら変わらない。したがって例えば乗務員の接客態度においても、民間との差があってはなるまい。乗務員の働く場所は現場責任者の目が届きにくく、労務管理の難しい面もあるが、職員教育の強化が望まれる。また、一般管理部門の職員の士気の高揚も、労務管理上の重要課題である。交通局に採用されれば定年まで交通局に勤務するのではなく、市長の事務部局へ出向させるとか、場合によっては民間企業への派遣も考えてよいのではないか。さらには一般市長部局から交通局への人事交流も、より活発になされてよいであろう。現在、公営バス事業は不振で、将来の検討課題も出積みしているだけに、将来展望に立って人材の育成と士気の高揚を図ることが大切である。

イ、乗客サービスと乗客増対策  
バス事業において、料金収入の経常収入に占める割合は約8割である。料金収入は輸送人員と平均料金単価の積である。料金水準の考え方については、運賃政策の項で述べたので、ここでは輸送人員、つまり乗客増加対策についてふれてみたい。乗客増加を図るには、まず乗客の需要動向に見合った路線再編成と、きめ細かい乗客サービスを実施していくことであろう。

第1に、路線再編成についてである。バス路線の再編成は、

- ① 人口のドーナツ化現象に伴って変化する需要動向、
- ② 地下鉄（大動脈）、新交通システム（中動脈）の建設などバス経営環境の変化等

に絶えず着目し、これらに適時適切に対応したバス路線の再編成をすることが必要である。

第2は、きめ細い乗客サービス向上のための施策を推進することである。

## 5. おわりに

都市生活の利便性や快適性、さらには都市の発展そのものも、都市公共交通の盛衰に左右されると言っても過言ではない。したがって都市公共交通をめぐる諸問題は都市問題そのものであり、国民経済的課題でもある。これまでの都市公共交通に対する考え方は、専ら市場機構と企業の運営原理に基づくものであった。つまり市場競争と消費者主権の原理に立てば、高能率と合理的資源配分がもたらされると考えてきた。

しかし、都市公共交通事業では市場機構のメカニズムが不完全にしか働いておらず、また経営危機も企業経営そのものの不手際のみにあるのではなく、経営能力の範囲を越えた外的条件によるものも少なくないのである。したがって都市交通装置論にみられるように、都市公共交通の在り方も個別企業の観点からではなく、より高次元の都市経営としての社会的観点から再認識されなければならない。

公営バス事業の経営についても、このような発想の転換が、今こそ必要なのである。従来の発想の延長線上では、都市公共交通問題の根本的な解決は無理ではなからうか。

事態の解決は行きつくところまで行ってからでは遅すぎる。あたかも人間の健康に予防医学の必要性が説かれているように、都市公共交通事業においても予防医学的発想、施策が大切である。そのためには、将来展望にもとづいた交通政策を確立するとともに、都市公共交通事業の財政制度を抜本的に改変する

都市公共交通事業（バス）はなぜ赤字になるのか

ことが急務である。これは、公共交通事業に従事する者の使命であるばかりでなく、都市公共交通事業の社会経済全体に及ぼす影響を考えると、むしろ全国的課題といえるのかも知れない。

#### 参考文献

- 1 能瀬哲也著「公共サービスの理論と政策」 日本経済新聞社
- 2 広岡治哉編著「現代交通の理論と政策」 日本評論社
- 3 宮崎正雄著「都市と交通を見る眼」 立花書房
- 4 運輸省編「80年代の交通政策のあり方を探る」 榑ぎょうせい
- 5 (財)神戸都市問題研究所編「公共料金の理論と実践」 勁草書房
- 6 運輸省編「昭和57年度版運輸白書」 大蔵省印刷局
- 7 自治省編「昭和57年度版地方公営企業年鑑」 (財)地方財務協会
- 8 都市交通整備調査会「都市交通整備推進に関する第6次提案」(53年2月)
- 9 神戸市交通事業審議会「神戸市交通体系のあり方に関する答申」(53年2月)
- 10 神戸市交通事業審議会「神戸市バス事業の当面の財政運営のあり方に関する答申」(55年8月), (58年10月)
- 11 大阪市公営企業審議会「大阪市交通・水道事業のあり方について」(52年3月)
- 12 大阪市公営企業審議会「今後のバス事業のあり方について」(57年12月)
- 13 名古屋市交通問題調査会「バス事業のあり方と経営健全化方策」(56年12月)
- 14 東京都交通問題懇談会中間提言「公共交通の充実について」(58年3月)
- 15 大都市公営交通問題研究会「大都市公営交通事業の運営の改善等に関する報告」(57年4月)
- 16 ジュリスト増刊総合特集2「現代日本の交通問題」 有斐閣
- 17 ジュリスト増刊総合特集31「国鉄一公企業と公共交通」 有斐閣

## 潮流

# テレポータル構想 すばるプラン（新近畿創生計画） サラリーマン税金訴訟最高裁判決 神戸アジアセンター

### ■テレポータル構想

#### 1. 高度情報化社会への移行

1960年代後半から日本の情報化は事業体単位でのコンピュータの導入を中心に本格化し質・量とも著しく進展した。これを第1次情報革命と呼ぶ。この間の経済は物からサービス、知識・技術へと比重を移してきた。このことを「経済のソフト化・サービス化」という言葉で捉えられている。大量生産による物的欲求の充足により、価値観の多様化、個性化のニーズに対応した付加的かつ多面的な機能が重視されるようになってきた。

近年のエレクトロニクス技術の発展は、第2次情報革命といわれ、情報処理と通信技術を融合させ、情報ネットワーク社会の形成を旨とするようになった。これを高度情報化社会と呼んでいる。

情報ネットワークをさらに拡げ、世界各都市と人・物・情報の直接交流を図る段階が考えられるが、このためには世界に開かれた情報の基地となるべき「港」を整備していくことが重要となる。

#### 2. テレポータルとは

テレポータルの定義は世界テレポータル連合の規約によると「不動産開発総合計画と一体化した通信衛星や長距離通信施設、並びに相当広い地域コミュニティを領域とする分配ネットワーク（不動産開発のテナント

のサービス領域を越える。）」である。この構想は1981年ニューヨーク・ニュージャージ港湾局により世界で初めて提案されたものである。

その概要は次のとおりである。

- ①建設地区…ニューヨーク・スタッテン島
- ②事業主体…ニューヨーク・ニュージャージ港湾局、メリルリンチ、ウエスタンユニオンのジョイントベンチャー
- ③建設費…総額3～4億ドル
- ④期間…実行計画案作成 1981～1982年  
建設開始 1983年春より
- ⑤規模…面積 140ha  
地上局 17基（パラボラアンテナ）  
建物 テレセンター、テナントビル
- ⑥サービス内容

ア. 通信衛星によるニューヨークと全米各地のネットワーク

イ. 光ファイバーケーブルによる他都市とのネットワーク

ウ. 地上局を仲介する情報の蓄積・加工・整理

当時のニューヨークは大型コンピュータ用の電力・空調設備を設置できない古いビル、賃貸料の高騰、当局による各種規制など多くの問題が生じ、これらを嫌ってニューヨークから企業が転出し始めていた。一方ニューヨーク州の中心であるマンハッタ



ン島は古い回線網が張りめぐらされており再開発するには多大なるコストを要した。そこで金融界や情報処理産業などが必要とする近代的な電気通信サービスを提供することで、企業の市街地からの転出をくい止め、ひいてはオフィス街及び地域の再開発と活性化を図る大胆な計画が求められ、これがテレポート構想として具体化したのである。このようにテレポートのアイデアは、全体として極めてユニークなものであり、時代の要請を先取りしたものといえるが、定義にもあるように少なくとも次の3つの機能を持つ必要がある。

- ① 近隣地域への通信ネットワークサービスの提供
- ② 衛星またはその他の方法による通信アクセス施設の提供
- ③ 不動産開発機能

具体的には衛星などを通じて世界各国からの情報をキャッチするパラボラアンテナ基地とその周辺にこの情報を利用及び処理する情報関連産業の施設を建設し、周辺地域の土地の付加価値を高め開発していくとするものである。今後ともテレポートを整備しようとする動きは世界各地に拡がるであろう。しかし、国際テレポートネットワークを形成するのに最低限必要な通信システムは共通性及び互換性を持たさなければならぬが、その他の施設においては各地域の特徴やその国の情報・通信事情を反映した独自のテレポートが開発されることになる。

### 3. 世界テレポート連合の結成

ニューヨーク・ニュージャージ港湾当局、ニューヨーク市、メリルリンチ社など

が共催して、世界各地のテレポートを建設又は計画中の都市及び企業に呼びかけ、第1回世界テレポート会議が1984年2月6日、7日両日ニューヨーク市で開催された。この会議の中で「世界テレポート連合」の結成が提唱され、そのための準備委員会を発足させることが決議された。その後、サンフランシスコ及びロンドンで準備委員会が開かれ世界テレポート連合規約(案)が作成された。これを受けて今年4月4日、5日の両日東京で第2回世界テレポート会議が「世界テレポート連合創立総会」として開かれた。連合創立にあたりテレポート会議の理事会メンバーが創立メンバーとなったが、現在世界各国の都市及び企業に正会員或いは準会員になるよう呼びかけている。

連合規約によると主な結成目的及び趣旨は

- ① 世界中にテレポート創設を奨励
- ② テレポート相互のコミュニケーション及び情報の交換機能の強化
- ③ 通信システムの統一・互換性
- ④ 相互援助のためのプログラム作りと建設標準の統一
- ⑤ 国内及び国際的ネットワークづくりを含めたテレポート間の通信連結の開発などである。

### 4. 我が国におけるテレポート構想の現状

我が国ではこれまで国際通信は国際電信電話株式会社(KDD)が独占していたが、公衆電気通信法がこの4月1日に改正され、国際通信が自由化されたこと、及びテレポート構想が不動産開発を目的とするものであるため公共事業(特に臨海埋立事業)

の新しい展開手法であることからテレレポート構想は大いに注目された。特に後者の理由のために地方公共団体の注目するところとなり、東京都、横浜市、大阪市及び千葉県などが強い関心を示した。第2回世界テレレポート会議では東京都、横浜市、大阪市の3都市がテレレポート計画を発表した。

神戸市においても高度情報化都市を目指してとの数年検討してきたが、この度連合に参加することにした。

#### ■すばるプラン（新近畿創生計画）

すばるプラン（新近畿創生計画）は、国、地方公共団体、民間が共同で検討を進めている、近畿2府6県を対象とした超長期ビジョンである。21世紀の第1四半世紀（昭和100年）までに至る世界や我が国の社会、経済を展望するとともに、その中での近畿のあるべき姿を検討し、活力があり、かつ住みよい、ひとつのまとまりをもった新しい近畿を創生していくための指針である。

近畿圏基本整備計画をはじめとする他の地域計画が、法に基づき、行政主導で策定されるのに対し、すばるプランは、国、地方公共団体、民間の共同の出資により、他の計画、法律などの制約を受けず自由な発想で策定しようとするところに特色がある。そのため、国土庁大都市圏整備局大阪事務所内に、国土庁職員、関係地方公共団体及び民間団体派遣職員で構成するすばる計画室を設置し、共同で計画案の策定にあたる一方、すばる懇談会、調査専門委員会等を設置し、広く地域住民、学界、経済界、労働界、言論界など各界各層の意見を聞くこととしている。

なお、「創生」とは、原子物理学の用語で、エネルギーが結集して物質を生ずる現象を言い、各方面のエネルギーを結集して新しい近畿を創り出していく意味を込めている。また、「すばる」は、牡牛座にある星団で、肉眼では6個の星が認められ、むつら星（6連星）とも呼ばれる。望遠鏡では、約130個を見ることができる。語源は、一つにまとまる意の「統べる」にあり、21世紀の新しいまとまりのある近畿を象徴している。

すばるプランは、昭和56年7月に、当時の原健三郎国土庁長官によって提唱された。その背景としては、近畿の急激な地盤沈下を憂慮する近畿各界の声が高まってきたことや、関西国際空港、学術研究都市等の大規模プロジェクトが企画され、これらのインパクトを十分活かし、活力ある地域をつくり上げようとする気運が盛り上がってきたことがあげられる。

近畿は、古くから、わが国の政治、経済、文化の中心地として栄え、歴史、産業、学術研究等の多様な分野で豊かな蓄積を有するとともに、幾世紀にもわたって培かわれた風土は、学術、文化の自由な精神や実質を尊ぶ堅実な経済気質を醸成してきた。

とりわけ、京阪神地域は、我が国の政治、経済の核として東京と並んで永らくわが国の政治、経済、文化を担い、わが国を先導してきた。

しかし、近年、国際化、情報化、高技術化、成熟化などの進展により、首都圏へ中枢管理機能が急激に集中する一方で、札幌、福岡をはじめとする地方都市が目ざましく伸長し、その狭間において、近畿圏は相对

的地位を急激に低下させている。表一1に示されてきたが、60年5月10日のすばる懇談2に見られるように、各種の社会経済指標において、中間とりまとめとして「基本構想案」が提示された。

な現状を如実に表わしている。基本構想案は、すばるプランの策定にあたり、議論すべき基本方向、計画の枠組み、主要な構想などについての考え方を中間の基本理念、整備方策等について調査が進めに取りまとめたもので、今後、これに対す

表一1 業務管理機能関連指標の対全国シェアの推移（単位：%）

	年次 (昭和)	近畿圏		首都圏		中部圏	地方圏
		大阪圏	東京圏				
企業本社数 (資本金10億円以上) 民間法人	45	23.2	22.0	60.5	59.5	9.2	7.9
	50	21.2	19.9	60.1	58.4	8.7	11.0
	55	20.3	18.9	60.7	59.4	9.4	10.6
事務所従業者数	50	19.6	16.6	35.0	31.2	14.1	33.3
	53	19.2	16.1	34.9	31.0	13.9	34.1
	56	19.0	15.6	34.5	30.3	14.4	34.3
手形交換金額	45	25.0	24.2	53.8	53.2	10.5	11.3
	50	22.6	21.9	58.5	57.9	8.6	10.7
	56	16.4	15.9	70.0	69.6	6.7	7.2
株式売買金額	45	23.7	21.4	57.4	56.2	10.3	9.7
	50	23.6	21.2	56.5	54.8	10.5	10.6
	56	19.3	17.4	62.7	61.3	9.5	9.5
情報サービス従業者数	50	18.1	16.7	55.6	53.5	9.5	18.0
	53	17.3	15.8	56.9	54.9	9.6	17.3
	56	17.6	16.2	57.9	55.9	9.2	16.3
輸出入額 (企業本社地ベース)	50	42.1	42.0	52.1	52.1	4.5	1.3
	52	38.2	38.1	54.5	54.5	6.0	1.4
	55	37.7	37.5	56.6	56.5	5.2	0.7
(参考) 人口	45	18.8	13.9	28.9	23.0	16.6	38.7
	50	19.0	14.0	30.0	24.2	16.7	37.4
	55	18.8	13.8	30.5	24.5	16.7	37.1

資料：総理府統計局「国勢調査」「事業所統計」、国税庁「国税庁統計年報」、日本銀行「都道府県別経済統計」

表一2 工業生産機能関連指標の対全国シェアの推移（単位：％）

	年次 (昭和)	近畿圏			首都圏		中部圏	地方圏
		大阪圏	その他	東京圏				
工業従業者数	45	23.1	17.6	5.5	31.6	25.3	23.4	25.9
	50	21.8	16.3	5.6	30.2	23.3	23.4	28.7
	55	21.2	15.6	5.6	30.5	23.0	24.1	28.3
工業出荷額	45	25.2	19.8	5.4	35.1	29.6	21.4	21.8
	50	23.3	17.4	5.9	33.2	26.9	22.0	25.4
	55	21.8	15.9	5.9	33.9	26.6	23.0	25.3

資料：通商産業省「工業統計表」

る各方面の意見を聞くとともに、さらに調査検討をすすめ、最終的に計画を策定しようとするものである。

基本構想案では、すばるプランの究極の目標を「近畿圏が、より一層安全で、美しく、暮らしやすく、活力ある地域として発展し、しかも21世紀に向かって期待される役割を果たし、我が国や世界に積極的に貢献できる地域になること」とし、その達成のため、次の3つの基本方向を設定している。

(1) 世界と我が国の平和と繁栄を先導する近畿圏（国際産業文化圏の形成）

近畿圏の高い文化・産業等の蓄積を活かし、新しい国際的な産業文化圏を形成し、アジア・太平洋時代の国際交流の日本の窓口としての役割を果たすとともに、経済と文化を中心とした日本の中核をめざし、国土の双眼構造の一眼となり、我が国の安定的、持続的発展に貢献する。

(2) 地域が手を携える近畿圏（近畿都市圏連合の形成）

各都市圏がそれぞれ備えるべき諸機能の充実をはかり、自立的な都市圏として発展

することにより近畿圏全体の均衡ある発展をめざすとともに、それらが手を携え、都市圏連合を形成し、一体的な圏域として発展する。

(3) 住みよく活力ある近畿圏（創造的定住社会の形成）

これら3つの基本方向を実現するための基本戦略として、「それぞれの都市圏が自立性を高めるとともに、それらの地域が相互に連携することにより、全体として高度な集積を実現する」という「高度分積都市ネットワーク」の形成をめざすことが掲げられている。

このほか、基本構想案では、国土と資源の管理、国際化の推進、高度情報化社会の形成、総合交通体系の確立などの主要な課題について、対応策を示すとともに、これらをより具体化したものとして「ベイ・トライアングル・ネットワーク構想」など6つの構想が示されている。

すばるプランは、今後、基本構想案をたたき台に、さらに調査検討を進め、60年度に試案を発表し、61年度策定の運びとなる。

## ■サラリーマン税金訴訟最高裁判決

サラリーマンに必要な経費の実額控除を認めていない所得税制が憲法14条（法の下での平等）に違反するかどうかで争われていた「大島サラリーマン税金訴訟」の上告審判決が昭和60年3月27日最高裁大法廷で言い渡された。最高裁は給与所得にも必要経費が存在することを認めたものの、給与所得控除によって必要経費の概算控除を行う所得税制は憲法14条1項に違反しない、事業所得等と給与所得との間に所得捕捉率格差が存在しても、格差が著しくかつ恒常的であって、租税法制に基因している場合を除いて、租税法制が違憲とはいえないとした。しかし、所得捕捉率格差については租税公平主義の見地からは是正のための努力が必要と国に注文をつけた。この判決は現在のサラリーマンの課税の仕組みについて、最高裁が初めて示した判断であり、また大型間接税の導入を含めて盛んに税制改革論議が行われている中での判断であって注目されよう。

サラリーマン税金訴訟は、故大島正同志社大学教授が41年8月、京都左京税務署長を相手取り、昭和39年分の所得税課税処分を取り消しを求めて京都地裁に提起したものである。大島氏は裁判で(1)サラリーマンにだけ必要経費の実額控除を認めないのは不合理(2)給与所得の捕捉率が事業所得に比べて高い(3)医師の保険診療報酬などには特別優遇措置をしている、と課税の不公平・不公平を主張していた。一審の京都地裁は、49年5月、給与所得にも必要経費の概念を認めたものの、給与所得概算控除制度は不合理とはいえないと合憲の判断を示し

た。二審の大阪高裁は、給与所得には必要経費の概念を入れる余地はない（必要経費不在論）として、大島氏の主張をしりぞけ、大島氏が最高裁に上告していた（大島氏が上告中に死亡したため、遺族が訴訟を継承）。なお、二審の大阪高裁判決の必要経費不在論には、学界から強い批判がある（北野弘久『納税者の権利』など）。

一般の事業所得では総収入金額から必要経費（原材料費、賃金、宣伝広告費、交際費など）を控除した金額が「所得金額」とされる。これに対し給与所得では、収入金額から法所定の給与所得控除額のみを控除して「所得金額」が算定される。この控除額にはサラリーマンが勤務する場合に通常必要と認められる必要経費を概算的に控除する部分が含まれている。外国の立法例とは異なり必要経費が法定控除額を超過しても控除は認められていない。また徴税システムをみると、事業所得等は申告制度がとられ、給与所得の場合は、源泉徴収制度がとられており所得の9割ないし10割の捕捉がなされている。これに対し事業所得等は十分な所得捕捉がなされておらず、クロヨン、トーゴーサンピンなどといわれているのは周知の事実である。以上のような税制上の仕組みの中で訴訟が提起されたのであるが、法律上の争点としては次の三つがある。第一に、給与所得に必要な経費概念が認められるか、それが認められるとして必要経費実額控除制をとらないのは著しく不公平、不合理で法の下での平等に反しないか、第二に、給与所得と事業所得等との間に大きな所得捕捉率格差が長期にわたって継続して存在しており、法の下での平等に反する

のでないか、第三に、事業所得等についてさまざまな租税優遇措置が適用されるが、給与所得者にはこの種の優遇措置がほとんど適用される余地がないことである。

最高裁判決は、第一の必要経費の控除の関係について、次のように論じている。給与所得にも収入金額を得るための必要経費の存在を観念することができるが、「給与所得控除」には給与所得者の勤務に伴う必要経費を概算的に控除する趣旨が含まれている。事業所得とは異って実額控除制を認めてはいないが、この取り扱いの区別は目的が正当で、区別の態様が目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、憲法14条1項に違反しない。租税法の定立について裁判所は基本的には立法府の政策的、技術的判断を尊重しなければならない。第二の所得捕捉率格差については、上告人が指摘するように格差が認められないではなく、租税公平主義の見地からその是正のための努力が必要である。捕捉率の格差が正義公平の観念に反する程に著しく、かつ、それが長年にわたり恒常的に存在して租税法制自体に基因していると認められるような場合であれば格別、そうでない限り租税法制そのものが違憲とはいえない。本件の場合、憲法14条に反するとはいえない。第三の租税優遇措置の存在については、租税優遇措置が合理性を欠くとしても、当該措置自体の有効性に影響があるにすぎず、本件課税規定を違憲無効ならしめるものでないとした。

以上のように最高裁は立法裁量論を踏まえて「合憲」判決を下したが、国はこの判決を「免罪符」と考えてはなるまい(サン

ケイ新聞60年3月27日)。最高裁判決自体も所得捕捉率格差は正のための努力が必要としており、また木戸口裁判官補足意見は所得の捕捉漏れや不合理な租税優遇措置で格差が恒常的に著しくなった時は憲法14条違反の問題となると述べている。さらに島谷裁判官補足意見は、概算控除制と実額控除制の選択制の採用を含めて、幅広い検討がなされるように求めている。現在、租税制度の見直しが叫ばれているが、不公平の実態の解明とその是正が優先しなければなるまい。まさに「サラリーマンのガマンは限界に達している」(サンケイ新聞3月27日)のである。

## ■神戸アジアセンター

### 1 アジアセンターの経緯及び趣旨

アジアセンター構想が、神戸の国際化並びに神戸の活性化を図るため、神戸経済会議答申のなかで提言されたのは昭和58年5月である。それ以降、「アジアセンター研究会」及び「アジアセンター設立検討委員会」で検討を重ねてきた。そのなかで、アジア地域に交流の対象を絞ることの意義、地方自治体にとっての国際化の意味、アジアセンターとしてふさわしい事業内容等について論議がなされた。

神戸とアジアの結びつきは強い。神戸の貿易やそれに伴う人的交流の中心はアジアであるし、神戸には恵まれた住環境のゆえもあって多数のアジア人が居住している。神戸に領事館を置くアジアの国々や、神戸からアジアに進出している企業も少なくない。神戸市内の各大学はアジアから多くの留学生を受け入れている。しかし、日本は

明治以降、欧米を対象とする交流に重点をおいた、知識・技術の吸収に偏りがちな交流が中心であった。しかも、アジアと日本の日常的な情報の交換量が少なく、相互理解が充分に行われていない傾向がある。アジアの日本に対するイメージも経済力が前面に出ていること、日本人の欧米人に対する接し方と、アジア諸国の人々に対する接し方との違いも問題になっている。アジア地域と日本との関わりが脚光をあびている現在、以上のような状況・問題点を認識して、神戸にアジアとの交流の拠点をつくり、人と人との結びつきを深める交流を活発にすることの意義は大きい。今日まで不十分であった、基礎的・日常的情報の提供、市民レベルの文化・生活を知ることのできる人的交流、アジアからの留学生の受け入れ体制の改善、アジアからの輸入拡大等の事業を通して従来の伝統的な国際交流から、相互理解に根ざした真の国際交流に転換していくことができるであろう。

これまで国際協力や国際交流は専ら国レベルの問題としてとらえられてきたが、幅広くきめこまやかな交流を行うためには、地方自治体・民間団体・個人各レベルでの取り組みが必要である。政府は西暦2000年に留学生受け入れ数を10万人にする計画をたてているが、地方自治体においても積極的な協力が必要とされている。国際交流を実りあるものとし中身のあるものとするには、国対国の結びつきの基盤となる個人対個人間の理解・信頼・友情が不可欠である。従って、地方自治体の国際交流も一過性の儀式・イベントから市民が日常生活においてふれ合いを重ね、参加する国際交流

に変えていく必要がある。市民が資金的支援を通し、あるいはボランティア活動やホストファミリーを通して、身近かに体験を積み重ねることが必要である。こうした機会を生かし、日本の中だけ、日本人同士だけの発想・行動様式ではなく、世界的視野をもった国際人となることが、これからの市民に求められている。

## 2 アジアセンターの事業内容

アジアセンターとしてふさわしい事業は何かについて検討を行った結果は、以下のとおりである。

### (1) 留学生・研修生の受け入れ事業

留学生に対する事業に着手するのは、将来に向けて若い世代との国際交流が必要であること及び国の施策として留学生受け入れ数を増加させようとしているからである。

具体的には、留学生に対する奨学金制度の設置、宿泊施設の建設及び留学生・研修生に対する各種サービス事業の実施である。

### (2) 経済交流事業

経済交流は、特にアジア諸国からの輸入を促進することに重点をおく。

神戸貿易促進センターの活用、アジア製品のPRを行うセミナー等を実施する。具体的な商談や貿易業務は、業界団体・個々の企業が主体的に行うが、アジアセンターは情報を集めたり、話し合いの場を提供する。

### (3) 技術協力推進事業

神戸市の持つ技術を利用して、情報提供・技術協力を行う窓口となる。民間団体・企業にも協力を得るため、アジアか

らの研修生の受け入れや産業見学に協力が可能なところを登録する。また、神戸市に来訪している各企業の研修生の横のつながりをつくるための会合についても企画する。

#### (4) 情報収集・提供及び調査研究事業

アジアに関する基礎的な情報を集め、一般市民に提供するとともに、専門的な調査研究については関係機関と連携して情報センター的機能を果たす。また、アジアセンターを広く市民にPRするとともに、各種国際交流団体の横の連絡・協力関係をつくる。

#### (5) 文化交流事業

アジアと日本との生活習慣・文化・風俗の差異と、人間としての同質性を認識した相互理解を実現することが必要である。

アジア各国の言語の講習会、映画会・音楽会の開催、作文・論文の発表会、青少年・勤労者・婦人等の人的交流等の実施が考えられる。

### 3 神戸アジアセンターの発足

昭和59年12月に発表した「アジアセンター設立検討委員会報告書」に基づき、「神戸アジアセンター」が昭和60年4月に発足した。アジアセンターは将来、財団法人化をめざすが、当面は国際交流の実績及びノウハウを持つ(財)神戸国際交流協会が運営することとなった。

わが国は、資源・食糧を全世界に依存しており、その存続を国際社会の平和と繁栄に大きくかからしめているが、経済大国化した今日では、わが国自ら積極的に国際社会の平和と繁栄に貢献すべき立場に立たさ

れている。国際交流の目的は、人間一人ひとりの心の結びつきを通じて、相互に相手の立場を認識し尊重し合う相互理解を基盤として、世界の人々が友好的に平和共存し、学び合えることができる社会の実現である。国際交流は施設の建設、制度の発足で完成するものではなく、実績の積み重ね、市民の理解の広がり等重大な意味を持っている。神戸アジアセンターの運営が、行政のみならず、経済界・学界・民間団体・市民の理解と協力を得て、発展していくことが望まれる。

国際交流の推進は、国際社会の平和と繁栄に大きくかかっている。わが国は、資源・食糧を全世界に依存しており、その存続を国際社会の平和と繁栄に大きくかからしめているが、経済大国化した今日では、わが国自ら積極的に国際社会の平和と繁栄に貢献すべき立場に立たされている。国際交流の目的は、人間一人ひとりの心の結びつきを通じて、相互に相手の立場を認識し尊重し合う相互理解を基盤として、世界の人々が友好的に平和共存し、学び合えることができる社会の実現である。国際交流は施設の建設、制度の発足で完成するものではなく、実績の積み重ね、市民の理解の広がり等重大な意味を持っている。神戸アジアセンターの運営が、行政のみならず、経済界・学界・民間団体・市民の理解と協力を得て、発展していくことが望まれる。

国際交流の推進は、国際社会の平和と繁栄に大きくかかっている。わが国は、資源・食糧を全世界に依存しており、その存続を国際社会の平和と繁栄に大きくかからしめているが、経済大国化した今日では、わが国自ら積極的に国際社会の平和と繁栄に貢献すべき立場に立たされている。国際交流の目的は、人間一人ひとりの心の結びつきを通じて、相互に相手の立場を認識し尊重し合う相互理解を基盤として、世界の人々が友好的に平和共存し、学び合えることができる社会の実現である。国際交流は施設の建設、制度の発足で完成するものではなく、実績の積み重ね、市民の理解の広がり等重大な意味を持っている。神戸アジアセンターの運営が、行政のみならず、経済界・学界・民間団体・市民の理解と協力を得て、発展していくことが望まれる。



ニューメディア・シティへの  
政策ビジョン—神戸市ニューメディアシステム  
開発研究会報告書—

神戸市

本稿は、神戸市が昭和59年度に行った、神戸市ニューメディアシステム開発研究会の報告書から、第3章及び第4章を抜粋して掲載したものである。

## Ⅲ ニューメディア・シティへの政策課題

神戸市が今後どのような、ニューメディア・シティをめざすか、非常に魅力がある政策課題であり、また、モデルケースとしてもその経営力からみて大いに期待される。

## 1 ニューメディア・シティの構想

## (1) ニューメディア・シティの方向

神戸市のニューメディア・シティのビジョンは『神戸市テレトピア基本計画書』では、全体イメージとしては次のように描かれている。

神戸市は21世紀に向けて先端国際都市の形成をはかるべく都市経営に努めている。

現在、ポートアイランド、六甲アイランドの2つの海上都市をその拠点地域として開発整備を進めており、ポートアイランドでは施設整備の最終段階にきており、ファッション都市、コンベンション都市、観光都市、国際都市、等の機能をもった新しい情報基盤整備に対応が迫られている。一方、六甲アイランドにおいては、街づくりの基幹施設としての、道路、公園、緑地などの施設については、既に一部供用し、情報基盤としてのインフラ整備にも61年には着手することになっている。その土地利用はACCITを整備し、陸・海・空の複合輸送ターミナルとして、物流の情報基地とするとともに、未来型産業、情報関連産業、研究開発産業などを誘致するビジネスパーク、都市型レクリエーションパーク、マートセンター、ニューメディア対応の都市型住宅を配した複合機能をはかった未来都市としての整備をはかっている。

今後、新しいインフラストラクチャーとしてポートアイランドと六甲アイランドを有機的に結ぶことによって、より一層の相乗効果をはかり、情報化社会の到来に対応して、「インテリジェントシティ」（高度情報装備都市）が実現することになり、神戸がますます魅力ある都市として発展することになる。

ニューメディア・シティとして神戸市がどのような具体的都市イメージをもっているかについては先の『基本計画書』では次のように方向づけられている。

## ① ファッション都市「神戸」の形成

ポートアイランドでは日本のファッションのメッカをめざし、ファッションタウンの建設を進めているが、これを核として、ファッション都市化を推進し、神戸ブランドの確立をはかる。

## ② コンベンション都市「神戸」の形成

ポートアイランドにおける神戸国際会議場、国際展示場、大型ホテルなどコンベンションコンプレックスの充実を促進するとともに、神戸国際交流協会を中心に誘致・受け入れ体制を確立し、全市的なコンベンション都市づくりを推進する。

③ 国際都市「神戸」の形成

六甲山、港、異人館をはじめとする個性豊かな観光資源の開発整備による国際観光都市づくりや市民の幅広い国際交流活動を促進する国際交流拠点としての都市づくりを推進する。

④ 文化・環境都市「神戸」の形成

文化施設の整備とともに、施設案内、暮らしに関する情報の提供等ソフト面の充実をはかり、魅力ある情報・文化を有する都市づくりを推進する。

⑤ 国際港都「神戸」の形成

ポートアイランド、六甲アイランドにおける港湾施設の近代化とともに、六甲アイランドにおけるACCTを中心とした、陸・海・空の物流拠点を設け、ソフト面における物流システムの革新を推進する。

⑥ 産業・情報都市「神戸」の形成

耐経済変動性をもつ産業構造を形成するため、現在、先端産業を誘致している内陸部の西神・北神工業団地に対して、そのソフト部門の受け皿として六甲アイランドに高度な情報基盤をもつビジネスパークを推進する。

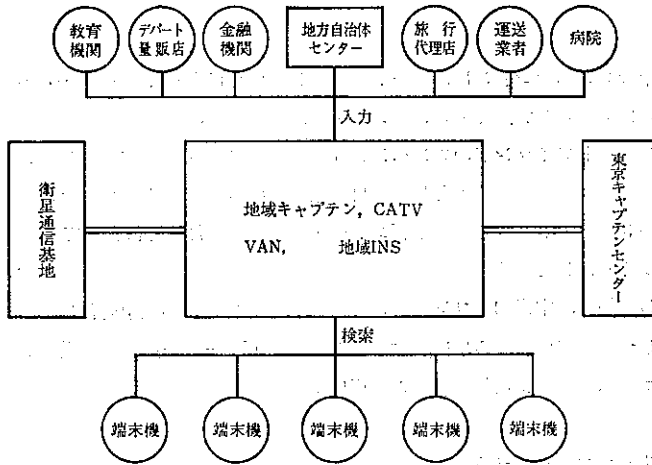
これらのニューメディア・シティの実現のためには第8図にみられるように、CATV、VAN、地域INS（キャプテン）を広域ネットワークとドッキングさせながら導入を図ることになる。

このことによって直接効果としては高度な情報通信網を通じたサービスによる住民の文化、福祉面への貢献、地域産業の振興等が、波及効果としては地方都市機能の活性化、景気浮揚、未来社会における地方都市の役割の増大が期待される。

## (2) 形成する具体的都市システム

ニューメディア・モデル都市タイプのなかから神戸市が形成していく都市タイプは結局、神戸市の都市的特徴を活用した、ファッション、コンベンション、国際交流・観光、コミュニティ情報システムとなる。しかしそれらの機能は個別に形成されていくのではなく、第2図にみるように、相互に関連しながら高度情報都市へと成熟していくこととなる。そしてこれらの都市ビジョンのうち最も実現可能性があるのがコンベンション・観光都市、ファッション都市、そして具体的検討が迫られるのが、西神ニュータウンのCATV、六甲アイランドのテレポートである。また、そのために導入されるニューメディアの概要は第3図のとおりである。

第2図 未来型コミュニケーションモデル都市



第3図 導入するニューメディアの概要

各システムに導入されるインフラストラクチャーとしてのニューメディアは次のとおりである。

ニューメディアシステム名	(双方向) CATV	デジタル通信	デジタルファクシミリ	データ通信	VAN	ビデオテックス (キャプテン)	LAN	衛星通信	地域INS	VRS
ファッション情報システム	○		○	○	(○)	○	(○)		○	○
コンベンション情報システム	○	○	○	○		○		(○)	○	○
国際交流観光情報システム	○	○	○	○		○			○	○
コミュニティ情報システム	○	○		○		○	(○)		○	○
(港湾物流情報システム)			(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	
(ビジネス情報システム)			(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	

( )は将来予定のもの

## 2 コンベンション・ニューメディア・シティ

神戸市のコンベンションは、ポートピア'81の成功によって、従来からの異人館観光ブームに上乗せられ観光・コンベンションは重要産業に成長しつつある。

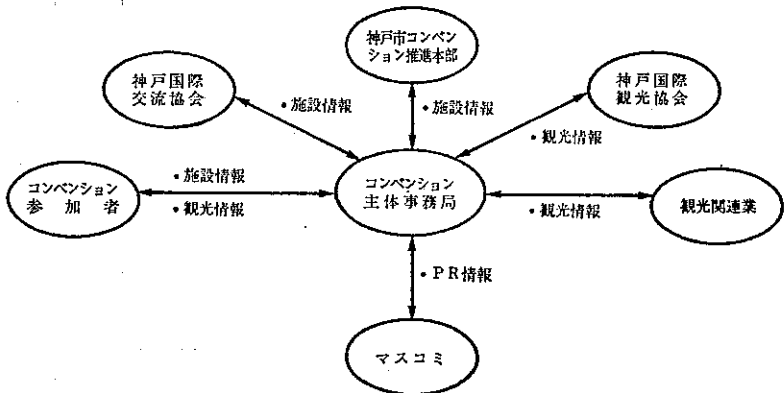
しかもポートアイランドのコンベンションスクエアを中心とするコンベンション都市の政策は、全国の先進都市として注目を集めている。ハード面はホテル、展示場、会議場の3点セットをポートアイランドに集中立地させたことによって申し分のない条件をつくりだしている。

しかし、将来、本格的なコンベンション都市として都市間競争時代にあって先進性を発揮しつづけていくためには、コンベンションビューローのような受入れ体制とともに、コンベンション情報システムの形成がのぞまれる。

### (1) 基本的システム

コンベンション・観光の情報システムとしては第4図にみられるように、神戸市のコンベンション推進本部を中心として、コンベンション事務局を設立し、そこをキーステーションとしてニューメディアを活用していくべきである。

第4図 コンベンション情報システム概念図



『神戸市テレポートピア基本計画書』59年9月 88頁

## (2) 導入ニューメディア

コンベンション・観光都市として、どのようなニューメディアを利用し、どのような情報システムをつくるかは第7表のように研究されている。

メディアとしては最も有力視されるのが地域キャプテンで、全国キャプテンと連動し、中央のキャプテンセンターからは神戸市のPR、コンベンション案内を提供し、地域キャプテンセンターからは市内のホテル宿泊状況、行事状況、交通情報などきめ細かい情報を流すことが想定される。

第7表 要求するサービスとシステムの機能

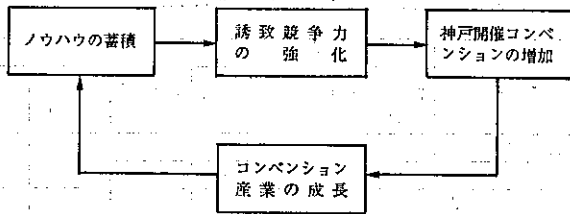
要求サービス		機能					
		情報の収集・登録・管理	情報の検索	計算	データ通信	ファクシミリ通信	案内・誘導表示
案内サービス	催物案内	○	○				○
	観光案内	○	○	○			
	施設案内	○	○				
	交通案内	○	○	○			
	宿泊案内	○	○	○			
	会場案内	○	○				○
	一般案内	○	○				
	参加者の誘導						○
予約サービス	コンベンション参加予約	○	○	○	○		
	観光・交通予約	○	○	○	○		
	宿泊予約	○	○	○	○		
広報サービス	催物広報	○			○		○
	一般広報	○			○		
コンベンション支援サービス	会場受付サービス			○			
	会場間連絡サービス				○	○	
	データサービス			○			
業務支援サービス	催物情報管理	○	○	○			
	催物準備支援	○	○	○			
	業務処理	○	○	○	○		
	ファッション情報サービス	○	○				
	文化情報サービス	○	○				
	外部との通信サービス	○	○		○	○	

## (3) 導入効果と政策ビジョン

コンベンション都市に関するニューメディア効果については、先の『神戸市レトリビア基本計画書』（100頁）は次のようにのべている。

ア) 直接効果

- ① コンベンション施設の整備とコンベンション・ビューロー機能強化によって、神戸に数多くのコンベンションが開催され、多数の人々が神戸を訪れることが期待される。この結果、地域に与える経済効果が大きいことは、ポートピア'81で実証済みであり、情報化・国際化社会における都市経済力の向上に大きく寄与することが予想される。
- ② 年間を通して神戸で何らかのコンベンションが続々と開催されるようになると、文化産業、情報産業、コンベンション・サービス産業、等の新たな第三次産業が神戸に集積していくことが期待される。
- ③ コンベンションの企画・運営のノウハウが神戸に蓄積し、下図のような好循環が期待され、コンベンション・シティ神戸の地位が確立される。



イ) 間接効果

- ① 多くの人と情報・文化に触れる機会が増大し、新たな神戸文化の創出のポテンシャルを高め、それがまた新たな神戸の魅力につながる。
- ② コンベンションに参加した人々が、神戸で観光を楽しむことも予想され、観光産業の振興にもつながることが期待される。

また実現への政策ビジョンとしては次のような点が指摘しうる。

第1に、今年開催されるユニバーシアード神戸大会は、各企業の協力をえて多くのニューメディア設備が建設・布設されるが、それらをコンベンション・観光都市のニューメディアとして以後も活用していくことである。

第2に、当面神戸コンベンション推進本部を中核として強力なコンベンション・ビューローの形成が前提条件となり、その上で各関係団体が、第3セクター方式で費用負担・採算性を検討して設立することにするべきであろう。

### 3 ファッション・ニューメディア・シティ

神戸市のファッション産業は、近年、急成長をとげ重工業と並んで市内の重要産業の地位を占めつつある。アパレル、菓子、装飾品、ケミカル、家具などその業種は多

彩にわたる。

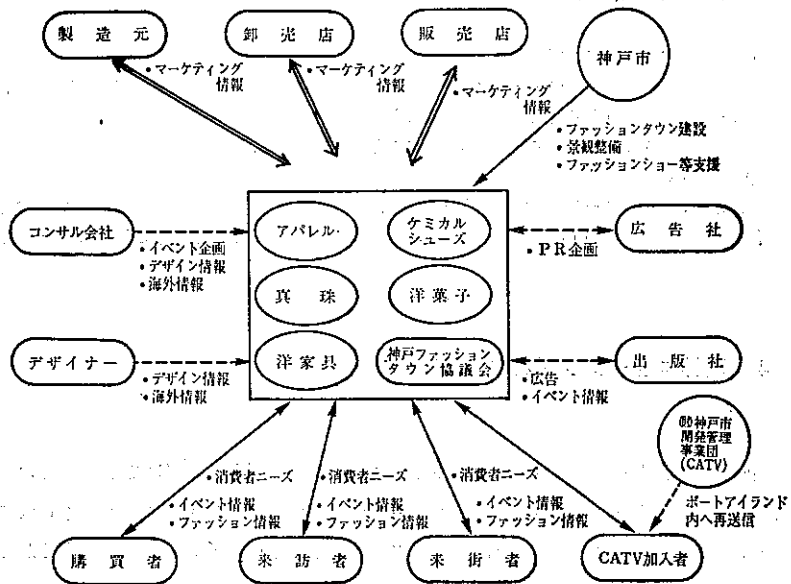
しかし地域的にはポートアイランドのファッションタウンに本社機能が集中しつつあり、今後この地域を中心とするファッション情報システムの形成に積極的にとりくむべきである。

### (1) 基本システム

ファッション情報、デザイン情報、マーケティング情報、イベント情報などを主体として、情報提供サービスが考えられる。第5図は全市的なファッション情報システムを示したものである。

しかし、ファッションの情報はかなり多様であり、しかもコンベンション情報との重複が多くみられるので、全市メディアとしては同一ルートに乗せるのがベターである。

第5図 ファッション情報システムの例



(注) 破線は、システム化後も主として個々の企業間で情報のやり取りが行われる。

## (2) 導入効果と政策ビジョン

ファッション都市に関するニューメディアの効果について、先の『神戸市テレビジョン基本計画書』（81頁）は次のように述べている。

### (ウ) 直接的効果

#### ① 「神戸ブランド」の確立

神戸ファッションタウン協議会を中心に、前述したニューメディアを利用することにより、神戸ファッションの統一イメージづくりが、街づくり等と一体となって推進されることにより、全国へ向けて「神戸ブランド」が確立されていくこととなろう。

#### ② 日本のファッション拠点として機能

「神戸ブランド」が確立されるとともに、神戸ファッション業界全体としてのファッション情報の収集・発信機能が高められることにより、世界のファッション情報が神戸に集まり、また神戸ファッションが日本全国あるいは世界へと普及していくことも夢ではなくなり、神戸が日本のファッションの拠点として機能していくことが期待できよう。

#### ③ 神戸ファッション業界の発展

ファッション業界が協力して「神戸ファッション」のPR、イベント企画等に取り組んでいくことにより、業界の情報力、デザイン開発力等が高められ、ファッション業界のポテンシャルが高められることが期待される。

### (ク) 間接的效果

#### ① 都市イメージのアップ

神戸で開催される様々なファッション関連のイベントや、ファッション商品に関する情報が、ニューメディアを介して全国へ発信されることにより、ファッション都市神戸の魅力がますます高められ、都市イメージのアップをもたらすことが期待される。

#### ② 集客力の増大

都市としてのイメージアップが図られることにより、観光客等の誘致がよりスムーズになる他、国内、国際を問わず、様々なイベントの誘致においても有利な条件をもたらすであろう。」

## 4 西神ニュータウンとCATV

神戸市は公共デベロッパーとして多くのニュータウン開発を手がけてきた。そのなかで難視聴地域をふくむ須磨地区のニュータウンではすでにCATV方式がとられている。ただ本格的な放送局を設置した自主放送のできるCATV方式を導入するかどうかは早くからの懸案事項であった。

すでに名谷・落合・高倉地区（15,000世帯）にCATVは敷設されており、これか



らの研究学園都市（5,700世帯）、西神ニュータウン（26,900世帯）などへもCATVは敷設されるが、これらの各団地をふくめたCATVの自主放送をしようかどうかについては次のような点を配慮すべきである。

### （1）CATVの将来動向

CATVの導入には、3つのパターンがある。

- (1) 北斜面など難視聴地域を造成する際に、最初から導入するケース（例；新都市開発）
- (2) 原発等の補償対策として導入するケース
- (3) 電波障害対策として導入するケース（幹線は難視聴の原因者が負担し、枝線は住民が負担する。）

さらに、住宅地のテレビンテナの乱立防止など、将来の景観保全の要請から導入するケースも考えられる。もっともCATVの普及についてはペイテレビの動向、ホテルなど室内CATV（収入をリース会社3割、ホテル7割で分配）の動向にも注意する必要がある。

CATV放送は各地区で難視聴対策として次第にひろがりをみせているが、本格的CATVへと成熟していくかどうかについては、アメリカの次のような状況が参考になるであろう。

アメリカでCATVが1975年以降急速にその普及率が伸びたのは、次のような理由による。

- (1) 政府が規制を緩和した。
- (2) 通信衛星を利用したペイテレビがスタートし、大量の視聴者へ供給が可能となった。
- (3) 例えば、HBO社（タイムス社の子会社）のように、優良なソフト会社が出現した。

また、アメリカは現在、8000万世帯のうち、CATVは3300万世帯に普及していると言われている。しかし、新規システムにおいては、普及率50%にするには至難の業といわれ、60%は「涙ぐましい努力」が必要といわれている。

さらに日本でペイテレビが発展するかどうかであるが、アメリカのペイテレビの特徴は、通信放送衛星を活用して、いいものを安く放送することによって成功しており、対象はあくまでマスであり、ローカルではむずかしい。

(2) 経営課題

自主放送方式のCATVを開設するかどうかについての問題の1つは、間違いなく経営問題で、この点については次のような点を配慮していくべきである。

i 経営形態

経営形態としては、株式会社、第3セクター、協同組合、直営などが考えられ、主たるCATVは第8表のとおりである。

第8表 主要CATV放送事業体

会社名	対象区域	社員数	加入者数	加入金	利用料	収入額等(57年度決算ベース)
日本ネットワークサービス株式会社	甲府市ほか 2市9町2村		人 世帯 754,080	円 70,000	円/月 1,500	収入799百万円(利用料440百万円)経常利益55百万円, 税引後33百万円
株式会社上田ケーブルビジョン	上田市ほか 1市2町		約 141,000	円 54,800	円 1,300	収入 210百万円 自主放送製作費 120百万円
レイクシティ・ケーブルビジョン㈱	諏訪市ほか		719,067	円 45,000	円 1,300	収入 300百万円 自主放送製作費30百万円
唐津市テレビ受信生活協同組合	唐津市ほか		151,806	円 47,000	円 800	収入 147百万円(利用料144百万円)支出147百万円(製作費52百万円)

ii 建設・維持コスト

建設コストについては、理想としては当初から入居者に対する分譲・賃貸価格に含める形での開発者負担とすることが必要である。また1万世帯で最低10億円の建設費が必要である。

放送局は5,000万~10億円の建設費が見込まれ、その調達が問題となる。

維持コストについては、同軸ケーブルは20年は使えるし、中継器についても、性能がよく、非常に安定し長持ちするようになったが、既成市街地では、メンテナンスはかなり手数である。

料金体系については利用料の大半は月額500~1,000円、契約金は2万~5万円、料金値上げは交通・水道のようにフォーマルな対応が固まっていないので、住民とのトラブルが避けられない。(例;平塚ケーブル, 洛西ケーブル)。

### iii 経営収支

経営収支は全国的にみれば、甲府（日本ネットワークサービス株式会社）だけが黒字で、諏訪市（レイクシティ・ケーブルビジョン株式会社）も、最近黒字になりつつある。広告収入の確保なども難しいが、広告入りのVTR番組を流すことも考えられる。全国的には経営は厳しくCATVの草分け的存在のRCV（洛西ケーブルビジョン）に対し、京都市は59年に公社を経由して3億円の無利子融資を行った。それでも累積赤字は3億円を超え健全財政への途はきびしい。

### iv 法制問題

法制問題では、昭和48年に有線テレビジョン法ができたが、電波の場合は免許、有線の場合は許可・届出制となっている。また、1地域1施設ということが原則である。しかし、今後の電気通信事業法等の施行も控えて、法的な規制はそれほどあるとは思われない。

## (3) 放送内容と運営方法

仮りに経営収支を問わないとして、CATVは果たして魅力ある地域メディアとして成長していくかどうかについては、次のような点が指摘できる。

第1に自主製作番組の選好性については、やはり、人気のあるのは地域の運動会と選挙速報。また、地域におこったことをドキュメンタリーにしたり、かなりスタッフの能力にかかっていると思う。しかし費用面からみて自主製作放送とインフォマーシャル等の購入編成番組との比率は、各社ともバラバラである。

第2に自主編成方式の内容については、自主放送チャンネルの放送時間は、24時間中のところもあれば、朝から夜までのところもある。

自主放送番組も、3時間をセットにして、繰り返し放送しているところが多い。（上田・唐津など）また、スポンサー付で番組を供給する会社が出ていて、VTRで送って来るので、編集番組も魅力あるものができる。

第3に、製作方法については、唐津では、アナウンサーもキャスターも使わず、簡単に事務員さんが、市からのお知らせや八百屋さんのお知らせを白黒テレビで自主放送を開始し、今では、福岡のテレビ局のあとを利用して上手にやっている。また、各社とも、現場でのロケを中心に行っているが、自主スタジオを完備している局もある。

第4に、CATV局の経営規模については、最大のCATVがアメリカ・サンディ

エゴで20万世帯。規模として、10万世帯もあれば十分に大きい。したがって、神戸市域で、5つくらいのカT V会社ができても、それらの放送局を接続していくことは、技術的には可能である。(西神・北神地域・既成市街地〔東・中・西〕)

第5に番組編成方針としては放送法の規定により、カT Vでも番組審議会が必要であり、完全に好き勝手な内容の放送をさせるというわけにもいかない。また、チャンネルリースの方式で、地元住民組織に1チャンネルを貸す方法もある。

第6に購入編成番組の選好性については、文化カルチャー・進学ゼミナールなど、ビデオをあわせて使わせて、新しい形の文化・学習塾を始めることもできる。

#### (4) カT Vの機能・水準

カT Vの機能、水準については、次のようなことがいえる。

第1に現在のテレビ機器との関係では、VHF・UHF放送システムだけでは全チャンネルを使いきっていないので、カT V放送で残りの空チャンネルは、現在使用中のテレビで使うことができる。また、1万～2万円のコンバーターを使えば、さらに多くのチャンネルを呼び出すことが可能となるので、基本的にはテレビはそのままよく、附属品も必要でない。

第2にニューメディア機能についてはカT Vの機能と他のニューメディアとの補完性(ホームバンキング、電送新聞、郵便、自動検針etc)について、カT Vの多機能化を図るか、キャプテンシステムの拡充でいくかが、大きな検討課題である。カT Vの伝送網を使った自動検針etcは可能である。

第3に双方向ニーズについては、家庭からの情報は、今のところ、あまり用途がないと思う。但し、セキュリティシステムなどハード的にデータのやりとりは可能である。その場合、当然に経済性のバランスを考える必要があると思う。鳩山ニュータウンのケースでは5万円(49年度)で可能となっている。また双方向といっても、リクエスト用としての双方向と参加型の双方向とがあるが、参加型は当面不要である。またリクエスト用もキャプテン方式であり、厳密な意味での双方向ではない。映像よりも、音声放送に魅力がある。

#### (5) 導入効果と推進システム

このようなコミュニティ情報システムの導入効果について先の『神戸市テレトピア

基本計画書』(131頁)は次のようにのべている。

① 暮らしやすい市民生活の実現

本システムが実現すると、今迄以上に市民同士のふれあい、楽しめる機会が創出され、得たい情報を手軽にいつでも入手できるようになり、市民一人一人のニーズに応じた暮らしやすい社会の実現が期待される。

② 行政サービスの向上

行政相談及び福祉相談等がよりきめ細かに行われるようになるほか、より魅力ある自治広報、市民との対話機会の増大等、市民にとってより親しみやすい市政の実現が期待される。

## 5 六甲アイランドとテレポート

神戸市は公共デベロッパーとしては、その経営力・企画力は抜群であり、すでに定評のあるところである。

ポートピア'81が開催されたポートアイランドをみても、住宅・業務併用利用に加えて、コンベンション・スクエア、ファッションタウンなどの機能別立地によって、都市魅力を高めるとともに、無人の新交通システムによって機能強化を図っている。このような利用システムによって埋立地の先入感的イメージは全国的にも一変し、都市空間としての利用可能性は大いに期待されるようになった。

六甲アイランドはこのような神戸市が一回り大きなスケールで造成中の人工島であり、その中心地(123ha)の都市機能用地の利用については、ニューメディア機能をもった高次情報都市空間ゾーンとして期待されるのである。

したがって六甲アイランドを都市型ニューメディア空間としてどう活用するかは、重要課題である。六甲アイランドを考える会(2次)では、六甲アイランドを情報機能ゾーンを持ったハイテク・シティとしてまとめているが、どのようなニューメディアを設けるかについては、具体的に言及していない。

しかし、衛星通信基地、物流VAN、ニューメディア・ハイテク・シティ、地域VAN・INSなどの導入が十分に考えられる。

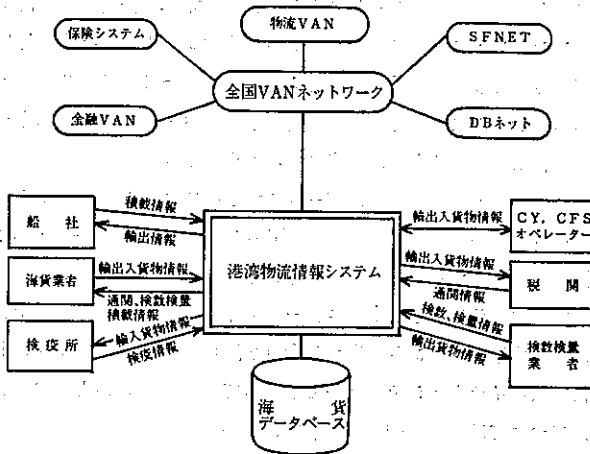
また、新交通システムによってポートアイランドの付加価値が高まり、その都市機能もより高次化したことを考えるとニューメディア導入は戦略的にはきわめて重要といえよう。

## (1) 物流VANと流通基地センター

港湾はこれからますます情報機能の完備が求められるであろう。したがって神戸港にあっても流通基地センターという物流の機能強化のみでなく、物流VANを整備し情報基地センターとしての整備がのぞまれる。すなわち情報機能によって物流を効率化し、かつあわせて集荷能力を拡大するという戦略が不可欠となる。したがって物流VANと流通基地との同時拡充がもっとも理想的な整備方向であり、これらの点については次のように考えるべきである。

- ① 神戸港の持つ物流基地としての適地性を活用して、物流公共VANの設置が考えられる。
- ② 現在、資本系列・流通系列のタテ型VAN、物流ヨコ系列型のVAN（同業種型VAN）、地場ダンゴ型VANが発達しているが、このうち物流ヨコ系列型のVANを統合し、港湾情報と一体化した公共VANの設置（第6図参照）が考えられる。

第6図 港湾貨物情報システム



- ③ 海・陸・空の物流センターとしての流通基地の公共VANを併設し、神戸港の機能をフルに活用していく。

## (2) 衛星通信基地（テレポート）の設置

神戸港は世界の海運基地として成長していかなければならない。そのため国内の物

流基地としてのみでなく世界の物流センター、さらには情報センターとして整備していく必要がある。そのため衛星基地への対応が迫られるが、この点については、次のように考えられる。

- ① 将来、通信・放送衛星の数も増え、国際通信網はさらに発達するので、衛星基地としての可能性は十分ある。たとえばインテルサット・ビジネス・サービス（IBS）を含めた通信衛星トランス・ボンダー（中継器）の活用
- ② 都市閉門方式の基地  
第3セクターで通信基地を設置し、後背地の企業とデータ通信網を構築する（電波障害、情報ニーズ、都市間競争 etc）。さらに国内通信衛星を活用し、東京、大阪等主要都市との通信網を構築する。
- ③ 世界物流情報基地  
世界の港湾、航行中の船舶から物流の情報を通信衛星を通じて、六甲アイランドの衛星基地へ集約する。

### （3）情報機能集約ゾーンの形成

六甲アイランドの都市機能ゾーンは、大都市圏の既成市街地における、開発スペースとして数少ない空間である。

しかも、新開発用地として、これから都市装置の整備が行われるという点を考えると、高度情報化ゾーンとして整備していく上において、きわめて恵まれた条件にある。

したがって、神戸市としても、ニューメディア機能をもった、情報集約ゾーンとして計画し、インテリジェントシティ・ROKKO をキャッチフレーズとして街づくりを行い、21世紀に向けた国際都市神戸の新しい産業基盤をめざすことが望まれるが、そのための方向として次のような点が考えられる。

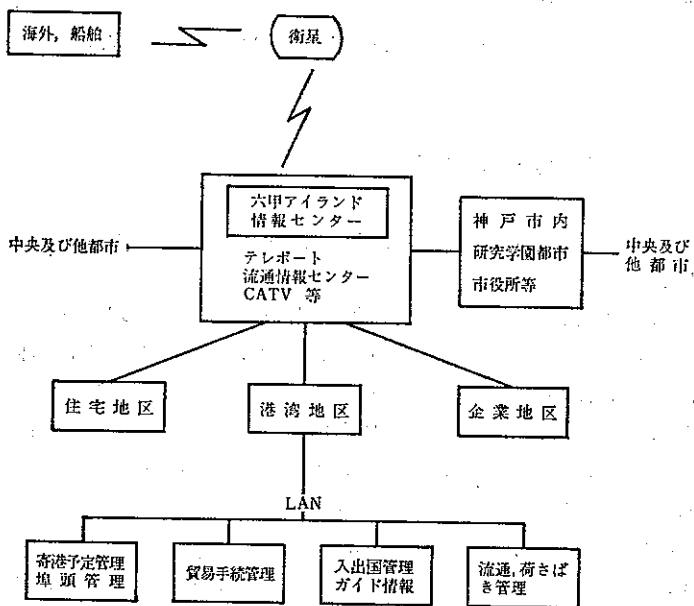
- ① 六甲アイランドの情報スペースの利用
  - インテリジェントパーク……情報都市基盤を整備し、情報関連産業や情報処理業務などを集積するビジネス拠点とする。したがって、総合情報センター・コンピュータセンターを核に、情報通信、情報処理機能をもつインテリジェントビル複合体を形成し、地域全体がコミュニケーション機能を備えた24時間対応の情報ゾーンをめざす。
  - ハイテクパーク……産業のハイテク化に対応して、コンピューター、エレクトロニクス関連産業などのソフト部門、研究開発分野の関連企業を集約する、新しい

産業ゾーンをめざす。したがって、CAD/CAM センター、ソフトウェア工場、研究所、情報処理センターなどの業務施設の集中立地を図る。

② 情報スペースの有効活用

- 六甲アイランドの情報機能ゾーンは、都市機能ゾーンの他の機能である、コンベンション機能やコミュニティ機能とも連携を図り、新しい情報の街づくりをめざす。
- この情報機能ゾーンは、単に六甲アイランドのみにとどまらず、神戸市、阪神間の情報拠点として活用する。

第7図 六甲アイランド情報システム概念図





## Ⅳ ニューメディア・シティへの政策ビジョン

### 1 ニューメディア・シティへの政策

#### (1) ニューメディア・シティへの政策

ニューメディア・シティへの全体プランをすでにのべたが、問題はどのメディアを優先的に導入すべきかである。この点については、CATV、地域キャプテンを中心かつ優先的に導入し、VANは地域・業界ニーズとしてまとまりをみせたところから導入することになろう。

今後、全国的なニューメディアの発達、また企業系列、業種系列ごとのニューメディアの導入がすすみ、地域社会もニューメディアへの対応を選択していかねばならない。

そこで地域社会として公共ベースから神戸市が導入すべきニューメディアとしては、次のような政策方向が考えられる。

- ① 全国的な情報は、NHK、キャプテン、INSなどで取得できるが、地域的情報をニーズに即応して検索しようと思えば、地域INS・地域キャプテンを設立する必要がある。しかし、センターの建設に数億円はかかるのではなかろうか。
- ② 数十社参加して、地域キャプテンを設立することが考えられるが、ニーズについて十分調査し、可能性を見極めなければならない。先にみた地域VANとしての貨物情報システムは、神戸港の港湾機能の優位性を保つうえからも、早急に進めることが望まれる。
- ③ コンベンション情報などは、他の観光・ショッピング情報などとともに、スタンド・アローン型情報提供システム、キャプテン、CATVなどで、十分提供できる。これらの情報基地として、六甲アイランドとポートアイランドは、郵政省のテレピア計画の推進地域として指定を受けており、総合情報センターなどの設立の可能性は、十分考えられる。
- ④ 公共情報システムの情報センターについては、新都市拠点整備事業の実施地区である「神戸ハーバーランド」での実現も考えられる。

- ⑤ 将来のソフト要員の需要を考え、産業基盤整備の一つとして、ニューメディア関連ソフトを含めたソフト要員の育成機関の誘致、あるいは設立が必要と考えられる。また、市内の産業への導入の可能性については、早急には判断し難いが、次のような点が指摘できる。
- ① 酒の場合は生鮮食料品のような大幅な価格変動がないので、他県のようなキャプテン方式はむずかしい。むしろ医療面のサービス、たとえば地域別薬品在庫管理システムなどのような地域のネットワーク化が考えられる。
- ② 港湾の情報センターは、十分に導入の可能性はある。バースの使用状況・入船予定・通関処理などをコンピュータ処理し、キャプテンで港湾業者や一般市民に情報を流すことにすればよい。もっとも企業秘密、系列支配など十分な調整が必要である。
- ③ 真珠などは、神戸が輸出入とも中心となっているので、国際的な情報ネットワークを組み、関係先へ流すということは十分考えられ、神戸市の集散拠点としての地位をより高めるような政策が求められる。
- ④ ケミカルシューズの場合、高級化やファッションの個性化が進んでいるので、デザインのデータバンクも考えられるが、経済性に問題がある。また、中小企業が多いことから、競争力強化のため、出荷、輸送、販売等の流通過程の効率化を図れるVANの構築も考えられる。

## (2) ニューメディア・シティのプランとスケジュール

神戸市は第1段階(61~62年)では、それぞれのニューメディア機能の充実を図る。具体的には西神地域でのCATV、地域キャプテン、六甲アイランドでのLANなどである。

第2段階(63~65年)ではこれらのニューメディアをベースにしてコンベンション・シティ、ニューメディアコミュニティ、神戸港情報ネットワーク、六甲アイランド住宅・業務地区の情報ネットワークを形成していく。

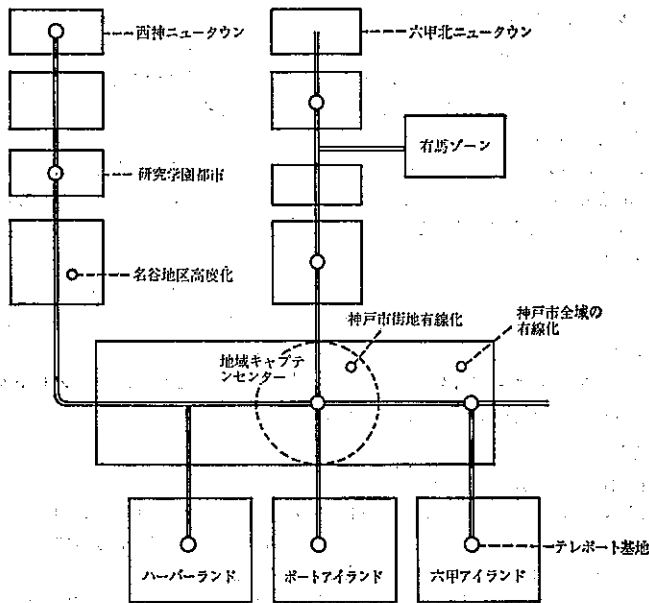
各企業等の専用通信網として、光ファイバーを利用したデジタル回線を設置する。これにより、VAN/LAN事業の展開をはかり、広域的、多目的な利用のためのゲートウェイ機能を持たせる。INS回線とも接続し、高度通信サービスの提供を図るとともに、キャプテンシステム、VRS、データベース等の利用もはかる。

第3段階としては、全市的INS、通信衛星基地などによって神戸市総合情報ネッ

ネットワーク化を図っていく。この時点では CATV も双方向を完備していくことになる。衛星を利用した海外、および国内の通信基地を建設する。同時にサテライトオフィス、サテライトプレスセンターも建設し、また、関西新空港や神戸沖空港と結びついたフライトインフォメーション基地を設置するなど、広域情報通信基地としての機能を完成させる。

今、地理的概念図を示すと第8図のとおりである。

第8図 神戸市全域の情報通信システム



また導入ニューメディアとしては地域キャプテン、地域CATV、地域VRS、VANなどさまざまなメディアがあげられる。具体的には、ポートアイランドのファッションタウン、長田のケミカルシューズ産業、灘の清酒など特定地域のVAN、CATVなどの活用である。

### (3) 導入の効果と政策ビジョン

ニューメディア・シティに関する導入効果としては、先の『神戸市テレピア基本

計画書』(133頁)は次のようにのべている。

ア. 全体としての効果

モデル都市の構築により、神戸市全体が産業、文化、市民生活等のあらゆる面で先端国際都市となり、ファッションをはじめとする様々な情報が神戸から発信され、そして神戸へと集まってくることとなるとともに、産業と市民ニーズの多様化に応える多機能都市として、他地域へ大きな影響力を及ぼしていくこととなる。具体的には次にあげる目標が達成されることとなる。

① ファッション都市「神戸」の確立

ファッションタウンを核として、神戸で作られる情報が日本ひいては世界へ向けて発信されるようになるほか、将来ファッション大学の誘致などにより、多くの優秀な人材を輩出することとなり、神戸が日本のファッション拠点として機能していくこととなる。

② コンベンション都市「神戸」の確立

国際会議場、国際展示場、大型ホテル等設備面での充実と相まって、テレビ会議システムをはじめとする情報システムの導入により、よりグローバルな広がりをもつこととなり、将来、衛星通信を利用した国際シンポジウム開催なども実現することとなる。

③ 国際都市「神戸」の確立

ファッション、コンベンション機能の充実と眼まっけて、外国人との接触が今迄以上に活発化し、国際観光都市としての役割が高まるほか、市民間の交流も促進され、国際交流及び観光都市としての拠点性がより一層増していくこととなる。

④ 情報・文化都市「神戸」の確立

文化施設等の整備とともに、暮らしに関する情報の提供や、医療・福祉の面等ソフト面の充実もはかられ、神戸で暮らす人々にとって、魅力ある情報・文化を有する都市として機能していくこととなる。

またニューメディア・シティの全体的な課題としては、先の『神戸市テレピア基本計画書』(133頁)は次のようにのべている。

イ. 全体としての課題

① 関係機関相互の協力的体制づくり

モデル都市の4つの基本システムは、ハードウェアのみでなくソフトウェアの開発面においても、相互の関連性が深い。したがって、情報の質を高め、費用の効率化をはかっていくためにも関係各機関相互の協力的体制を確立していくことが重要な課題となる。

本基本計画書においては、神戸市を中心とする第三セクターの設立を計画しているが、人材の面等より具体的な検討が必要とされる。

② 「情報」の取り扱い

市民のプライバシーの保護の立場からのチェック、あるいは情報のもつ公共性等の面から、取り扱う「情報」の中味を充分吟味していく必要がある。これについても第三セクター内に委員会等を設け、多面的に検討していくことが考えられる。

③ 将来構想に対応できるシステム開発

神戸においては、21世紀に向けて、六甲アイランドにおいて港湾情報システム及びビジネス情報システムの導入を検討している。モデル都市の構築に際しては、このことを踏まえ、拡張性のあるシステム開発を行っていく必要がある。

このような基本構想から今後、具体的検討課題として対象となるのは、「西神ニュー

ータウンとCATV]、「六甲アイランドとテレポート」,「ファッション情報システム」,「コンベンション・観光情報システム」などである。

## 2 個別メディアへの政策

### (1) 地域キャプテンシステム

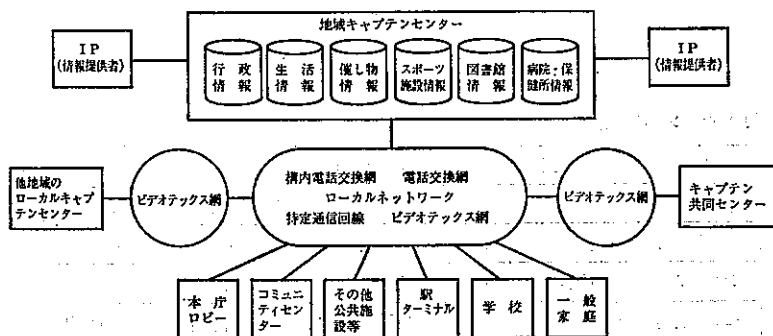
全国的なキャプテンシステムはすでに稼動しており、地方自治体も参加し、情報提供者 (IP) となっている。当面は神戸市もこの全国ネットワークのキャプテンに参加し、情報提供を行うことで対応することができる。

しかし、中央のキャプテンセンターへの入力は、検索ほど簡単でなく、しかも、きめ細かな情報提供によって即時性を活かしたキャプテンとなると、どうしても地域キャプテンシステムの設立がのぞまれる。

なお地域キャプテンは別名プライベートキャプテンとも呼称されているが、第9表にみられるように、さまざまな分野で利用可能である。

行政関係の利用モデルは第9図のとおりであるが、具体的システムの構築に当たっては、他のサービス関係と共同利用システムを利用するのがのぞましく、コンベンション、観光などと行政情報を中心とすべきである。なおシステムの構成としては第10表のとおり、いくつかのモデルが考えられるが、IPの数からみて選択すべきであろう。

第9図 地方行政におけるプライベートキャプテンの利用例



第9表 プライベートキャブテン適用分野

分野	業種	利用例
金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方銀行</li> <li>相互銀行</li> <li>信用金庫</li> <li>農協等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融情報案内</li> <li>商品案内</li> <li>企業PR</li> <li>ホームバンキング</li> </ul>
流通製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>百貨店</li> <li>スーパー</li> <li>電気・ガス</li> <li>自動車販売</li> <li>不動産</li> <li>商店会等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームショッピング</li> <li>客寄せ情報</li> <li>催物、特売案内</li> <li>商品PR</li> <li>タウン情報</li> <li>美容相談</li> <li>物価情報</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>県</li> <li>市町村等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政、広報案内</li> <li>催物、公共施設利用案内</li> <li>観光情報</li> <li>医療・気象・公害情報</li> </ul>
サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関</li> <li>観光連盟</li> <li>旅館協同組合</li> <li>結婚式場</li> <li>旅行代理店</li> <li>プレイガイド等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予約案内</li> <li>観光案内</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>大手企業</li> <li>博物館・美術館</li> <li>図書館</li> <li>教育・出版等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構内情報案内</li> </ul>

電電公社資料

第10表 システムの構成例

(1) センタ系

内訳 / 型	超小型	中型	大型
蓄積画面数	18,000枚	18,000枚	38,000枚
接続回線数	8回線	32回線	85回線
システム価格(見込み)	3,000万円	7,000万円	15,000万円
センタ保守料(月額見込み)	15万円	40万円	80万円

(2) 端末系 ……標準タイプの構成の場合 (1セットあたり)

14インチテレビ	約 10万円
アダプタ	約 22万円
プリンタ	約 5万円
キーパット	約 8千円
計	約 38万円

i 経営主体

神戸市、関連企業などで第3セクターを設立し、資本・技術・情報収集に積極的に協力する方式がのぞましい。

ii システムの特徴

- (1) キーパット入力による一般画面検索の他、オーダーエントリー、双方向通信機能により相手の意志が把握できる新広報などのメディアとして多様な分野、業務に適用できる。
- (2) 全国キャプテンと同一の方式を採用しており、エンドユーザの端末機が共用できることはもとより、センター登録用画面情報の互換性がある。
- (3) ビデオテックス網の全国拡大計画にかかわらず、役所内はもとより地域における画面情報システムがすぐにも構築できる。
- (4) オンラインネットワークシステム、CATV等、他の方式に比べシステムの構築が容易かつ安価である。
- (5) 地域サービスは3分10円(神戸地域)、全国サービスは3分30円均一という安価な通信料金でサービスができる。

iii 提供情報と活用方法

地域キャプテンによる情報は、現在の全国ネットワークの情報と同じであるが、基本的にはより地域に密着した情報が可能となる。地域キャプテンの利用方法としてはさまざまな方法が考えられる。

第Ⅰに、神戸市およびその関連団体の公共情報に限れば、公社分譲住宅状況、各施設利用状況、各種コンベンション状況などである。(第11表参照)

第11表 自治体における提供情報の例

サービス	情報内容	効果
プロフィール 神戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 市の沿革 *市章の由来 *市の木 *市の花</li> <li>* 市民憲章 *市の人口・世帯数・面積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 親近感の醸成</li> <li>* コミュニティーの形成</li> </ul>
市役所案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 場所(電話番号・地図・住所)</li> <li>* 業務案内(住民票・印鑑証明・税相談・福祉相談 法律相談・交通事故相談・教育相談・悩み相談)</li> <li>* 市議会(開催日時・議題・公示・速報)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 行政サービスの向上</li> <li>* 業務の効率化</li> <li>* 窓口混雑の解消</li> </ul>
相談コーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 住宅相談(分譲・申し込み・入居者募集・建築時の 手続き・日照権問題・建築基準・登記)</li> <li>* 健康相談(健康指導・保健指導)</li> <li>* 商品・サービスの苦情相談(市民消費生活)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* やすらぎ・あんしん</li> <li>* 健康の増進</li> <li>* 利便の向上</li> </ul>
教養・趣味	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 図書館、博物館、美術館(場所・開館時間・電話 番号・展示品・催物)</li> <li>* 文化財(場所・開館時間・電話番号・展示物)</li> <li>* 各種カルチャー(スポーツ教室・市民大学講座)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 知識の習得</li> <li>* 余暇の充実</li> <li>* やすらぎ</li> <li>* 利便の向上</li> </ul>
施設案内 レジャー案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 市民会館、国際会議場、国際展示場、文化センタ ーなど公共機関(場所・利用時間・電話番号・部 屋・予約・料金・受付)</li> <li>* 森林公園・海釣り公園(場所・開園時間・電話番 号)</li> <li>* 体育館・競技場(場所・電話番号・料金・申し込 み)</li> <li>* ゴルフ場(場所・電話番号・料金・申し込み)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 健康増進</li> <li>* 余暇の充実</li> <li>* 利便の向上</li> <li>* 交流の活性化</li> </ul>
行事・イベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 神戸まつり(日時・催し物)</li> <li>* ユニバーシアード(開催日・会場案内・種目)</li> <li>* グリーンフェア(開催日・会場案内・催し物)</li> <li>* 観光キャンペーン(市バスの案内・観光ルート)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* ふれあい</li> <li>* 活性化</li> <li>* 知名度向上</li> </ul>
緊急・救急医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 事故連絡(ガス・水道・電気)</li> <li>* 救急病院・救急診療所(休日・夜間の診療)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全の確保</li> <li>* 医療体制の充実</li> </ul>
防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 防災、防犯連絡</li> <li>* 自然状況連絡(気象情報・地震、津波情報)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 財産の保全</li> <li>* 被災回避</li> <li>* 安全・安堵</li> </ul>

第2に、観光・コンベンションについて、市外からの来神者はもちろん市民に対しても、これまでの広報誌、パンフレットと加えて、キャプテンの利用が即時性、手軽さから強力なメディアとなる。もちろん市外へのPRとしては別途、全国キャプテンへの参加がのぞまれる。



#### iv 経済効果等

地域キャプテンの設立・運営によって、市民生活に広汎なメリットがもたらされる。まず、入力容易であることから地域に密着したデータが確保でき、より実用性の高い情報提供ができる。検索料金が10円と中央システムの30円の3分の1であり、コストの面でも効果が大きい。

さらに、観光客の増加、コンベンションの誘致、商圏の拡大、雇用情報の円滑化など、地域経済の活性化にも貢献するものであり、新システムの運営によってニューメディアのノウハウが蓄積でき、関連技術者の養成や関連企業の進出も期待できる。

### (2) 地域CATV

難視聴対策のCATVとは別に、都市型のCATVの設立も東京・大阪ですすめられている。これらは企業を対象に、一社あたり数十万円の加入金と月額数万円の利用料を徴して、企業むけ情報を提供することを主たる目的にして、運営しようとするものである。現在のところ大手商社、報道関係、広告代理店、証券・銀行等が中心になり、事業開始にむけ準備中であるが、これらの都市型CATVについて、地方自治体が単なる情報提供者のみの受動的立場をとるか、積極的に資本参加して事業者としての立場をとるかの選択の時期に来ている。

#### i ニュータウン型CATV

神戸市にあっては、現在難視聴型のCATVが公営で45,000世帯、私営で3,000世帯ある。

ことに西神地区は、市の開発したニュータウンであり、ケーブルの敷設等初期の建設費は開発者負担でまかない、利用者からは個別に加入金を取らない方式で建設している。

これらの施設を使って、ニュータウンのコミュニティ育成のためにCATV自主放送の実施についても検討すべきであろう。

そのためには、スタジオの建設や運営費をどう捻出するかが課題であるが、当面ユニバーシアード神戸大会(昭和60年8月)で行う選手村CATV自主放送設備を引き継いで、実験的に実施してみることも必要であろう。

この実験により、①コミュニティの育成にCATVが有用であるか、②番組の企画、制作及び編成の実際、③放送システム機器、施設の検討、④運営・維持コストの実

際、⑤小売店、量販店等の販促に CATV が有用であるか、⑥利用者のニーズ・意向などを明確にし、ニュータウン型の CATV が広告収入を主たる財源として成立するかどうか、その可能性の検討を行うのが得策ではないだろうか。

いずれにしても、現行の難視聴対策としての維持管理費として徴収している使用料以外に利用者に負担を求めることは、現状では困難が予想される。したがって、運営費の大部分を広告収入により賄わざるをえないが、こういった体制が可能かどうか今後検討していかねばならない。

多チャンネルによるペイ・テレビや双方向の多種機能サービスについても、費用と効果を調査研究すべきである。

## ii 都市型 CATV

都市型 CATV も必要であるが、東京・大阪の動向に注目しながら、民間サイドで設立、普及していくべきで、自治体を中心となるかどうかは、検討事項としておくのがよい。

## (3) 地域VAN

通信自由化に伴い、60年1月現在、全国で80社99システムの中小企業VANの届出があり、市内でも衛星電社が家電販売会社の本部とFC店間及び間屋間の受発注データ、納品情報、売上データ等の伝送交換サービスを内容とする事業の届出を行っている。

VAN事業展開中の中小企業としては、医薬品販売データを取り扱うファルマ（大阪）が有名であるが、市内産業で見れば、ケミカル、ファッション、あるいは港湾などの分野での利用が想定される。

既に市内にもVANシステムを構築する情報関連サービス業も立地しており、民間ベースでは個々の利用されている。

将来、西陣、箕面繊維団地のように地場産業として利用する場合、中小企業政策の一環として融資その他の助成策がのぞまれる。

## (4) 地域INS

INSは電電公社によって、東京三鷹・武蔵野地区をモデル都市として実験中であ

り、技術革新をともなって次第に本格的な高度情報化社会への有力なメディアを次々に整備していくであろう。

INSのなかのキャプテンについては地域キャプテンシステムの設立が別途考えられるが、他のメディアについては、自治体、地域企業、家庭がユーザーとしてどう活用していくかである。

たとえば神戸製鋼は全国ではじめて、テレビ会議を導入し大きな効果をあげているが、家庭でも将来、ホームショッピング、ホームバンキング、在宅学習、在宅医療システムなどの導入が予測される。

これらのニューメディアの導入につき、社会生活の視点から地方自治体は如何なる対応をなすべきかが問題となるが、この点については次のように考えられるであろう。

### 3 ニューメディア推進の条件整備

ニューメディア・シティへの途は容易ではない。それは交通、上下水道のように、市がイニシアチブをとり、補助金、受益者負担で推進するには、いまだシステムが固まっていないからである。

したがって一般の地域対策と同じように組織、資金、人材、法制、税財政などの整備が必要である。

#### (1) 推進組織

推進組織としては県、市、商工会議所にそれぞれ研究会があるが、今後も市においてニューメディアにつき継続的な研究が必要である。しかしこれらと並行して、CATV、地域キャプテンの導入のための具体的な研究、また、実務的事業主体の設立がのぞまれる。

#### (2) 資金調達・経営問題

ニューメディアの建設費は、初期的設備投資、配線敷設費を含むとかなりの投資額になる。

これらの建設・運営費についての資金をどう調達するかであるが、CATVでは加入

者、地域キャプテンでは I P (情報提供者)、地域 V A N では加入者・利用者の負担が基本となる。

このような資金調達が目滑にいくかどうかは、コンベンション、ファッション、観光のように I P が受益者として特定できる場合、そのメリットさえ明確になれば期待できる。

なおニュータウンの CATV は難視聴対策として建設費は事前に調達されているので運営費のみである。

また採算性については初期投資額、調達資本の金利などによって大きく左右されるが、今、仮りに観光・コンベンションを例にとると、次のような試算が可能である。観光客 1 人当りの市内での消費額は約 1 万円であるから、ニューメディアを利用した情報サービスの提供によって来神観光客が 1 万人増加するとすれば、市内で 1 億円の消費が発生する。各関連企業への粗収益率を 30% とすると、3,000 万円の収益増が見込まれ、従って、企業においてニューメディア対策として 3,000 万円の費用負担が考えられる。市財政ベースでみると市内総支出に対する市税収入率は約 5% であるので、同様に、観光客 1 万人増加で 500 万円の税収が確保できる。これらは、ニューメディア建設費の費用負担を考える場合ひとつの目安となる。なお、現在来神観光客は、年間約 2,000 万人であるから、1 万人の増加は比較的容易に達成できよう。

ニューメディア推進のための施策としてはまず組織づくりが必要である。将来、西神 CATV、六甲 V A N、神戸都市型 CATV、神戸地域キャプテン、地域 I N S などさまざまな組織がそのメディア別に設立されることになる。

しかし多くの情報、人材、ソフトシステムなどは重複するので、横断的に情報交換やシステム開発を行う組織として、例えば「神戸高度情報社会センター」などを設立することがのぞましい。

もっとも各メディアごとには第 3 セクター方式で、市及び関係者で会社を設立することになる。

また、それぞれの第 3 セクター設立に関する資金は市をはじめ関係団体の出資金を募集することになるが、建設・設備費については I P (情報提供者)、利用者収入、参加者負担金などでまかなうことになる。

問題は I P (情報提供者) になり手が地域キャプテン、CATV の場合、容易に見出し難い点である。

現在のキャプテンで I P 料は最低年間 200 万円かかる (第 12 表参照)。大手にとっては安いが中小企業にとってはかなり重い負担となる。インフォーマルな試算 (商業

システム研究センター) では 100画面で 3,881万円の売り上げが小売業で必要といわれており、その費用効果はかなりきびしい。

第12表 IPになった場合の必要経費

	科 目	金 額	摘 要
当 初 費 用	契 約 料	800円	
	I P 登 録 料	250,000	
	情報ガイド発行料	150,000	
	画面原稿作成料	420,000	{文字@3,000×70画面 図形@7,000×30画面
	画面入力代行料	139,000	{コード @700×70画面 パターン着色@3,000×30画面
	小 計	959,800	
毎 月 の 費 用	画 面 使 用 料	11,000	100画面
	画面更新原稿作成料	48,500	{文字@3,000×15画面 図形@7,000×15画面
	“ 入力代行料	25,500	{コード @700×15画面 パターン青色 @3,000×5画面
	小 計①(月間)	85,000	
	小 計②(年間)	1,020,000	小計①×12か月
	合 計(年間)	1,979,800	

New Media 60.1月号

### (3) 関連課題

#### i 許認可問題

ニューメディア、たとえば CATV は他の公益事業と同様に地域独占の性格が強く、一旦認可(ライセンス)を得ると、事実上競争者の参入が排除される。

今後、CATV の設置、運営につき、地方自治体の意見を聞くよう改正を運動すべきである。

#### ii 通信技術専門学校の誘致

OAと同じようにニューメディアについても、これから専門技術者の不足が予測されるので、専門学校を大甲アイランドまたはハーバーランドに誘致し、ニューメディア・シティへの人材確保を図っていくべきである。

iii. ハイテク・ベンチャービル

六甲アイランドのハイテク化の一環として、リース方式のニューメディア・ビルを建設し、積極的にハイテク・ベンチャー企業の誘致を図っていくべきである。

iv 専門家の採用

地方自治体にはニューメディア関連の専門家が採用されていないが、今後の普及を考えると、公害、OAと同じように職員を養成するか、採用するか、派遣を求めるか、何らかの方法で強化する必要がある。

v ユニバーシアード・ニューメディア施設の活用

ユニバーシアード神戸大会には第13表にみられるように、選手村 CATV をはじめ、ニューメディア関係施設が企業の協力によって先行的に整備されている。

研究学園都市にあっては、大会終了後、実験的に CATV の自主放送が行われることになっているが、他の施設にあっても、ニューメディア・シティの一環として、活用していくべきである。

第13表 ユニバーシアード神戸大会に利用されるニューメディア

項 目	場 所	内 容
1. 選手村 CATV (日本電気)	研究学園都市	滞在中の選手・役員に対し、2か国語放送で、村内ニュース、競技スケジュール、ハイライト、観光案内等を提供。 (テレビ 200台設置)
2. 光映像情報サービスシステム (東芝)	三宮周辺	大型テレビ、ビデオプロジェクター、スーパービジョン(4×6m)を用いて公衆用に、競技状況を放映する。 (2チャンネル) 地下鉄三宮、ポートライナー三宮、市役所、地下街
3. 光ファイバーステム (電電公社)	陸上競技場	テレビ中継車(競技場)と放送センターを光ファイバーで連絡し、中継する。
4. 16面マルチビジョン (松下)	さんちかタウン	インフォメーションこうべのマルチビジョンを用いて、ユニバーシアード情報を市民、来神者に提供。
5. 大型映像装置 (三菱電機)	ワールド記念ホール	オーロラビジョン(4×6m)を用いて、場内の競技状況及び他会場の競技状況、観光案内等を放映する。

## 新刊紹介

# 企業合理化と地方都市 水辺の計画と設計 自治体変革論 都市経済論 地域オピニオンリーダーの研究

### 企業合理化と地方都市

高度成長期には、鉄鋼、造船、石油化学などのいわゆる重化学工業が我が国の経済発展を支える基幹産業であり、この時代には国と地方との格差の解消をめざす地域開発政策の一環として、これらの大規模工場の地方立地が促進された。これはまた、豊富な土地・労働力を求める企業の戦略とも合致するものであり、これらを核として数多くの地方都市が急成長を遂げた。いわゆる企業城下町と呼ばれるものである。

これらの地方都市では、中核となる大規模事業所での雇用創出・所得発生だけでなく、それらを市場とする小売業や各種のサービス業の成立など地域の経済活動全体がその企業に依存しているともみられる。また、自治体の財政構造をみても、税収の多くがその事業所に依存している。さらにそれだけにとどまらず、社会構造、市民意識、地域権力構造にまで影響を及ぼし、地域社会全体と密接なつながりを持っており、まさに“城下町”を形成している。

このようにして、企業とともに発展してきた地方都市が、高度成長期以後の企業合理化の進展による就業者の減少やさらに工場の規模縮小・閉鎖といったドラスチックな変化によって、存立の基盤が揺らぎ出し、新曲面を迎えているといわれる。その

背景には、重化学工業中心の素材型産業から、“軽薄短小”といわれるような加工組立型産業へさらには研究開発に力点を置いた先端産業へとといった産業構造の変化が横たわっている。この産業構造の変化にいかに対応して地域社会を活性化していくかが、今日多くの地方都市がかかえる共通の課題である。

いわゆる“企業城下町”における社会構造の解明、中核企業と地域社会、市民意識との関係の分析はかねてから、社会学徒の関心の的である。本書が研究の対象として取上げている岩手県釜石市も新日鉄釜石製鉄所を中核とする典型的な企業城下町である。編者を中心とする研究グループは、釜石市の住民の意識調査を行いそれをもとに産業組織体と市民意識・行動との関係を明らかにするとともに、地域権力構造、財政構造などとの関係など、多面的な分析を試み、産業組織体と地域社会との関係をトータルに把握しようとしている。また、企業合理化の進展によってそのような社会構造がどういった変容を遂げたか、あるいは遂げつつあるかをあとづけることもこの研究のねらいのひとつになっている。特に、この調査に先立つ昭和33年に釜石市民を対象に行った意識調査の結果とそれから20年後の昭和53年に同じサンプルを含む市民を対

象に行った意識調査の結果を比較分析し、その間の変化を明らかにしようとしたことは、初めての試みといえよう。

今日、特に問題とされている財政構造との関りの面で見ると、歳入面で釜石製鉄所の占める地位が合理化の進展によってかなりの部分低下しており、市財政の運営に大きな障害をもたらしている。即ち、固定資産税、法人税、従業員の住民税など、製鉄所関連の税収は地方税の約40%を占めているが、製鉄所の生産が活発であった時期には釜石市は地方交付税の不交付団体であり、健全財政を保っていたが、不況を契機とする合理化と減産による製鉄所関連の税収の減少によって深刻な財政危機を迎えている。このような状況に対して市は積立金のとりくずし、起債等によって赤字補填を行ってきたが、今日では積立金をすべてとりくずしてしまったこと、公債費比率の急上昇など、市財政を立て直す途は完全にふさがれているといわれる。

これに対処するためには、製鉄所依存型の財政の体質を改め、新しい地域振興計画の推進が求められるが、現在釜石市が進めている対策は、港湾の開発、工業用地造成と新しい企業誘致、地下資源の開発、観光開発など産業構造の多様化を進める方向である。

企業城下町の社会構造・経済構造の全体像を解明することは、今後の再生策を考える上で必要なことであり、本書の成果は同様の悩みを抱える多くの地方都市にとって種々の示唆を含むものであろう。

(田野崎昭夫編  
東京大学出版会 5,800円)

## ■水辺の計画と設計

経済の高度成長は、産業の飛躍的な発展をもたらせ、市民生活も物質的には豊かになったが、また多くの大切なものを失った。かつて、人々の憩の場であった川や海などの水辺は埋立てられたり、あるいは、濁った水やコンクリート護岸となって生活から忘れられたものとなってしまった。

しかし、この反省に立って、水辺を回復し再生して行こうとする気運が、安定成長期に入ると急速に高まってきた。本書はこのような背景から、近年の水辺に関する日本の事業を中心として編集されたものである。

水辺を、河川、湖沼・溜池、海岸、建築の水辺に分け、その事業の背景、事業の内容などを豊富な図表や写真などでていねいに説明されている。

河川では、川の機能を単なる安全に排水すればよいとする直線的な護岸から、水と親しんだり、景観など川が本来持っていた幅広い機能に回復する事例が多くみられる。なかには親水公園、といういかにもお役人が作ったような耳なれない言葉も出てくるが、水と再び親んでもらうための各地での努力のあとがよくみられる。

歴史的な水辺の再生では、その街並みと共に成功した倉敷の例があるが、本書では、近江八幡や柳川の例が紹介され、歴史的な水辺の景観が徐々に再生しつつあることがよくわかる。

海岸も、埋立てによって多くの浜辺を失ったが、一方、須磨海浜公園などのように人工海浜を公園化している事例も多く紹介されている。



湖沼では、琵琶湖の事例のみでかなりの頁を費しているが、それだけ滋賀県が景観に対して力を注いでいるからであろう。郊外の新開発地では無粋な調整池が多くみられるが、この水辺を演出したものが一例のみというのは、まだこの部分の対策が緒についたばかりだからであろう。

本書はこのように、多くの事例で構成されているため、国や地方自治体の努力によってかなりの水辺が回復・再生されつつあることが一望できるので、技術者の他、都市問題に関心のある人達にも参考になると思われる。

しかしこれらの事例は全国にある水辺のうちのほんの一部で、これからの息の長い努力が必要なことは容易に想像できる。

本書の事例をよくみると、河川や海岸の修復・再生の件数に比べ、造園や建築の水辺のように、新しく創造した例が少ないように思われる。この部分は、河川や海岸のように自然の生態系とは離れてはいるが、人の生活には一番身近な部分である。我が国は平安時代から水と建築の素晴らしいかかわりあいを持ってきたが、現在の日本では“新しい水辺の創造”がまだこれからであることを示している。

都市に水辺を再生し、アメニティを高める努力は勿論必要であるが、今後は都市の大部分を占める住宅地への水辺の導入が要請されだすと思われる。現在造成中の六甲アイランドの計画では“水とふれあう街”をメインテーマにしているが、今後の展開が期待される。

欧米の都市では、既存の水辺の修復・保全の他、新しい水辺を創造しアメニティ

を高めている事例が多く見られる。紙数が限られているせいと思われるが、外国の素晴らしい事例の1、2でも眺められれば、一層充実し楽しくなったと思われる。

このように本書は、単なる造園技術者のための技術書にとどまらず、都市のアメニティを考える行政担当者や、街を愛する多くの人達に大きな楽しみと示唆を与えてくれる、まことに時機を得た図書である。

(吉村元男・芝原幸夫共著)  
鹿島出版会 2,900円)

## 自治体変革論

56年の第2臨調設置以来数次にわたり答申が出され、現在行政改革は国・地方を通じての最大の課題となっている。もっとも、国と地方の関係では、国の役割と地方の役割を明確化し、かつ、地方自治の意義と自治権の強化充実を内容とするべきものでありながら、現実には地方への補助金削減問題での紛糾など、国庫の大幅な歳入欠陥をいかにするかという、国の財政再建が前面に出、本来の目的である簡素にして効率的な行政の実現が推進されているかは、大いに問題とするところである。

著者は、これまで地方自治体の行政改革は、むしろ国に先んじて多様な方式で実施されてきたとしたうえで、なお、行政改革は永遠の課題であるとしている。

とくに地方自治体の行政改革は各自自治体にとって共通する手法、作業が存在し、改革のための一般の共通事項を考察して「自治体を小さな政府と聞かれた行政」へ変改する可能性を見い出そうとしている。

本書の特色は、きたるべき高度な高齢化、

情報化、成熟化の社会では、自治体の行政需要はきわめて高度かつ複雑なもので、そういった社会における自治体に求められる役割を果すため、自治体変革のビジョンとして、①先導的、誘導的機能、②重点施策の明確化、③行政における相互補完方式の3点を基軸に行政改革を進めること、同時に、その方策として、行政組織、行政施策、行政管理、議会審議の4分野における改善、合理化が基本であるとし、その処方箋を示している。

また、自治体の変革にあたっての制度改革に先立つ改革として自治体職員の意識改革の必要性をあげ、この具体例として職員意識の実態分析を通じて公務員意識醸成の方策等について検討を進めるとともに首長のリーダーシップに大きな期待を寄せている。

一方、具体的行政改革の執行方法として、行政効率向上のため、計画による行政の総合性確保、とくに国のタテ割行政が地方レベルに波及する弊害を防ぐため、住民に身近な行政を執行する市町村の立場での、計画的行政の執行を実現する必要があるとしている。

本書はまた、第2臨調の目的とその意義と限界について触れたうえで、都市自治体の対応、自治体がいかに自主的な行政改革への方向をとるべきかを指摘している。

とくに行政改革の根本をなす、行政の減量化の面においては、過去の高度成長の過程で肥大した市民サービスの分野、なかでも市民の日常生活における私的領域まで都市行政によって処理され、公的行政への依存度を高めていったことに対しては、行政

の守備範囲の是正を強く求めるとともに、市民の自治意識、自助精神からも望ましいことではないとし、また、行政の枠内ですべてを完結する必要性についても疑義を示し、広域行政の推進と第3セクターの活用による機能分担の実践が重要な課題としている。

一方、開かれた行政を実現するため、著者の実経験に基づきながら情報公開制度の必要性、意義、現状での問題点、改善の方向を示すとともに、広報公聴の充実について言及している。

また本書は現在日本における自治体変革で忘れてならないのは、大都市制度改革であるとして、とくに、現行指定都市制度について、制定された当初から不完全なものとして発足したと批判する一方、大都市における歴大な行政的需要に対応するには、大都市及び大都市地域のための一元化、総合化された大都市行政の確立が不可欠であるとして、大都市制度改革の方向を示しているが、これを機会にここ数年低調であった大都市制度についての論議が再び活発化することを期待したい。

なお、本書は著者が述べているように地方自治体固有の問題に限定して論述しているため、国と地方の関係、なかでも国の地方に対する関与、監督、許認可等、現実の地方自治体の行政改革を進めるうえでの大きな障害となる問題について言及しておらず、この方面については、著者の今後の論文に期待したい。

著者は早くから日本社会の民主化のためには、自治体の民主化が先行し、かつ達成されることが前提条件であるとの考えか

ら、地方自治問題を研究して多くの提言を行ってきた。

国は地方行革大綱を定めるなど、行政改革は国と地方の関係でも大きな問題となっている時期においては、本書は自治体関係者にとって必読の書である。

(本田 弘著)  
学文社 3700円)

### 都市経済論

戦後地方自治は、30年代、中央集権化が進展し、40年代、革新自治体の誕生に見られる如く、自治の復権が求められた。残念ながら50年代は、政府の減量経営の指導の下に、新たな進展を見ず、逆に、地方自治体の放漫な財政運営に厳しい批判が加えられ、自治は閉塞したといえよう。皮肉にも、三全総が定住圏の名の下に経済の東京集中から地方分散を謳ったにもかかわらずである。

60年代を迎え、四全総が企図されつつある。しかしながら、高齢化、国際化、情報化など地方自治の抱える問題は多く、安定的な成長の中で、これらを解決していく事は容易な事ではない。今こそ、自治体は冷静に過去を振り返り、今後の主権回復の途を見い出す自主努力が要求される。

他方、国際的には、アジアの主要都市における人口の急膨脹、アメリカ、ヨーロッパの都市の経済活動・人口規模の縮小とそれに伴う幾多の問題が顕在化している。

本書は、編者柴田徳衛氏の遷厶を記念して刊行されたものであるが、はしがきにもあるように新しい波瀾を呼びはじめた現代の大都市を中心に、その経済や財政の世界

的動向を把握し、分析しようとするもので、編者の新しい研究の出発の気持と通ずるものがあって興味深い。

内容は、第1編「現代都市経済の現論」、第2編「都市経済の方法と構成」、第3編「世界の都市財政」に分かたれる。

第1編では、第1章「世界の都市・日本の都市」で、本書の骨格をみせる。ここでは、アメリカ・ヨーロッパ、発展途上国、社会主義経済圏、と世界各国の都市問題、都市経済を鳥瞰する事により、日本にあって当然と見える事、単一民族、都市形成（大都市への労働力集中）、貯蓄率の高さ等、海外の都市からみれば非常にユニークで、これまでプラスに作用して来た要因を指摘し、それらが、やがてマイナスとなる点を強調する。高貯蓄率→設備投資→大都市中心部の土地購入→土地騰貴→（最適生産能率のための都市計画）→生活環境改善の圧迫（劣悪な居住環境）という循環式からは、次の世代育成の問題が、さらには、国際的な孤立すらも生来せしめるとしている。加えて高齢化社会の到来による単なる老人問題でなく、経済的視点から職場における活力の喪失を、さらには婦人の社会的進出による家族の崩壊混乱といった欧米先進国でのわが国都市問題に未経験の分野の問題についても注意を喚起し、わが国の都市政策を従前型で推進しようとする程これまでのプラス要因がますます強いマイナス要因となり、国の経済力を弱めると指摘している。第2章「都市経済論の方法と構成」では、都市の政治経済学の体系を「都市経済」、「都市問題」、「都市政策」の3部構成とし、これらの領域は独立ではなく、

この順序で連絡し、都市経済の論理はらせん状に上昇するとする。さらに、歴史的分析の必要を説く、第3章、第4章では、柴田氏の都市経済にとって、一つのネックといえる土地を、さらに、集積の不利益としての環境問題を扱う。第2編は、戦前を関、戦後を柴田・宮本氏の都市思想、展開の姿を第1編の理論の具体化として捉える。後段は、日本の都市財政について、そのあり方を検討する。殊に今後の財政運営に関する提言は、現在、盛んに行われ、かつ、論議を呼んでいる都市経営的観点、効率的な行財政運営にたちいたる。第3編は、劇的変動をみせたニューヨークを中心としたアメリカ、西独、イギリスの都市財政の実態を紹介する。

わが国経済は、国際経済の中心的役割を果しつつあり、都市経済もその範ちゅうから抜け出るものではない。宮本氏の言う、多国籍企業の動向が、ニューヨークの様に都市経済の動向を決する要因も十分に有る。既に、オイルショック時に企業城下町が経験した事例と同様である。

本書にも言う様に、都市経済の活力がわが国経済全体を活性化させる。同様、都市経済を担う者にとっても経済の国際化を看過する事は出来ない。従って十分な認識の下に都市経済、都市問題の国際的比較研究が行われねばならない。本書は、都市経済の観点から新たな地方の復権へ研究すべき途を示唆して止まない。

(柴田徳衛編  
有斐閣 3,900円)

## ■地域オピニオンリーダーの研究

——原子力船「むつ」をめぐる

意見対立の動態——

地域社会をめぐる情報は生活情報、文化情報、イベント情報など数多い。これらの情報はどちらかという一方通行の情報である。しかし、情報の中で内容の受信のさいに、賛否または支持・拒否の態度や行動が求められるという情報がある。

これが問題情報と呼ばれるものである。この問題情報は常に争点を持つことになり利害関係を持つ者が現われてくる情報である。この時、当該地域の中から争点に対応する意見指導者が発生してくる。これが地域オピニオンリーダーと呼ばれる人々である。オピニオンリーダーは賛・否いずれかの側に立ち、争点の意味を説明し、自己陣営の主張の正統性を説得し支持を求めるといふ行動を取りはじめる。この争点に対応して機能する地域オピニオンリーダーの構造は単純な形態でないことは日常の生活から想像できることである。それは垂直的にみると重層的であり、水平的にみれば結節的な人的つながりの中で行動する。

本書はこのような地域の中で複雑にからみあう地域オピニオンリーダーを「さまよえる原子力船」といわれてきた「むつ」の母港問題をめぐる地元青森県むつ市を中心とした実態調査を通じて解析しようとした報告書である。

筆者は地域オピニオンリーダーを上位オピニオンリーダー（キイおよび、それを含むトップ・オピニオンリーダー）と下位のオピニオンリーダー（ロウア・オピニオンリーダー）、最終的な被影響者（フォロア

一)とに分類し分析を試みている。トップ・オピニオンリーダーは争点に対する賛・否いずれの側の者も、かれらの意見が浸透し、拡散し支持・共鳴を求めるには直接フォロアーに対して情報の流れに伴う影響の流れを左右したり、補強することは困難なため、かれらの主張を代弁し得る者が必要となる。そこに、ロウアー・オピニオンの存在が重要となる。ロウアー・オピニオンリーダーはフォロアーに対する情報の授受に止まらず、積極的に助言あるいは説得活動を行う者であり、フォロアーとの共通の利害得失を想定した状況をフォロアーに対して提示するという構造である。これらの前提のもとに本書は地域オピニオンリーダーの属性を詳細に分析するとともに、地域オピニオンリーダーの動態を「保守内保守型」、「保守内革新型」、「革新型」の各オピニオンリーダーに分類しアンケート、ヒヤリング等の手法で詳細な分析を行っている。

また、青森県むつ市と熊本県佐世保市での地域オピニオンリーダーの比較研究を通してその共通性と個別性を明確に示してい

る。共通性では、地域オピニオンリーダーの職業、役職構成にいちじるしい類似がみられ、キイ・オピニオンリーダーでは、現・前市長、知事、衆議院議員などであり、一般のトップ・オピニオンリーダーでは農協組合長か商工会長、また医師会長か歯科医師会長という人々である。しかし、一方これは地域権力の系列とは決して同一ではなく、純粋に民間の立場に属する会社役員の影響力も大きく、「民間」の力も無視出来ないとする。

次に個性の中で興味深いのは人口規模の小さい地域社会において裾野の広いオピニオンリーダーを持ち、人口規模の大きな地域社会ではオピニオンリーダーが相対的に少ないという結果も出ている。

このように地域の世論の形成には複雑にからみあった人間関係、地域風土、政治状況など色々な形での影響がある。本書は地域オピニオンリーダーの詳細な分析でこの解明を行った意欲的な著作であり、地域問題に係わる者にとって必読の書といえる。

佐藤智雄編著  
(中央大学出版部刊 5,800円)

## 編 集 後 記

テレトピア計画やニューメディアコミュニティ構想など、昨年から今年にかけて、ニューメディアフィーバーが全国をおおったかの観がある。しかし、最近になってそれもようやく、鎮静化してきたようだ。むしろこれから各自治体が本格的にニューメディア対策に取りくむ時だろう。一過性のブームにおわらせることなく、ニューメディアを活用した地域の活性化に向けて、地道な努力が望まれる。

今回は自治体とニューメディアを特集として取り上げた。まず初めに、大阪大学の滑川教授に、ニューメディア社会の将来像を概観して頂き、次に前電電公社神戸都市管理部長の水内氏に、地域ニューメディアとしてのビデオテキストとCATVについてまとめて頂いた。

各論としては、神戸市におけるニューメディア対策の現状および、産業界の動向として、神戸製鋼の見市氏にはテレビ会議システムについて、太陽神戸銀行の藤岡氏には銀行とニューメディアについて御執筆頂いた。

豊かなコミュニティの実現に向けて自治体の積極的な取りくみが期待されるが、本誌が少しでもお役に立てば幸いである。

## 都市政策バックナンバー

- 第30号 特集 都市と景観 1983年1月1日発行
- 第31号 特集 都市と農業 1983年4月1日発行
- 第32号 特集 都市と住宅 1983年7月1日発行
- 第33号 特集 コンベンション都市政策 1983年10月1日発行
- 第34号 特集 総合福祉施設の将来像 1984年1月1日発行
- 第35号 特集 都市形成史 1984年4月1日発行
- 第36号 特集 都市とスポーツ 1984年7月1日発行
- 第37号 特集 自治体と国際交流 1984年10月1日発行
- 第38号 特集 港湾経営の政策課題 1985年1月1日発行
- 第39号 特集 自治体OAシステム 1985年4月1日発行

### ☆年間予約購読のおすすめ

書店にて入手困難な方は、当研究所へ直接お申込み下さい。  
予約購読の場合、送料は当研究所が負担いたします。

季 刊 都 市 政 策

第 40 号

印 刷 昭和60年3月25日 発 行 昭和60年7月1日  
発行所 財団法人 神戸都市問題研究所 発行人 高 寄 昇 三  
〒 651 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号(神戸商工貿易センタービル18F)  
振替口座 神戸 75887 電話 (078) 252-0984  
発売元 勁 草 書 房  
〒 112 東京都文京区後楽2の23の15  
振替口座 東京 5-175253 電話 (03) 814-6861  
印 刷 田中印刷出版株式会社

行政情報の新しい地平を拓く  
 『月刊地方自治ジャーナル』  
 B5判 96頁 定価 600円 (〒55円)

編集発行

〒112 東京都文京区小石川2-3-4 川田ビル  
 TEL 03-811-5701 (株)公人の友社

7月号 6月15日発売

特集 求められている余暇行政

・報告1 秋田の生涯教育・十五年

↳秋田県生涯教育センター

・報告2 千葉市余暇情報センター

↳千葉市企画調整局

・報告3 なぜ、今、余暇対策室か

↳静岡県余暇対策室

・分析 日本人の余暇活動の現状と今後

↳(財)余暇開発センター

・論考 充実した余暇行政のための提言

↳(財)日本余暇文化振興会

6月号 特集 研究・生活騒音都市

5月号 特集 どうなる？ タクシー行政

4月号 特集 現代の祭・地方博

## 地方自治通信

6月号

特集 老人福祉——現場からの視点

△総論として▽  
 高齢化社会と現場の思想

日下部禧代子

△座談会▽

老人福祉・批判と展望——  
 福祉と医療の統合を考えるなかで

中川晶輝・日高登/司会・日下部禧代子

地域医療——足立区柳原病院の実践 木村哲三

老人医療における「老人病院」の位置づけ—— 天本 宏

老人にふさわしい医療を考える

△住民からの地域福祉の実践▽  
 杉並老後をよくする会 白川すみ子

寝屋川市民たすけあいの会 岩淵のり子

△自治体の現場から▽  
 老人ホーム入所判定基準の運用実態と問題点 緒形 昭義

地域福祉への道——理念と現実のはざままで 塩野 泰久

△レポート▽  
 都市の中に大地を残す—— 石崎 明

なぜ「見沼田んぼ」(埼玉県南部)は 鈴木道弘  
 必要かの論

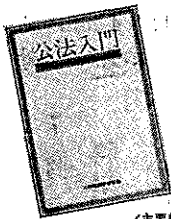
発行所 地方自治センター

〒102 東京都千代田区律町2-18 半蔵門 浅井

ビル2F TEL 03-2655-2775

B5版80ページ 定価500円 年間購読  
 6000円。  
 ＊本誌は直接販売のため、購読ご希望の  
 方は右記までご連絡下さい。

地方公務員必携「公法・基礎四法」の待望の入門書



# 公法入門

定価 1900円  
A5判  
320頁

- ◆公法・基礎四法（憲法・行政法・地方自治法・地方公務員法）の基本を徹底的に学ぶための入門書
- ◆本書はもともと月刊「地方自治職員研修」の臨時増刊号総合特集シリーズ第1号として昭和54年7月に発行された「公法入門」を母体としており、今回大幅に加筆増補されたものです。

＜主要執筆＞

阿部 照政	京都大学法学部教授	佐藤 幸治	京都大学法学部教授	中村 健男	北海道大学法学部教授
阿部 照隆	神戸大学法学部教授	須貝 裕一	京都大学名誉教授	原田 尚彦	東京大学教養学部教授
荒 亮	筑波大学社会学部教授	外間 敏	中央大学法学部教授	松尾 隆夫	大阪大学法学部教授
金子 秀雄	岡山義塾大学法学部教授	高田 敏	明治大学法学部教授	室井 力	名古屋大学法学部教授
北野 弘久	日本大学法学部教授	田中 龍昭	関西大学法学部教授	山内 一夫	名古川大学法学部教授
小島 和夫	参議院決算委員会調査室長	田村 清一	関西大学法学部教授	吉田 善夫	明治大学法学部教授
小嶋 和夫	東北大学法学部教授	田村 悦一	立命館大学法学部教授	和田 義夫	明治大学法学部教授
小林 孝輔	青山学院大学法学部教授	藤馬 竜太郎	同志社大学法学部教授	總 芳彦	徳島大学法学部教授
		中川 剛	広島大学法学部教授		(50名所)

＜目次＞ 公法をいかに学ぶか——公法への道案内

憲法の学び方

憲法の論点 基礎的人権と公共の福祉／私人間における基本権の保障／全体の奉仕者と公務員の労働基本権  
憲法重要判例選 生存権の性格——朝日訴訟／尊属殺人に関する規定と法の平等

行政法の学び方

行政法の論点 公法と私法／行政行為の公定力／行政行為の取消と撤回／行政指導／行政強制／苦情処理制度  
行政法重要判例選 行政手続（適正手続）／特別権力関係と裁量権／職務命令と差遣権および公定力

地方自治法の学び方

地方自治法の論点 条例制定権の範囲と限界／地方公共団体の事務と権能／地方公共団体の議会と長の関係  
地方自治法重要判例選 公安条例と集団示威運動／条例による財産権の制限／マンション建設指導要綱

地方公務員法の学び方

地方公務員法の論点 地方公務員の勤務関係の特質／分限と懲戒／地方公務員と労働基本権  
地方公務員法重要判例選 公務員の労働基本権の制限／公務員の政治活動／公務員の適格性

公務職員研修協会 ㊟101 東京都千代田区神田神保町3の2 ☎(03)230-3701(代)

## 自治研修

編集

自治大学校・地方自治研究資料センター

㊟106 東京都港区南麻布4-6-2

電話 (03) 444-3281

発行所

第一法規出版株式会社

㊟107 東京都港区南青山2-11-17

電話 (03) 404-2251

振替口座東京3-133197

1985. 6 No. 303  
6月号 毎月10日発行  
定価 430円  
年間購読料 6,705円  
(臨時増刊号送料を含む)

特集：観光行政と地域振興

〔総論〕

新しい観光のあり方と行政の役割

前田 勇

〔各論〕

観光レクリエーション旅行の現状と将来

細野 光一

観光開発と地域振興

山崎 充

まちの活性化をはかる

吉川 秀郎

移住型観光促進のおすすめ

瀧澤 泰生

観光開発の新しい視点

小瀬 信行

〔レポート〕

高山市のまちづくりと観光

野原 順作

わが村における観光行政について

本間俊太郎

〔ずいそう〕

ガウディへの旅

久保田治郎

〔自治大研修シリーズ〕

講義に臨んで

新しい「まちづくり」研修を導入

「まちづくり」は人づくり

〔研修事例〕

中野区職員課



---

---

## 神戸都市問題研究所出版案内

---

---

### 都市政策論集

- |      |                 |          |
|------|-----------------|----------|
| ☆第1集 | 消費者問題の理論と実践     | 定価 1700円 |
| ☆第2集 | 都市経営の理論と実践      | 定価 1500円 |
| ☆第3集 | コミュニティ行政の理論と実践  | 定価 1700円 |
| ☆第4集 | 都市づくりの理論と実践     | 定価 1900円 |
| ☆第5集 | 広報・広聴の理論と実践     | 定価 1800円 |
| ☆第6集 | 公共料金の理論と実践      | 定価 2200円 |
| ☆第7集 | 経済開発の理論と実践      | 定価 1700円 |
| ☆第8集 | 自治体OAシステムの理論と実践 | 定価 2000円 |
| ☆第9集 | 交通経営の理論と実践      | 定価 2000円 |

### 都市研究報告

- |      |                          |          |
|------|--------------------------|----------|
| ☆第3号 | 公共投資の効果に関する<br>実証的分析     | 定価 4000円 |
| ☆第5号 | インナーシティ再生の<br>ための政策ビジョン  | 定価 3000円 |
| ☆第6号 | 神戸／海上文化都市への構図            | 定価 3500円 |
| ☆第7号 | 神戸・コンベンション都市への<br>政策ビジョン | 定価 4000円 |
| ☆第8号 | 集合住宅管理の課題と展望             | 定価 2000円 |
| ☆第9号 | 地方自治体へのOAシステム導入          | 定価 5000円 |

※ ご購入は書店または神戸都市問題研究所へお申し込み下さい。



季刊 都市政策 第40号 0331-976700-1836  
発売元 **勁草書房** 東京都文京区後楽 2の23の15  
振替東京 5-175253 電03-814-6861

定価 550円